

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について  
相模原市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 11 月 19 日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例

相模原市職員定数条例(昭和 24 年相模原市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育機関」を「教育機関等」に改める。

第 2 条第 1 項の表市長の事務部局の職員の項中「3,344 人」を「3,364 人」に改め、同表消防職員の項中「713 人」を「732 人」に改め、同表教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の項中「教育機関」を「教育機関等」に、「3,268 人」を「3,259 人」に、「3,671 人」を「3,662 人」に改め、同表合計の項中「7,800 人」を「7,830 人」に改め、同条第 3 項中「教育機関」を「教育機関等」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「法人に」を「団体に」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長の事務部局の職員の定数のうち、398 人は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 14 条第 1 項の福祉に関する事務所の職員の定数とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

新たな行政課題への的確に対応し、及び効果的な行政運営を推進するための職員の定数に係る規定の改正、相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例の見直しに伴う福祉に関する事務所の職員の定数に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 3 4 号関係資料

相模原市職員定数条例の改正の概要

1 改正の内容

( 1 ) 職員の定数に係る規定の改正(第 2 条第 1 項関係)

部局別職員定数

部局別		定数		
		現行	増減人数	改正後
議会の事務局の職員		人 2 3	人 0	人 2 3
市長の事務部局の職員		3 , 3 4 4	2 0	3 , 3 6 4
選挙管理委員会の事務局の職員		1 0	0	1 0
監査委員の事務局の職員		1 5	0	1 5
消防職員		7 1 3	1 9	7 3 2
人事委員会の事務局の職員		1 0	0	1 0
農業委員会の事務局の職員		1 4	0	1 4
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関等の職員	事務局及び学校以外の教育機関等の職員	4 0 3	0	4 0 3
	学校の職員	3 , 2 6 8	9	3 , 2 5 9
	小計	3 , 6 7 1	9	3 , 6 6 2
合計		7 , 8 0 0	3 0	7 , 8 3 0

( 2 ) 福祉に関する事務所の職員の定数に係る規定の追加(第 2 条第 2 項関係)

市長の事務部局の職員の定数のうち、社会福祉法(昭和 2 6 年法律第 4 5

号)第14条第1項の福祉に関する事務所の職員の定数を398人とするもの

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第134号参考資料

令和2年4月1日の職員定数の主な増減内容

部局別	増減人数	主な内容
市長の事務部局の職員	人 20	
新規事務・事業に関するもの	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用の推進(1)</li> <li>・ 市民の市への誇り及び愛着の醸成の推進(1)</li> <li>・ S D G s の推進(3)</li> <li>・ 公共施設マネジメントの取組の推進(3)</li> <li>・ (仮称)新斎場整備事業の推進(1)</li> <li>・ 人権に関する条例の制定(1)</li> <li>・ ねんりんピックかながわ2021への対応(4)</li> <li>・ 次期一般廃棄物最終処分場整備事業の推進(1)</li> <li>・ 令和元年台風第19号による災害対応(3)</li> <li>・ 簡易水道事業への公営企業会計の導入(2)</li> </ul>
経常事務・事業に関するもの	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市税等の収納体制の強化(3)</li> <li>・ 危機管理体制の強化(2)</li> <li>・ 生活保護受給世帯の増加への対応(2)</li> <li>・ ひきこもり支援ステーション事業の推進(1)</li> <li>・ 子ども・子育て支援事業の推進(6)</li> <li>・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び児童相談所運営指針に基づく増員(11)</li> <li>・ その他(7)</li> </ul>
事務事業の見直し及び終了等	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ収集業務の民間委託の拡大( 32)</li> </ul>
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関等の職員	人 9	
新規事務・事業に関するもの	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設長寿命化計画に基づく事業の推進(2)</li> </ul>
事務事業の見直し等	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能職退職者に対する不補充( 9)</li> <li>・ 事務執行体制の見直し等( 2)</li> </ul>

消防職員	人 19	
経常事務・事業に関するもの	19	・消防・救急体制の強化(19)

相模原市行政組織条例及び相模原市一般職の給与に関する条例の一部を  
改正する条例について

相模原市行政組織条例及び相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

令和元年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市行政組織条例及び相模原市一般職の給与に関する条例の一部を  
改正する条例

(相模原市行政組織条例の一部改正)

第 1 条 相模原市行政組織条例(平成 1 8 年相模原市条例第 5 9 号)の一部を次の  
ように改正する。

第 1 条中「局及び課」を「公室及び局」に改め、同条第 1 号中「秘書課」を  
「市長公室」に改め、同条第 3 号中「企画財政局」を「財政局」に改める。

第 2 条中「局及び課」を「公室及び局」に改め、同条第 1 号を次のように改め  
る。

( 1 ) 市長公室

ア 秘書及び表彰に関すること。

イ 市政に関する総合計画並びに重要施策の企画及び調整に関すること。

ウ シティプロモーション及び観光に関すること。

第 2 条第 2 号中ウを削り、エをウとし、同条第 3 号中「企画財政局」を「財政  
局」に改め、アを削り、イをアとし、ウをイとし、同条第 5 号イ中「文化」の次  
に「及び国際交流」を加え、同条第 8 号ア中「、観光」を削る。

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 2 6 年相模原市条例第 1 1 号)  
の一部を次のように改正する。

別表第 5 行政職給料表( 1 )の部 7 級の項中「副区長」を「児童相談所長、副

区長」に改め、同部 9 級の項基準となる職務の欄中「局長」を「公室長、局長」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案の理由

新たな行政課題等に的確に対応するため、市長公室を設置し、秘書及び表彰、市政に関する総合計画並びに重要施策の企画及び調整並びにシティプロモーション及び観光に関する事務を分掌させるための規定の改正並びに公室長及び児童相談所長の職務に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第135号参考資料

### 市長公室の設置及び児童相談所の組織改編について

#### 1 市長公室の設置について

市民が安全に安心して暮らすことができる持続可能な社会及び市民が誇れるまちづくりの実現を目指すため、現在の総務局渉外部の一部、企画財政局企画部の一部、環境経済局経済部の一部及び秘書課を統合し、新たに局相当の市長公室を設置するもの

##### (1) 新たな取組及び拡充・強化する項目

ア 2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた市民、企業、団体等と連携した取組

イ 市民の市への誇りや愛着の醸成及び市内外への本市の魅力の発信による市民が誇れるまちづくりの推進

ウ 津久井地域を始めとした豊かな自然環境や地域の様々な観光行事など、魅力あふれる多様な観光資源の情報発信

##### (2) 職員規模

約90人(現行の総務局渉外部(約40人)、企画財政局企画部の一部(約40人)、環境経済局経済部の一部(観光に係るもの)及び秘書課を統合)

##### (3) 主な所掌事務

ア 総合的な政策立案

イ SDGsの推進

ウ 都市経営の推進

エ 市民の市への誇り及び愛着の醸成

オ 市政の情報発信

カ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組の推進

##### (4) その他

市長公室の設置に伴い、総務局総務部及び渉外部並びに企画財政局企画部を廃止し、企画財政局を財政局に改編する。

#### 2 児童相談所の組織改編について

新たに児童相談所長の職務の級を7級(参事級)に位置付け、年々増加傾向にあ

る児童に関する専門的な相談や児童虐待による一時保護等に迅速に対応するとともに、市民がより身近な場所で相談などの市民サービスを受けられる体制を整備するもの

### 3 今後のスケジュール

組織の詳細については、更に検討を進め、令和2年2月に公表する予定です。

相模原市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例につ  
いて

相模原市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように  
制定する。

令和元年 11 月 19 日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)の規定に基づき、生計  
困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その  
他の施設を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)の設備  
及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営)

第 2 条 次条に定めるもののほか、社会福祉法第 68 条の 5 第 1 項の規定に基づき  
条例で定める無料低額宿泊所に係る基準は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関  
する基準(令和元年厚生労働省令第 34 号)に定める基準(同令第 12 条第 6 項第  
1 号八ただし書に定める基準を除く。)の例による。

(暴力団排除)

第 3 条 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。)その他の無料低額宿泊所の運営に  
携わる者は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成 23 年相模原市条例第  
31 号。以下「暴力団排除条例」という。)第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等  
をいう。以下同じ。)と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 無料低額宿泊所は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受  
けてはならない。

(1) 暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団

(2) 暴力団員等

- ( 3 ) 暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等
- ( 4 ) 暴力団排除条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成 3 0 年法律第 4 4 号)による社会福祉法(昭和 2 6 年法律第 4 5 号)の改正及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第 3 4 号)の制定に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について所要の定めをいたしたく提案するものである。

## 議案第136号関係資料

### 相模原市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

#### 1 条例の内容

##### (1) 設備及び運営に係る規定(第2条関係)

社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき条例で定める無料低額宿泊所に係る基準は、(2)の基準のほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)に定める基準の例によることとするもの。ただし、居室に係る基準について、一の居室の床面積(収納設備を除く。以下同じ。)は、7.43平方メートル以上とすることとし、同令第12条第6項第1号八ただし書に定める一の居室の床面積を地域の事情により4.95平方メートル以上とする規定は、適用しないこととするもの

##### (2) 暴力団排除に係る規定(第3条関係)

ア 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)と密接な関係を有すると認められる者であってはならないこととするもの

イ 無料低額宿泊所は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならないこととするもの

(ア) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団

(イ) 暴力団員等

(ウ) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(エ) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

#### 2 施行期日

令和2年4月1日

## 議案第 1 3 6 号 参考資料

### 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第 3 4 号)

#### 目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 基本方針(第 3 条)

第 3 章 設備及び運営に関する基準(第 4 条 第 3 2 条)

#### 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法(昭和 2 6 年法律第 4 5 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項第 8 号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)に係る法第 6 8 条の 5 第 2 項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- ( 1 ) 法第 6 8 条の 5 第 1 項の規定により、同条第 2 項第 1 号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第 6 条及び第 1 3 条の規定による基準
- ( 2 ) 法第 6 8 条の 5 第 1 項の規定により、同条第 2 項第 2 号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第 1 2 条第 4 項第 1 号及び第 6 項第 1 号八並びに附則第 3 条第 1 項第 1 号の規定による基準
- ( 3 ) 法第 6 8 条の 5 第 1 項の規定により、同条第 2 項第 3 号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第 1 4 条第 1 項から第 6 項まで、第 2 8 条及び第 3 1 条の規定による基準
- ( 4 ) 法第 6 8 条の 5 第 1 項の規定により、同条第 2 項第 4 号に掲げる事項

について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第10条並びに第11条第1項(利用期間に係る部分を除く。)及び第4項の規定による基準

- (5) 法第68条の5第1項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(無料低額宿泊所の範囲)

第2条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

- (1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること(明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。)

ロ 入居者の総数に占める生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料(居室使用料及び共益費を除く。)を受領してサービスを提供していること(サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。)

- (2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準(同法第11条第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。)に基づく額以下であること。

## 第2章 基本方針

(基本方針)

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社

会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

### 第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第6条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。)が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、都道府県(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。)に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設(入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。)と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの(入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。)を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下

(2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上8以下

4 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。)の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下

(2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上40人以下

5 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。)は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存し

なければならない。

(設備の基準)

第 12 条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第 62 条第 1 項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 浴室

(6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

(1) 共用室

(2) 相談室

(3) 食堂

6 第 4 項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

イ 一の居室の定員は、1 人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2 人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積(収納設備を除く。)は、7.43 平方メートル以

上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。

ニ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

ヘ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

イ 入居定員に適したものを設けること。

ロ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下「日常生活支援住居施設」という。)に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービス内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間(1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約(借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。)の場合は、1年とする。)及び解約に関する事項

を定めなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
    - イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又

は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用(第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。)を受領することができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居室使用料
- (3) 共益費
- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 基本サービス費
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
- (2) 居室使用料
  - イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
  - ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
- (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
- (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
- (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
- (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

イ 人件費、事務費等(前号の基本サービス費に係るものを除く。)に相当する金額とすること。

ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業

務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第 2 2 条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第 2 3 条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第 2 4 条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第 2 5 条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第 2 6 条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- ( 1 ) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

- ( 2 ) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。)であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- ( 3 ) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- ( 4 ) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- ( 5 ) 第 1 4 条第 1 項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- ( 6 ) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が 2 人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- ( 7 ) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- ( 8 ) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- ( 9 ) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- ( 1 0 ) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、都道府県(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)に届け出ること。
- ( 1 1 ) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- ( 1 2 ) 金銭等の管理の状況について、都道府県の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

( 掲示及び公表 )

第 2 7 条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後 3 月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、都道府県(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、都道府県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市)、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事

故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第 3 2 条 第 1 2 条第 3 項から第 5 項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この省令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 4 号(第 1 1 条第 1 項(利用期間に係る部分を除く。))に係る部分に限る。)及び第 5 号(第 1 1 条第 1 項(利用期間に係る部分に限る。))から第 5 項まで及び第 3 2 条に係る部分に限る。)、第 1 1 条並びに第 3 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(居室に関する経過措置)

第 2 条 この省令(前条ただし書の規定を除く。以下同じ。)の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成 3 0 年法律第 4 4 号)第 5 条の規定による改正前の法第 6 9 条第 1 項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について第 1 2 条第 6 項第 1 号イ及び二からへまでの規定は、この省令の施行後 3 年間は、適用しない。

第 3 条 この省令の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第 5 条の規定による改正前の法第 6 9 条第 1 項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成 2 7 年 6 月 3 0 日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成 2 7 年 7 月 1 日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第 1 2 条第 6 項第 1 号八に規定する基準を満たさないものについては、同号八の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

( 1 ) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3 . 3 平方メートル以上であること。

- ( 2 ) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第 1 2 条第 6 項第 1 号八に規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
  - ( 3 ) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
  - ( 4 ) 第 1 2 条第 5 項第 1 号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
  - ( 5 ) 居室の床面積の改善についての計画を、都道府県(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)と協議の上作成すること。
  - ( 6 ) 前号の規定により作成した計画を都道府県に提出するとともに、段階的かつ計画的に第 1 2 条第 6 項第 1 号八に規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 2 前項の建物については、同項第 5 号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

( 条例の制定に係る経過措置 )

第 4 条 この省令の施行の日から起算して 1 年を超えない期間内において、法第 6 8 条の 5 第 1 項の規定に基づく都道府県(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)の条例が制定施行されるまでの間は、この省令に規定する基準は、当該都道府県が法第 6 8 条の 5 第 1 項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例について  
相模原市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例

相模原市建築基準条例(平成 1 1 年相模原市条例第 4 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 1 項中「建築物は、」を「建築物(階数が 3 で延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満のもの(政令第 1 1 0 条の 5 の技術的基準に適合する警報設備を設け、かつ、<sup>たて</sup> 堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分を間仕切壁又は政令第 1 1 2 条第 1 8 項第 2 号に規定する構造の戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画したものに限る。)を除く。)は、」に改め、同項ただし書中「政令第 1 3 6 条の 2 の技術的基準に適合する建築物」を「市長が別に定める構造方法を用いるもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

建築基準法の一部を改正する法律(平成 3 0 年法律第 6 7 号)による建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)の改正及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和元年政令第 3 0 号)による建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号)の改正を踏まえ、長屋の構造等に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

## 相模原市建築基準条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### 長屋の構造等に係る規定の改正(第27条関係)

- (1) 3階を長屋の用途に供する建築物のうち、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満であって、所定の警報設備を設け、かつ、<sup>なて</sup>堅穴部分を区画したもののについて、当該建築物に係る防火上の構造規制の対象から除外するもの

※ 堅穴部分

建築物の吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分等をいう。

- (2) 3階以上の階を長屋の用途に供する建築物のうち、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物に用いることができる構造方法の基準について、市長が別に定めることとするもの

### 2 施行期日

公布の日

相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例について  
相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

令和元年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。)及び地方公営企業法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号。以下「政令」という。)の規定に基づき、相模原市簡易水道事業の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(簡易水道事業の設置)

第 2 条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、相模原市簡易水道事業(以下「簡易水道事業」という。)を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第 3 条 法第 2 条第 3 項及び政令第 1 条第 2 項の規定により、簡易水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本等)

第 4 条 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 簡易水道事業に係る水道の名称、給水区域、給水人口及び 1 日最大給水量は、次のとおりとする。

名称	給水区域	給水人口 (人)	1 日最大給水量 (立法メートル)
青根簡易水道	緑区青根	9 3 0	1, 1 0 0
葛原簡易水道	緑区名倉葛原及び日向	3 0 0	1 1 0
牧野中央簡易水道	緑区牧野大久和、中	1, 3 8 6	4 4 1

	尾、川上、堂地、新和田、篠原、馬本、吉原、大鐘、小津久、奥牧野、竹久保及び伏馬田		
--	--	--	--

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が40,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 現金の出納の一部及び保管に関すること。
- (2) 有価証券の保管に関すること。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 簡易水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が1,000,000円を超えるもの
- (2) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が1,000,000円(交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額)を超えるもの

(3) 市がその当事者である訴えの提起、和解及び調停で、その目的物の価額が  
1,000,000円を超えるもの

(4) 市がその当事者である審査請求その他の不服申立て、あっせん及び仲裁  
(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

相模原市簡易水道事業審議会	相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和元年相模原市条例第 号)第2条に規定する簡易水道事業の運営に関し必要な事項について、市長の諮	7人以内	2年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
---------------	---	------	----------------------------

	問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。		
--	----------------------------------	--	--

(相模原市特別会計条例の一部改正)

- 3 相模原市特別会計条例(昭和39年相模原市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条に次の1号を加える。

(6) 相模原市簡易水道事業会計

(相模原市簡易水道条例の一部改正)

- 4 相模原市簡易水道条例(平成18年相模原市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「設置及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「別表第1に掲げる」を「相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和元年相模原市条例第 号。以下「設置条例」という。)第4条第2項に規定する」に改め、同項を同条第1項とする。

第29条第4項中「規定は、」の次に「設置条例第4条第2項に規定する」を加える。

第37条第1項中「又は」の次に「設置条例第4条第2項に規定する」を加える。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

(相模原市青根簡易水道基金条例の一部改正)

- 5 相模原市青根簡易水道基金条例(平成18年相模原市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「簡易水道事業特別会計歳入歳出予算」を「簡易水道事業会計歳入歳出予算」に改める。

#### 提案の理由

相模原市簡易水道事業を設置し、同事業に地方公営企業法(昭和27年法律第292号)を適用することに伴い、同事業の設置等について所要の定めをいたし

たく提案するものである。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について  
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 11 月 19 日提出

相模原市長 本村 賢太郎

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部相模原市就学指導委員会の項附属機関の欄中「相模原市就学指導委員会」を「相模原市教育支援委員会」に改め、同項設置目的の欄中「小中学校及び義務教育学校への就学において」を削り、「学齢生徒の就学」の次に「及び支援」を加え、「答申する」を「答申し、又は意見を建議する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の附属機関の設置に関する条例(以下「改正前の条例」という。)に定める相模原市就学指導委員会の委員である者は、この条例による改正後の附属機関の設置に関する条例に定める相模原市教育支援委員会の委員とみなし、その任期は、改正前の条例による任期の残任期間とする。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年相模原市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 9 の項及び 10 の項中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

## 提案の理由

障害等により配慮を必要とする次年度に就学予定の児童並びに学齢児童及び学齢生徒について、就学前からその後における一貫した支援の充実を図るため、相模原市就学指導委員会の名称及び設置目的を改正いたしたく提案するものである。

神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市との境界変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第3項の規定により、令和2年12月1日から神奈川県相模原市と東京都町田市との境界を別紙境界変更調書のとおり変更することを総務大臣に申請するものとする。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

提案の理由

神奈川県相模原市と東京都町田市との境界に係る境川の改修に伴い、両市の境界を変更いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第6項の規定により提案するものである。

## 別紙

### 境界変更調書

#### 1 神奈川県相模原市から東京都町田市に編入する区域

相模原市中央区宮下本町二丁目2274の1、2274の3から2274の8まで、緑区橋本四丁目8の1、8の2、9の2、9の3の一部、9の4の一部、9の5、35の1、35の2の一部、35の3、55の1の一部、55の2の一部、56の1の一部、476の1、476の2の一部、476の4から476の6までの各一部、477の1から477の7まで、橋本五丁目9の1の一部、9の3、9の4の一部、町屋二丁目3346の一部、町屋三丁目3372の一部、3373の一部、3374の1の一部、3374の2、3374の3の一部、3375、3376の1、3376の2、3377の1の一部、3377の2、3377の3の一部、3440の3の一部、3441の5の一部、広田3821の一部、3822の1の一部、3830の3の一部、3830の4の一部、3878の3の一部、3880の42の一部、3880の44の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部並びに緑区東橋本三丁目495の6、橋本四丁目9の3、25の30、37の7、39の1、475の51、476の3、476の6、495の2から495の4まで、橋本五丁目9の1、9の3、9の8、町屋二丁目3332の8、3332の9、3344の3、3345の3、3350の2、3352の2、町屋三丁目3369の2、3369の7、3370の5、3371の1、3371の2、3380の7、3433の3、3433の5、3435の11、3441の3、広田3761の2、3880の40、3880の41の地先の水路である国有地の一部

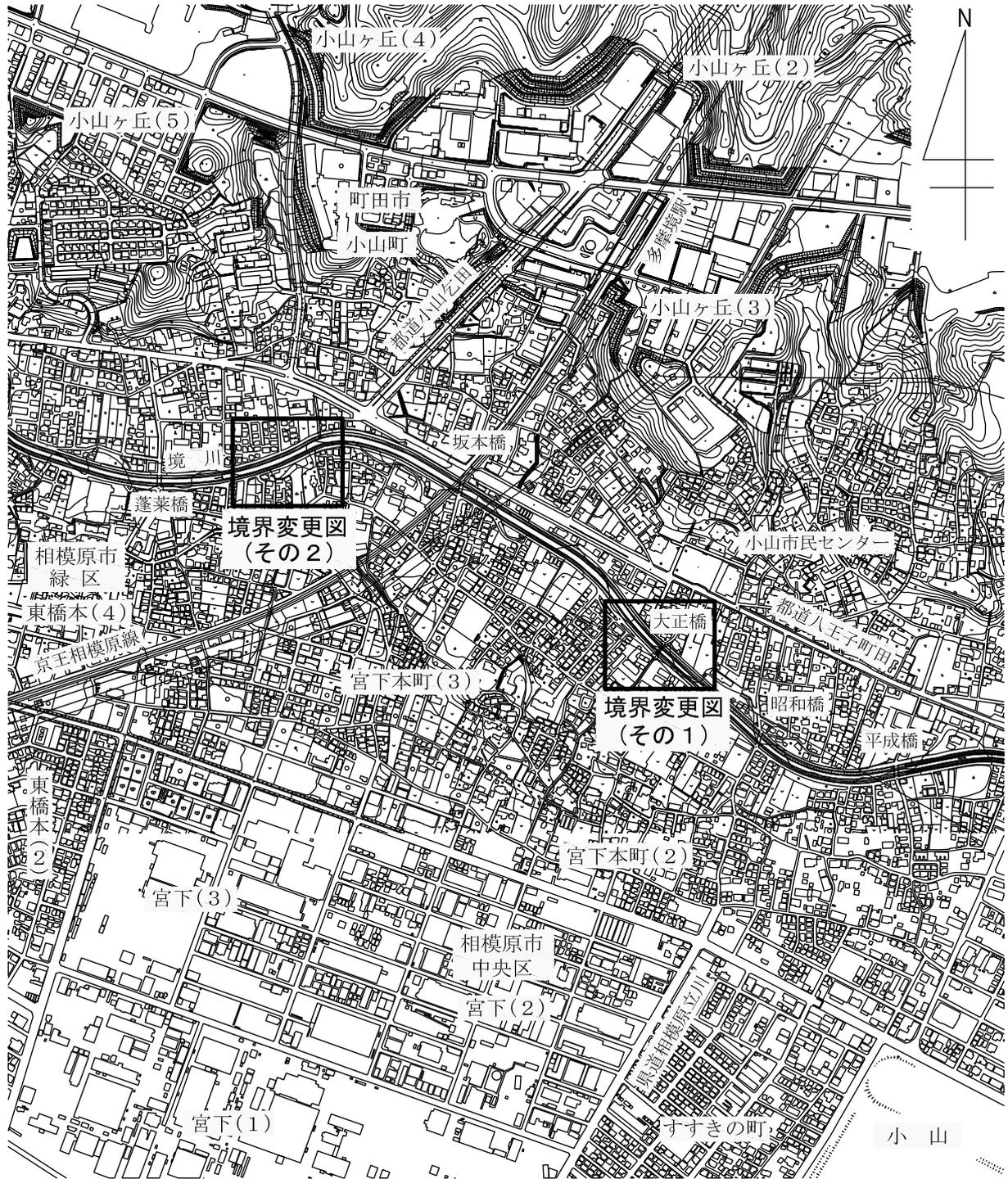
#### 2 東京都町田市から神奈川県相模原市に編入する区域

町田市小山町字二十九号3184の1、3184の2、字三十四号3671、字三十七号4204の1から4204の3まで、字三十八号4272の2、4272の3の一部、4273の2の一部、4273の3、4274の2、4274の3の一部、4274の4、4285の2の一部、字三十九号4340の2の一部、4340の4の一部、4362の2の一部、4363の2の一部、

4 3 7 8 の 2 の 一 部、 4 3 7 9 の 一 部、 4 3 8 4 の 2 の 一 部、 4 4 3 2 の 2 の 一 部、 4 4 3 3 の 2 の 一 部、 相 原 町 字 根 岸 2 8 7 1 の 1 か ら 2 8 7 1 の 3 ま だ の 各 一 部、 2 8 7 4 の 2 の 一 部、 2 9 0 0 の 一 部、 2 9 0 5 の 1 の 一 部、 2 9 0 5 の 2 の 一 部、 2 9 1 5 の 2 の 一 部、 2 9 1 6 の 一 部、 3 0 9 6 の 4 の 一 部、 3 0 9 7 の 2 の 一 部 及 び こ れ ら の 区 域 に 隣 接 介 在 す る 道 路、 水 路 で あ る 国 有 地 の 一 部 並 び に 小 山 町 字 三 十 九 号 4 3 4 0 の 1、 4 3 4 0 の 5、 4 3 4 1 の 1 か ら 4 3 4 1 の 3 ま だ、 4 3 4 2、 4 3 6 1 の 1、 4 3 6 1 の 3、 4 3 6 4 の 2、 4 3 6 4 の 3、 4 3 7 7 の 1、 4 3 7 7 の 2、 4 3 8 4 の 1、 4 3 8 4 の 3、 4 4 3 0 の 2 か ら 4 4 3 0 の 4 ま だ、 4 4 3 1 の 2、 相 原 町 字 根 岸 2 8 5 6 の 1 0、 2 8 5 6 の 1 1、 2 8 7 5 の 2、 2 9 0 1 の 2、 2 9 0 5 の 1、 3 1 0 8、 3 1 1 0、 3 1 1 1、 3 1 1 4 の 1 1、 3 1 1 4 の 1 3、 3 1 1 4 の 1 9、 3 1 1 5 の 1 2、 3 1 1 5 の 1 3、 3 4 2 4 の 5、 字 川 島 3 2 4 0 の 2、 3 2 4 2 の 2 の 地 先 の 道 路、 水 路 で あ る 国 有 地 の 一 部

備 考 上 記 の 土 地 の 表 示 は、 令 和 元 年 1 0 月 1 日 現 在 の 土 地 の 登 記 事 項 証 明 書 に よ る も の で あ る。

# 案内図(その1)

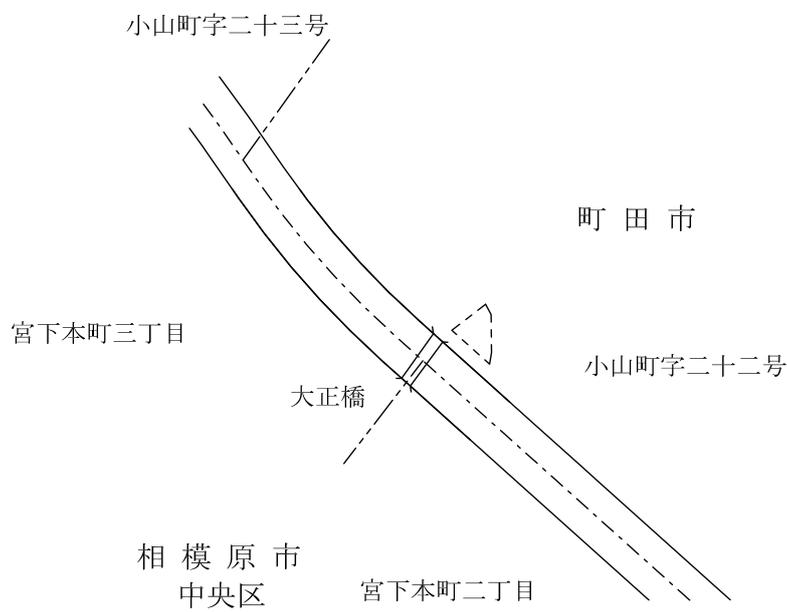
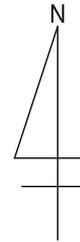


## 凡例



第6期事業実施区間  
における今回の変更  
箇所

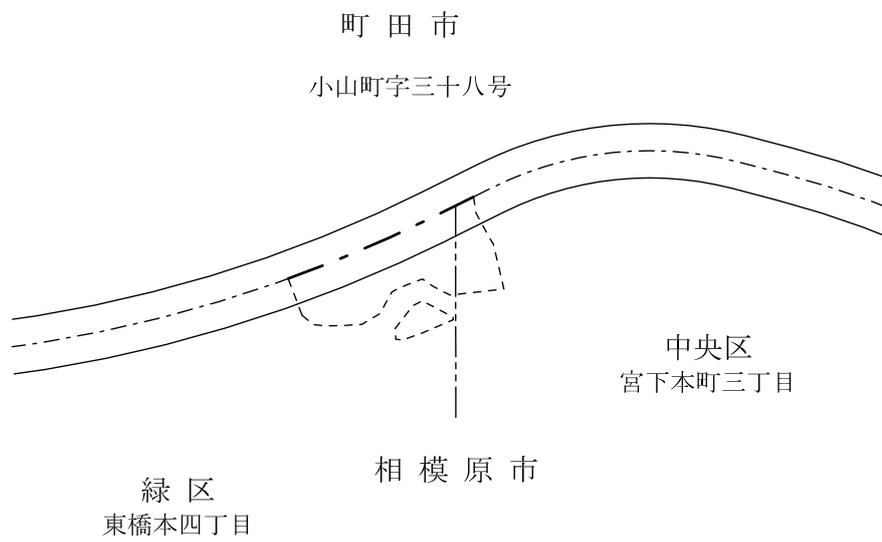
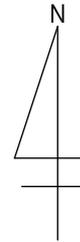
# 相模原市・町田市境界変更図（その1）



## 凡 例

— — — — —	新 市 境 界
.....	旧 市 境 界
-----	市 境 界
-----	町 界 ・ 字 界

# 相模原市・町田市境界変更図（その2）

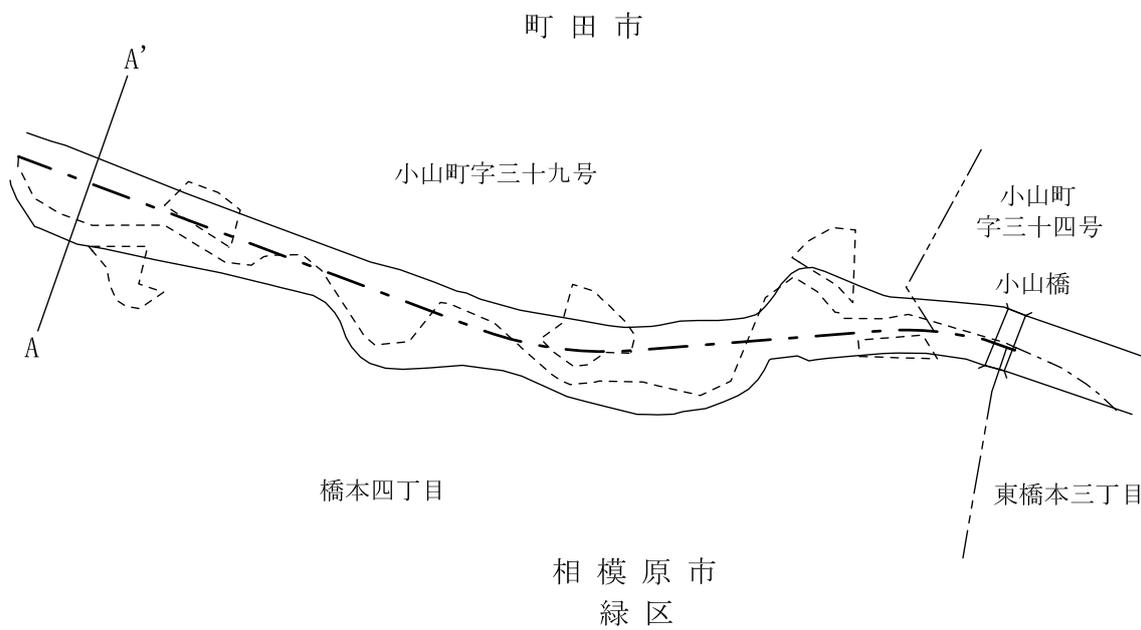
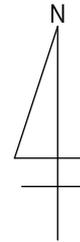


## 凡 例

— — — — —	新 市 境 界
-----	旧 市 境 界
-----	市 境 界
-----	町 界



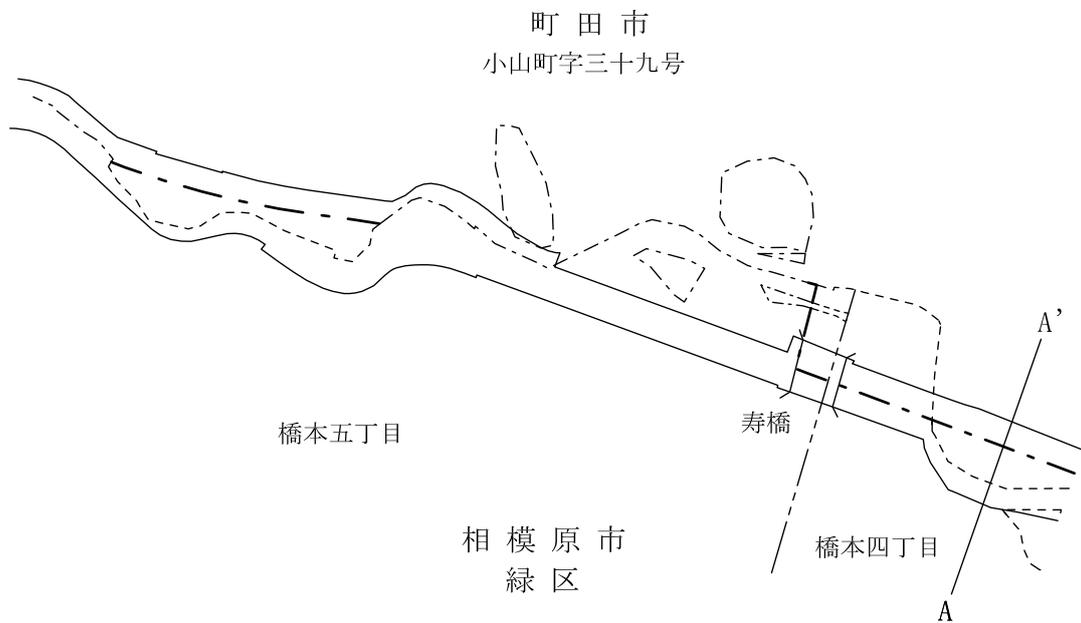
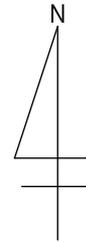
# 相模原市・町田市境界変更図（その3）



## 凡 例

— — — — —	新 市 境 界
-----	旧 市 境 界
-----	市 境 界
-----	町 界 ・ 字 界

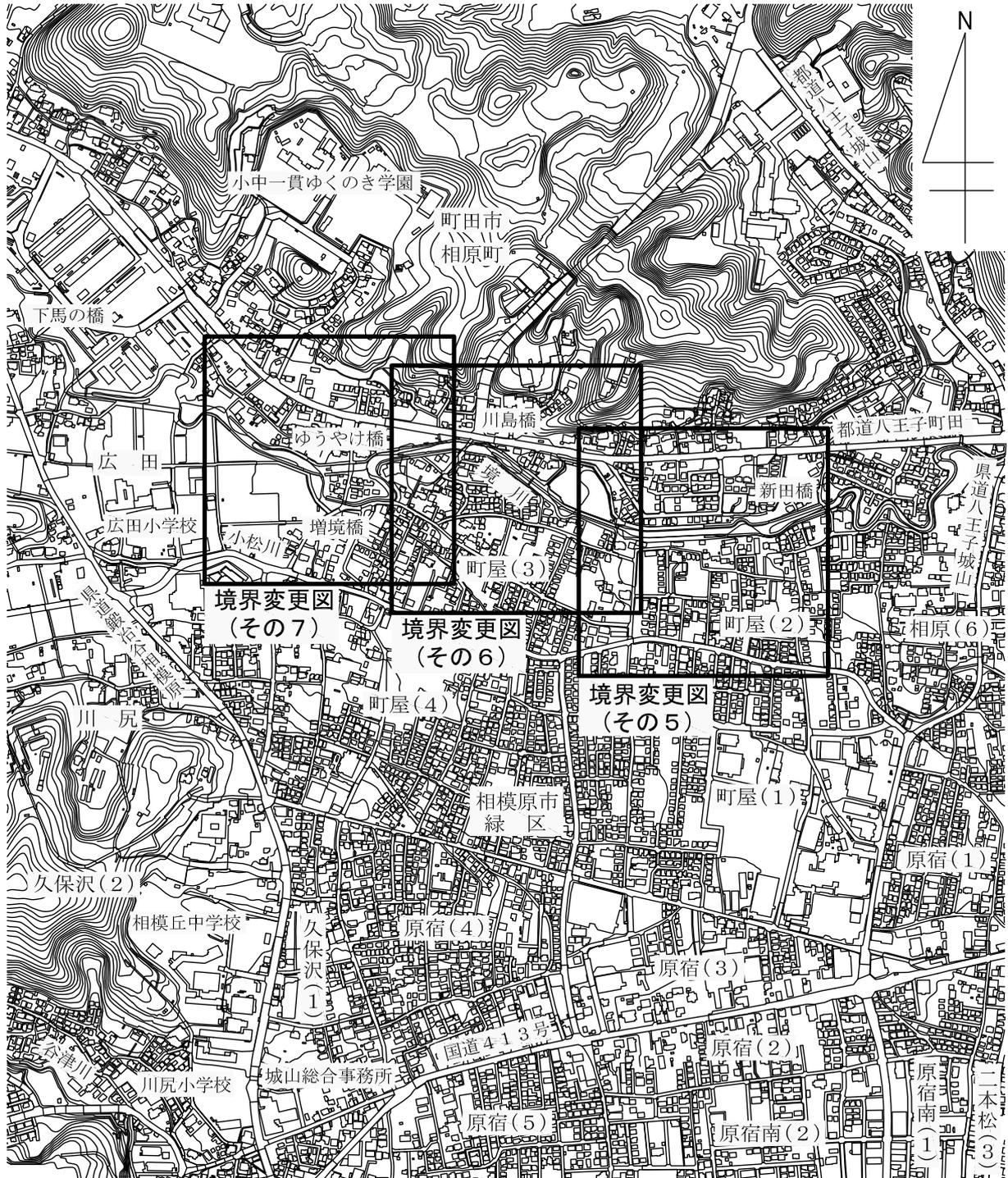
# 相模原市・町田市境界変更図（その4）



## 凡 例

-----	新 市 境 界
-----	旧 市 境 界
-----	市 境 界
-----	町 界

# 案内図(その3)

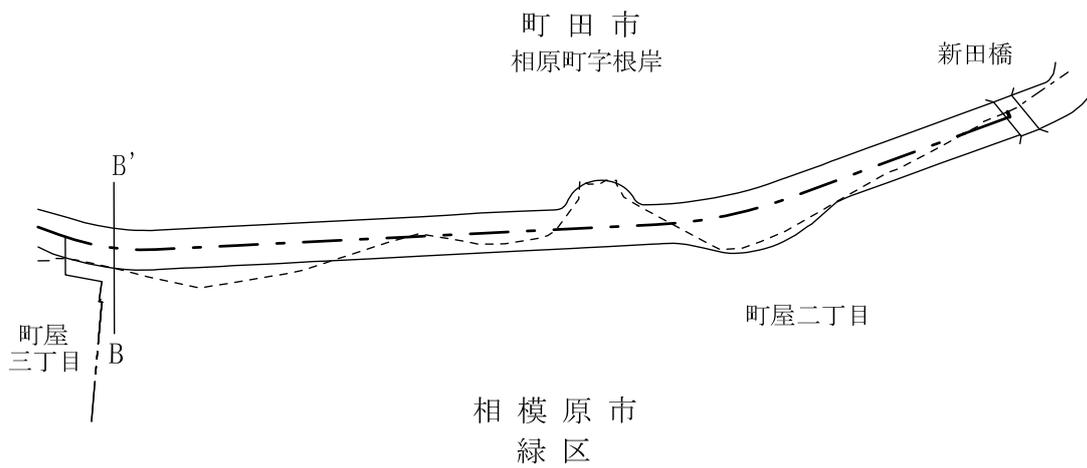
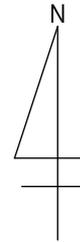


## 凡例



第7期事業実施区間

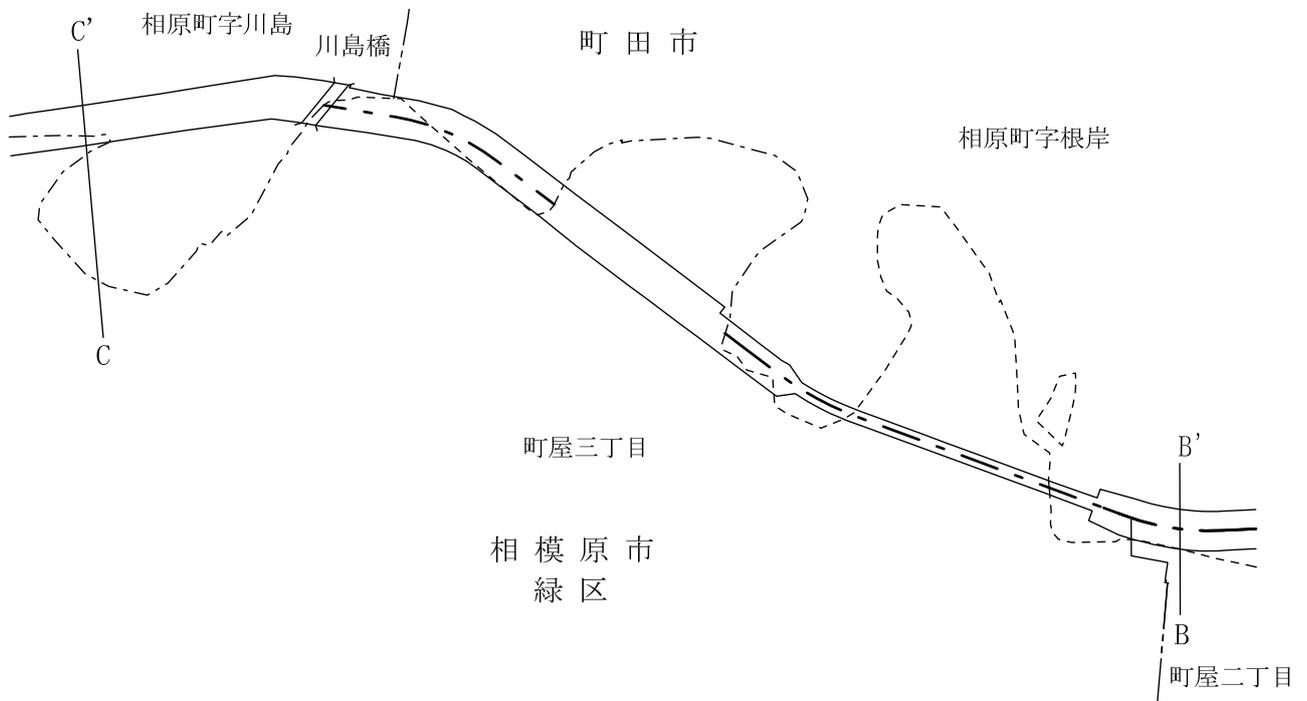
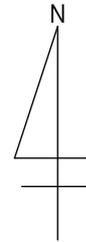
# 相模原市・町田市境界変更図（その5）



## 凡 例

— · — · — · —	新 市 境 界
— · — · — · —	旧 市 境 界
— · — · — · —	市 境 界
— · — · — · —	町 境 界

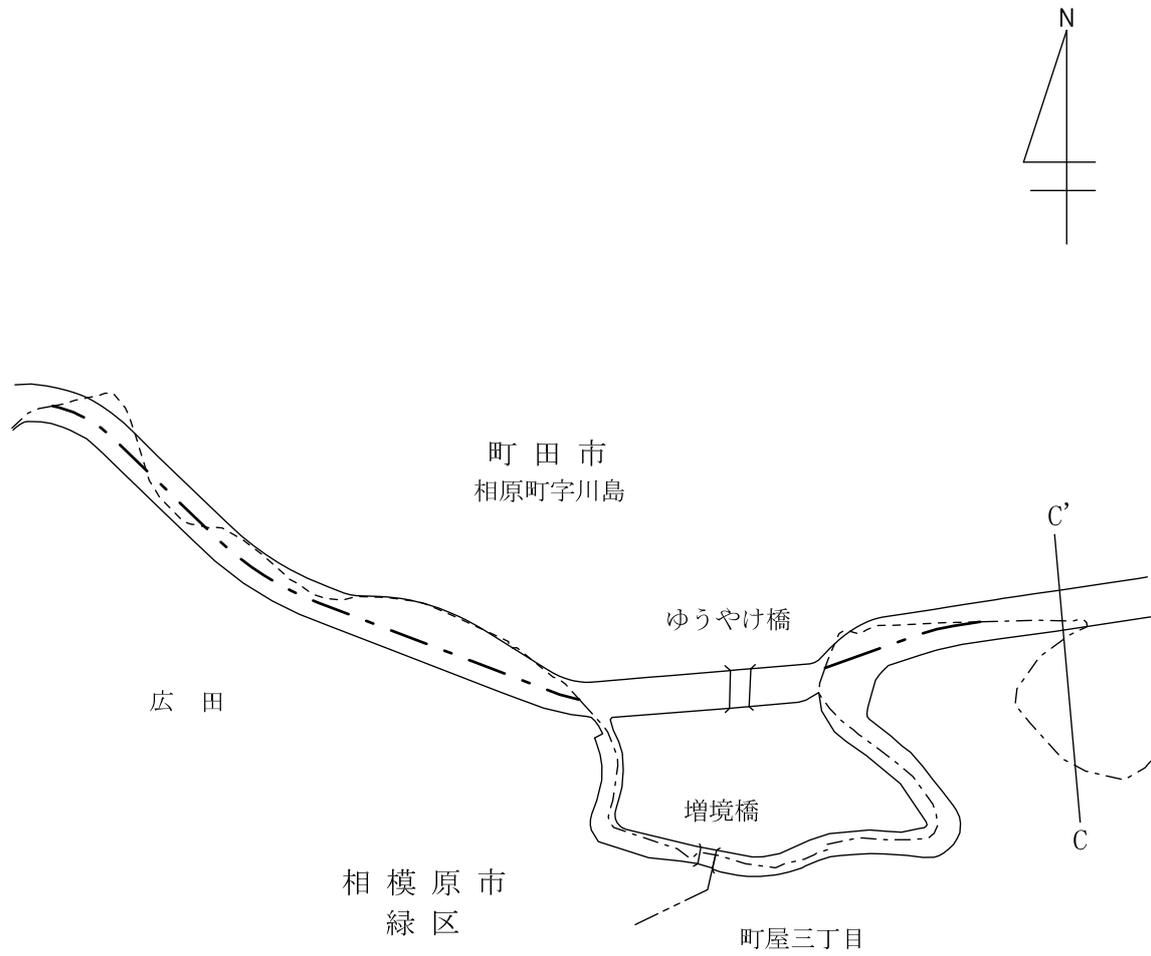
# 相模原市・町田市境界変更図（その6）



## 凡 例

— · — · — · — · —	新 市 境 界
-----	旧 市 境 界
-----	市 境 界
-----	町 界 ・ 字 界

# 相模原市・町田市境界変更図（その7）



## 凡例

-----	新市境界
-----	旧市境界
-----	市境界
-----	町界

人口及び面積の異動調書

1 人口

	相模原市から 町田市への異動 (人)	町田市から 相模原市への 異動(人)	差引増減(人)
第1期変更事業 (平成11年12月1日)	0	3	3
第2期変更事業 (平成16年12月1日)	31	0	△31
第3期変更事業 (平成19年12月1日)	7	0	△7
第4期変更事業 (平成22年12月1日)	23	0	△23
第5期変更事業 (平成25年12月1日)	6	0	△6
第6期変更事業 (平成28年12月1日)	1	0	△1
第7期変更事業 (今回)	4	0	△4
計	72	3	△69

2 面積

	相模原市から 町田市への異動 (㎡)	町田市から 相模原市への 異動(㎡)	差引増減(㎡)
第1期変更事業 (平成11年12月1日)	10,049.29	26,102.57	※ 16,053.28
第2期変更事業 (平成16年12月1日)	18,573.55	6,440.64	△12,132.91
第3期変更事業 (平成19年12月1日)	16,609.17	13,864.49	△2,744.68
第4期変更事業 (平成22年12月1日)	16,899.53	10,560.76	△6,338.77
第5期変更事業 (平成25年12月1日)	17,851.07	4,138.19	△13,712.88
第6期変更事業	11,085.19	8,116.67	△2,968.52

(平成28年12月1日)			
第7期変更事業 (今回)	8,544.15	7,314.09	△1,230.06
計	99,611.95	76,537.41	※△23,074.54

※ 第1期変更事業には、上記以外に大和市から相模原市への異動面積 849.21 平方メートルあり。

議案第141号

相模原市と町田市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第5項の規定により、相模原市と町  
田市との境界を変更することに伴い、両市の財産の処分に関して別紙により協議す  
る。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

提案の理由

相模原市と町田市との境界変更に伴い、財産処分について同市と協議いたした  
く、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第6項の規定により提案するも  
のである。

別紙

財産処分に関する協議書

令和2年12月1日から町田市と相模原市との境界を変更することに伴い、両市の財産処分に関しては、次に掲げるとおりとする。

令和 年 月 日

町田市長 石 阪 丈 一

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 相模原市が所有する土地のうち町田市に編入する区域内に存することとなる次に掲げる土地については、境界変更後は町田市に帰属する(詳細図1関係)。

地番	面積	地目
相模原市緑区橋本四丁目8番2	8.16 m <sup>2</sup>	山林
相模原市緑区橋本四丁目9番3の一部	23.77 m <sup>2</sup>	畑
相模原市緑区橋本四丁目9番5	2.2 m <sup>2</sup>	畑
相模原市緑区橋本五丁目9番1の一部	144.97 m <sup>2</sup>	山林
相模原市緑区橋本五丁目9番3	4.3 m <sup>2</sup>	公衆用道路
相模原市緑区橋本五丁目9番4の一部	10.08 m <sup>2</sup>	公衆用道路

備考 上記の土地の地番及び地目は、令和元年10月1日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

- 2 相模原市が所有する町田市に存する土地のうち相模原市に編入する区域内に存することとなる次に掲げる土地については、境界変更後も相模原市の所有とする(詳細図2関係)。

地番	面積	地目
町田市小山町字二十九号3184番2	130.60 m <sup>2</sup>	山林
町田市小山町字三十八号4272番2	6.6 m <sup>2</sup>	畑

町田市小山町字三十八号4274番2	2.16㎡	原野
-------------------	-------	----

備考 上記の土地の地番及び地目は、令和元年10月1日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

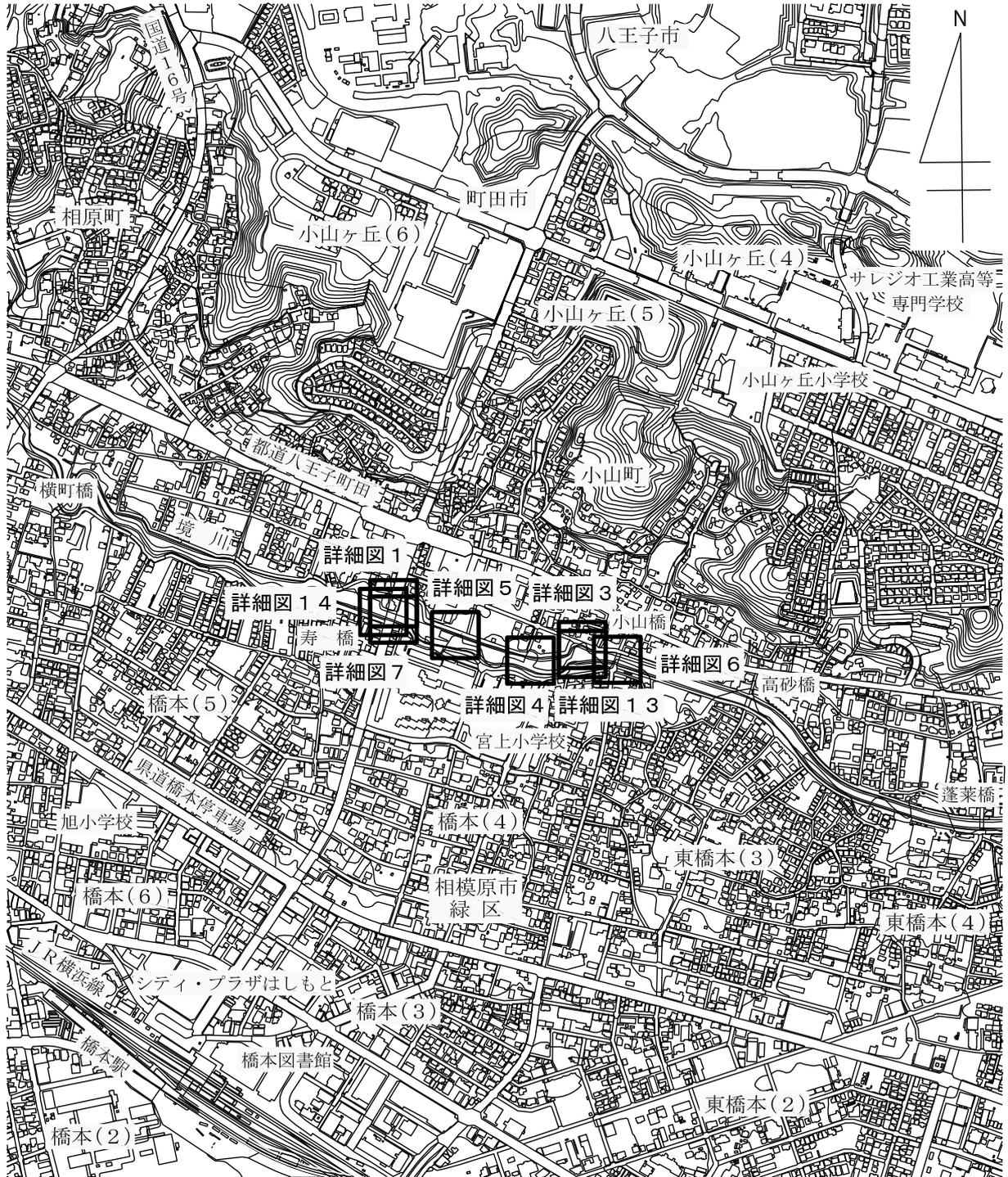
- 3 町田市が所有する相模原市に存する土地のうち町田市に編入する区域内に存することとなる次に掲げる土地については、境界変更後も町田市の所有とする(詳細図3、詳細図4及び詳細図5関係)。

地番	面積	地目
相模原市緑区橋本四丁目35番2の一部	60.08㎡	公衆用道路
相模原市緑区橋本四丁目55番2の一部	34.60㎡	公衆用道路
相模原市緑区橋本四丁目477番2	115㎡	公衆用道路

備考 上記の土地の地番及び地目は、令和元年10月1日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

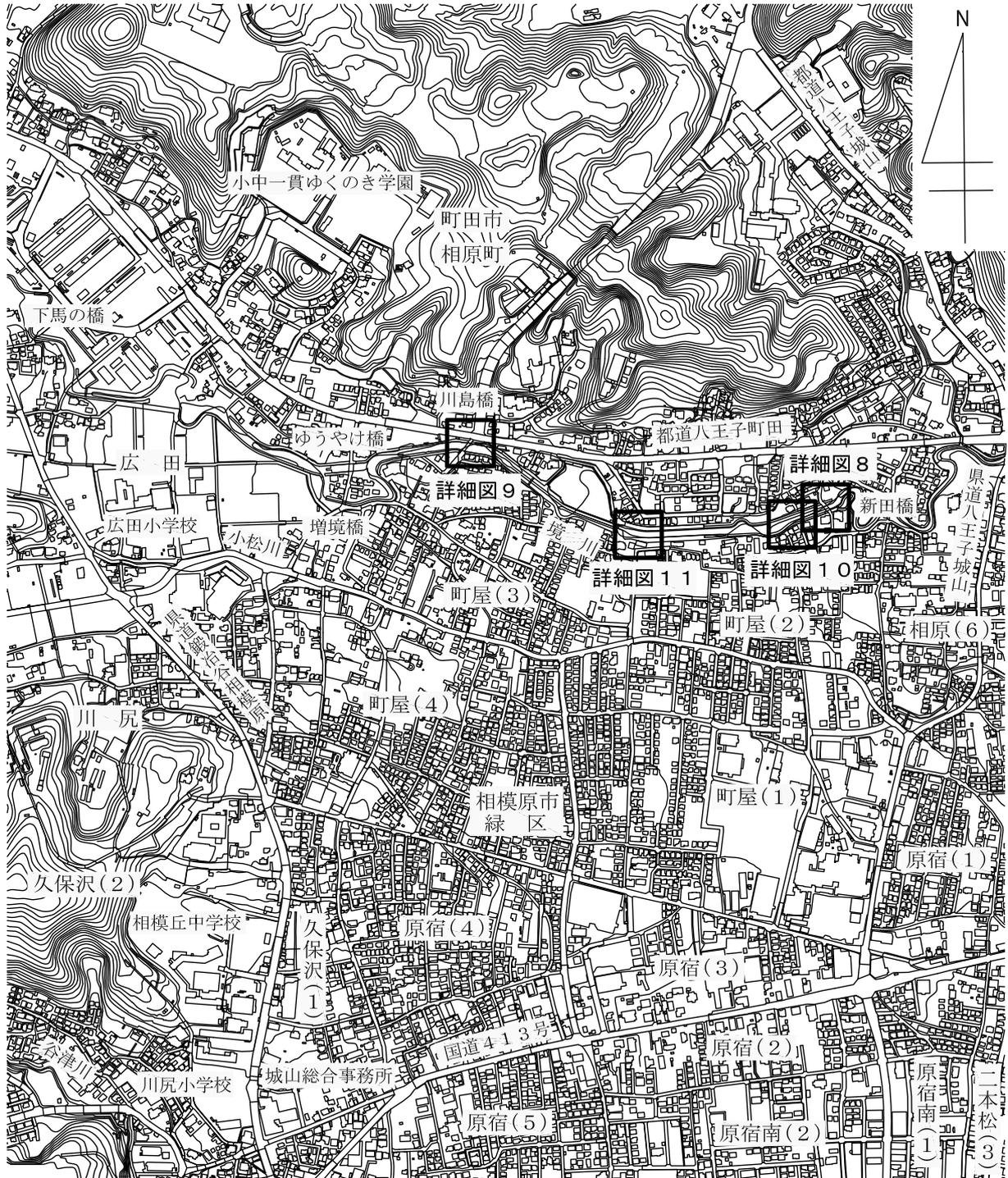
- 4 相模原市が所有する小山橋のうち町田市に編入する区域内に存することとなる部分については、境界変更後は町田市に帰属する(詳細図6関係)。
- 5 相模原市が所有する寿橋のうち町田市に編入する区域内に存することとなる部分については、境界変更後は町田市に帰属する(詳細図7関係)。
- 6 相模原市が所有する新田橋のうち町田市に編入する区域内に存することとなる部分については、境界変更後は町田市に帰属する(詳細図8関係)。
- 7 相模原市が所有する川島橋のうち町田市に編入する区域内に存することとなる部分については、境界変更後は町田市に帰属する(詳細図9関係)。
- 8 相模原市が所有する道路施設のうち相模原市に編入する区域内に存することとなる部分については、境界変更後も相模原市の所有とする(詳細図10関係)。
- 9 相模原市が所有する公共下水道施設のうち相模原市に編入する区域内に存することとなる部分については、境界変更後も相模原市の所有とする(詳細図11関係)。
- 10 相模原市が所有する公共下水道施設のうち町田市に編入する区域内に存することとなる部分及び町田市の区域内において当該公共下水道施設に連続する相模原市所有の公共下水道施設については、境界変更後は町田市に帰属する(詳細図12関係)。
- 11 町田市が所有する公共下水道施設のうち町田市に編入する区域内に存することとなる部分については、境界変更後も町田市の所有とする(詳細図13及び詳細図14関係)。

# 案内図(その1)



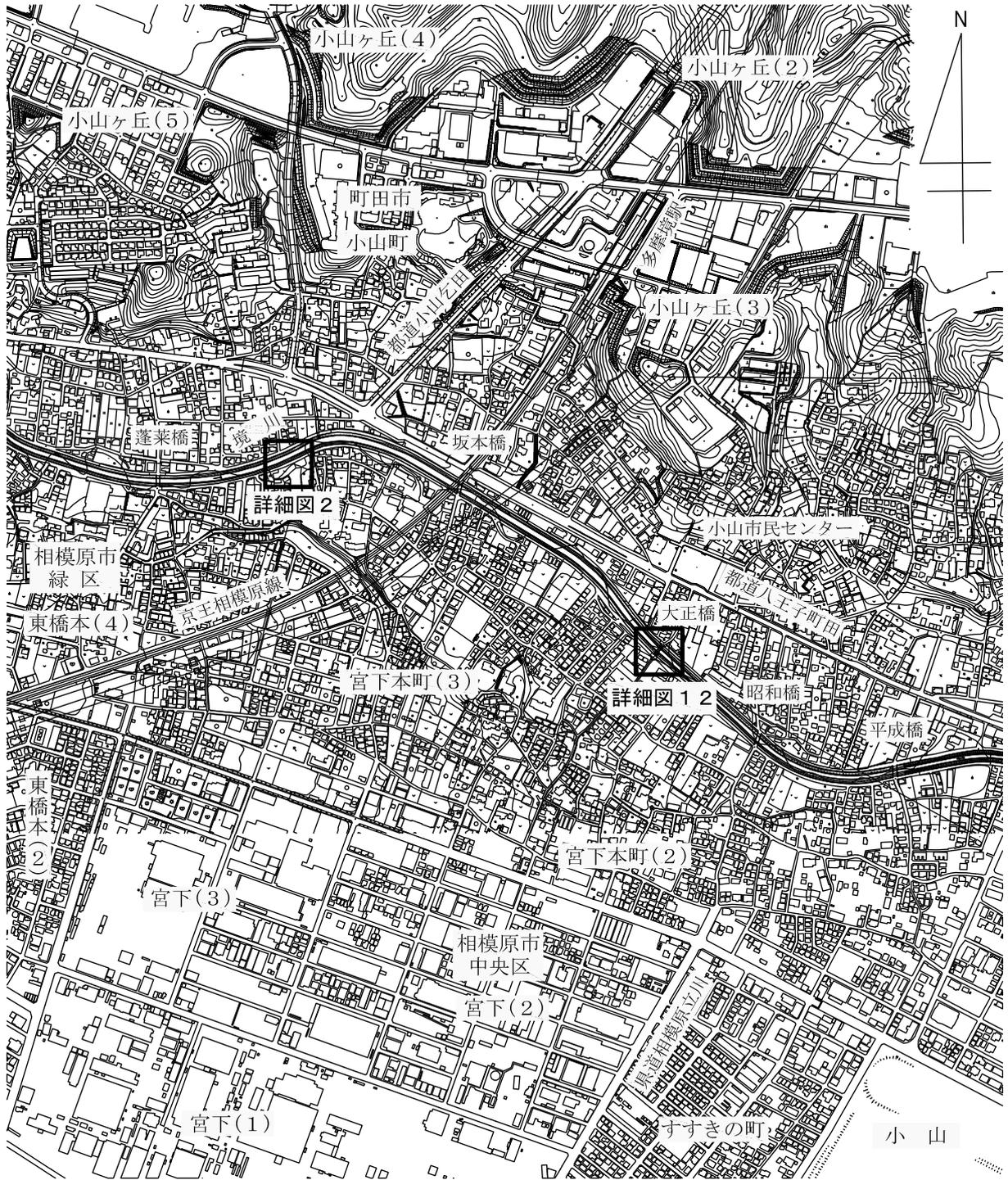
凡例  該当箇所

# 案内図(その2)



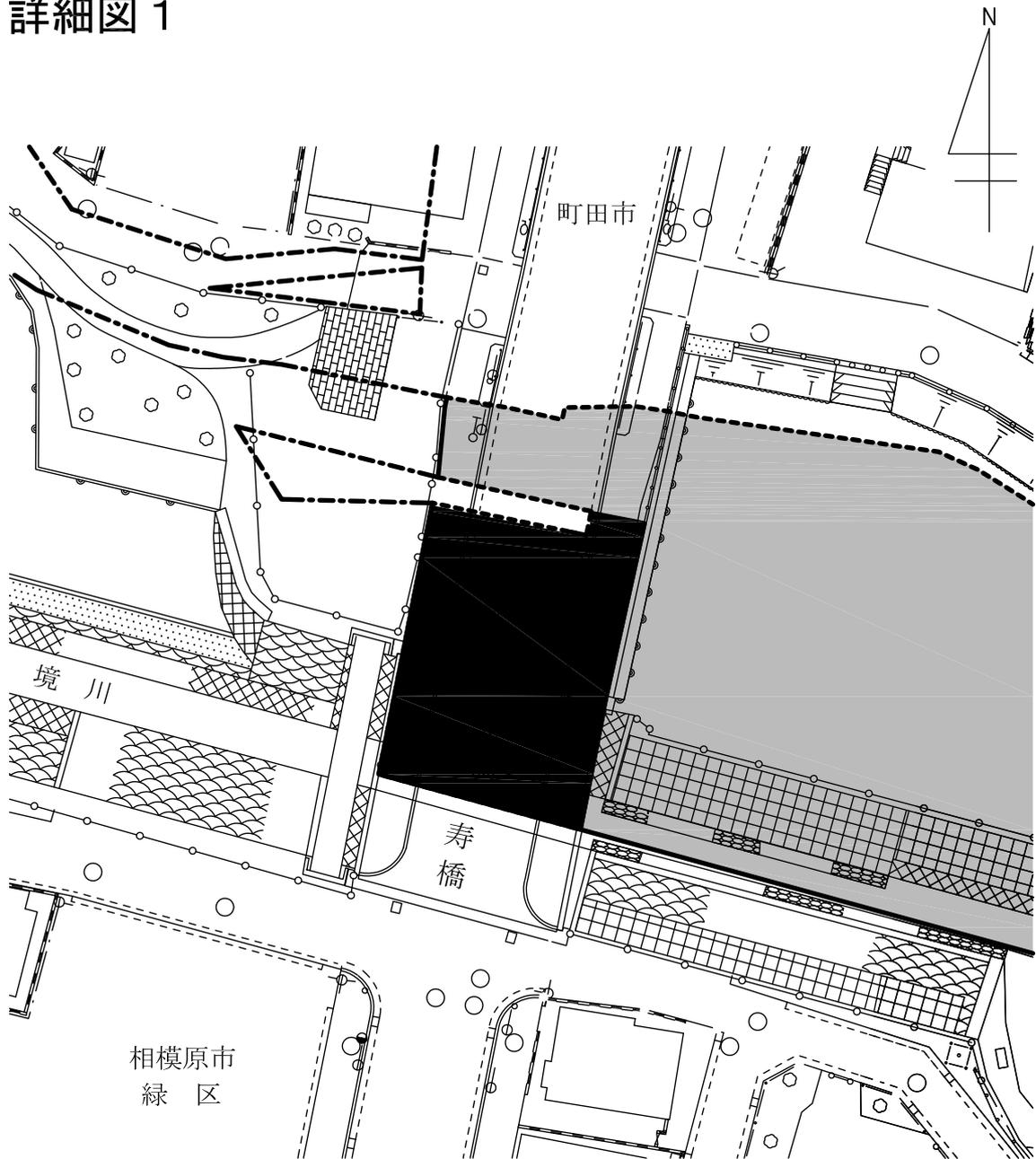
凡例  該当箇所

# 案内図(その3)



凡例  該当箇所

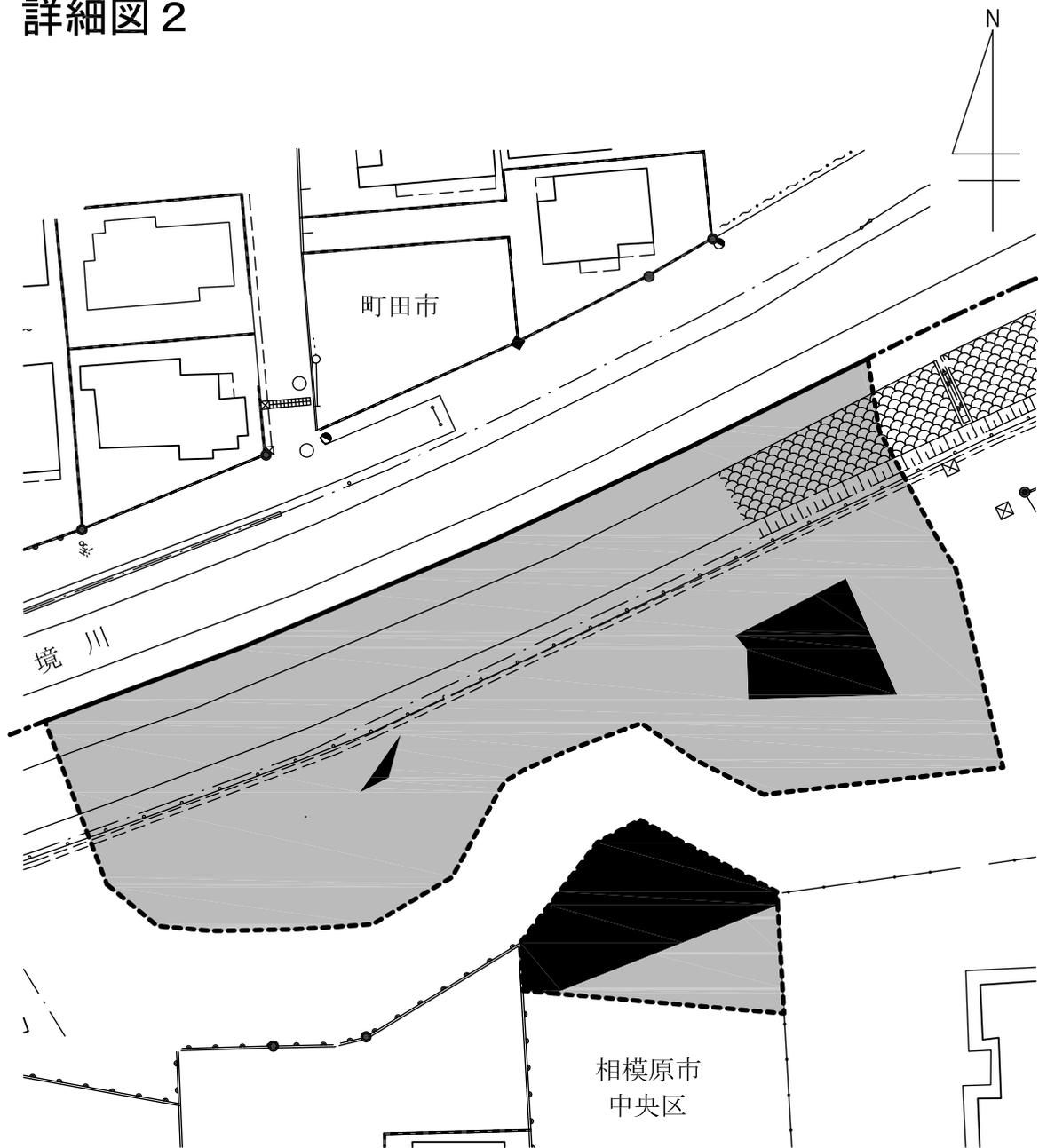
# 詳細図 1



## 凡 例

-  町田市に編入する区域
-  町田市に帰属する土地
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

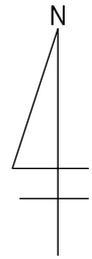
# 詳細図 2



## 凡 例

-  相模原市に編入する区域
-  相模原市の所有とする土地
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

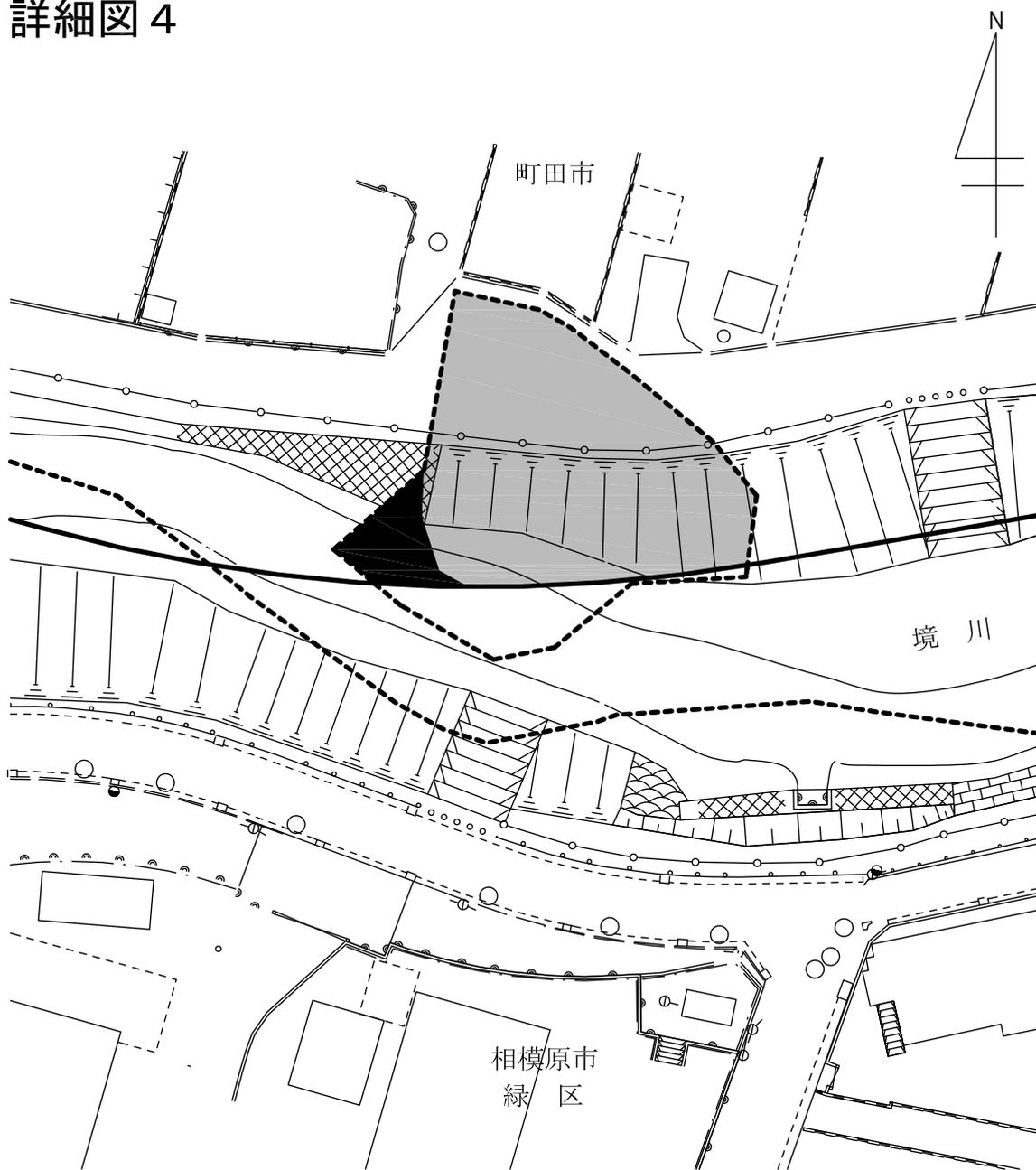
# 詳細図 3



## 凡 例

-  町田市に編入する区域
-  町田市の所有とする土地
-  新市境界
-  旧市境界

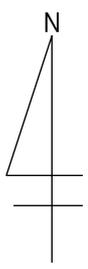
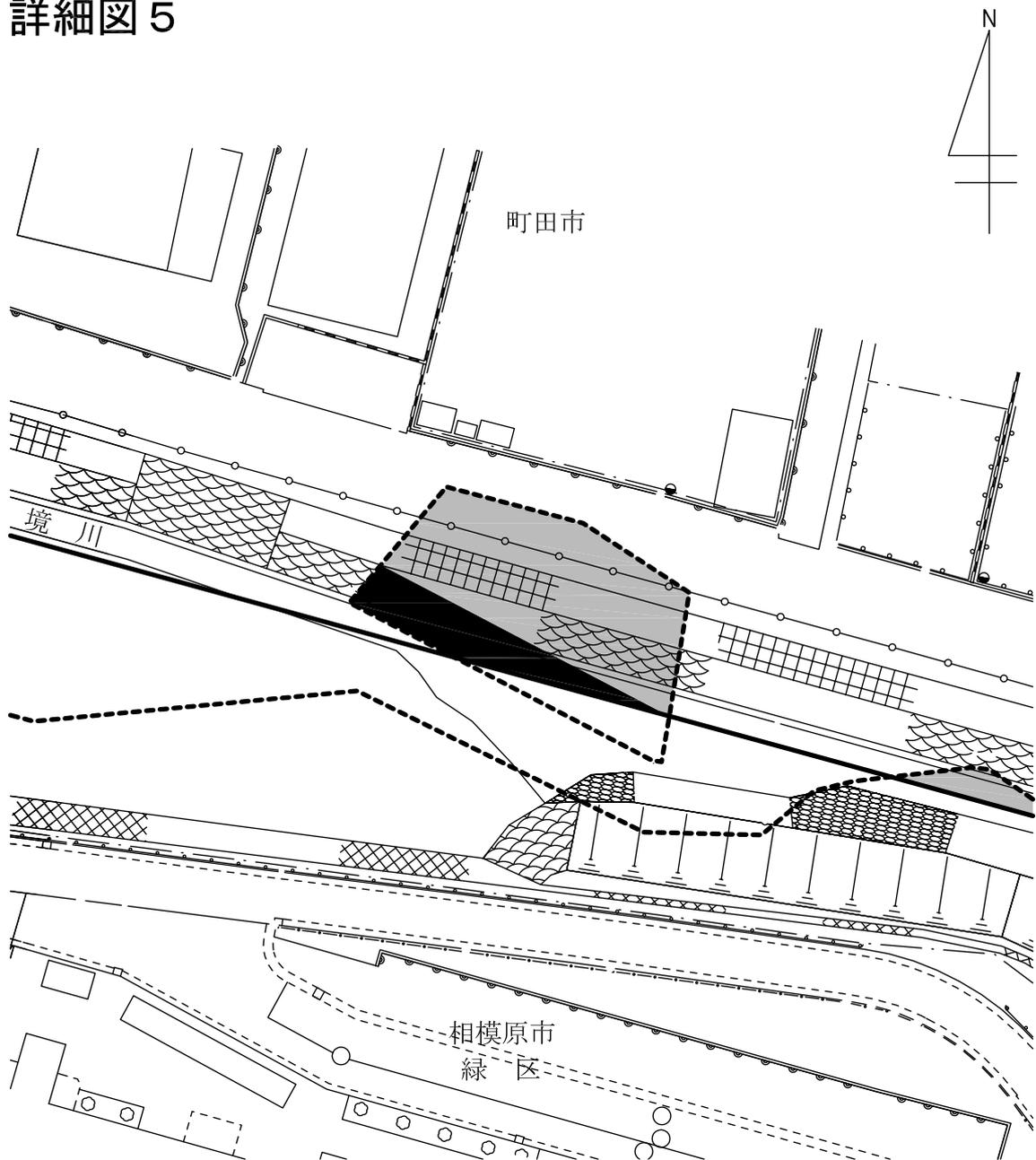
# 詳細図 4



## 凡例

-  町田市に編入する区域
-  町田市の所有とする土地
-  新市境界
-  旧市境界

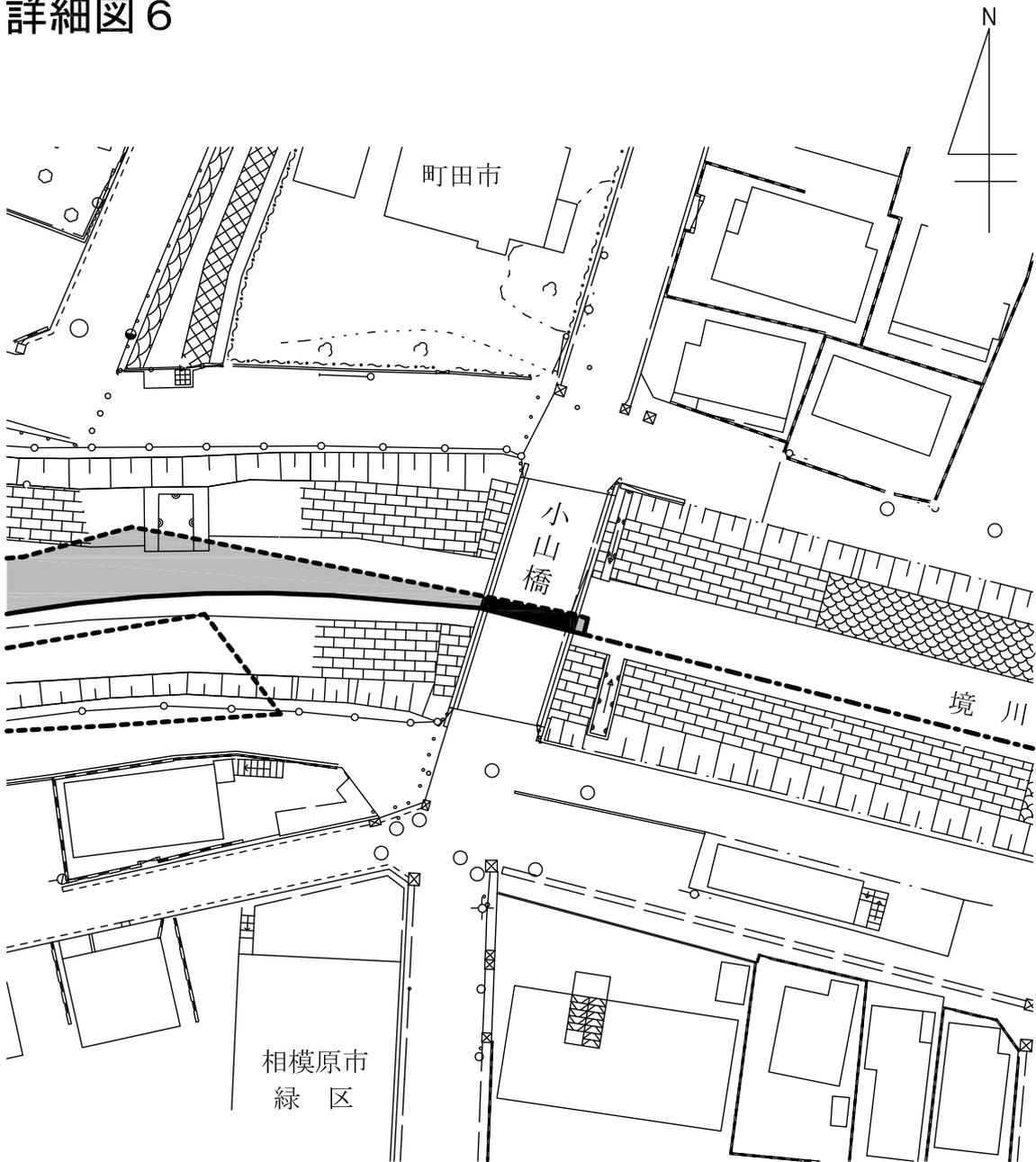
# 詳細図5



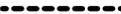
## 凡例

-  町田市に編入する区域
-  町田市の所有とする土地
-  新市境界
-  旧市境界

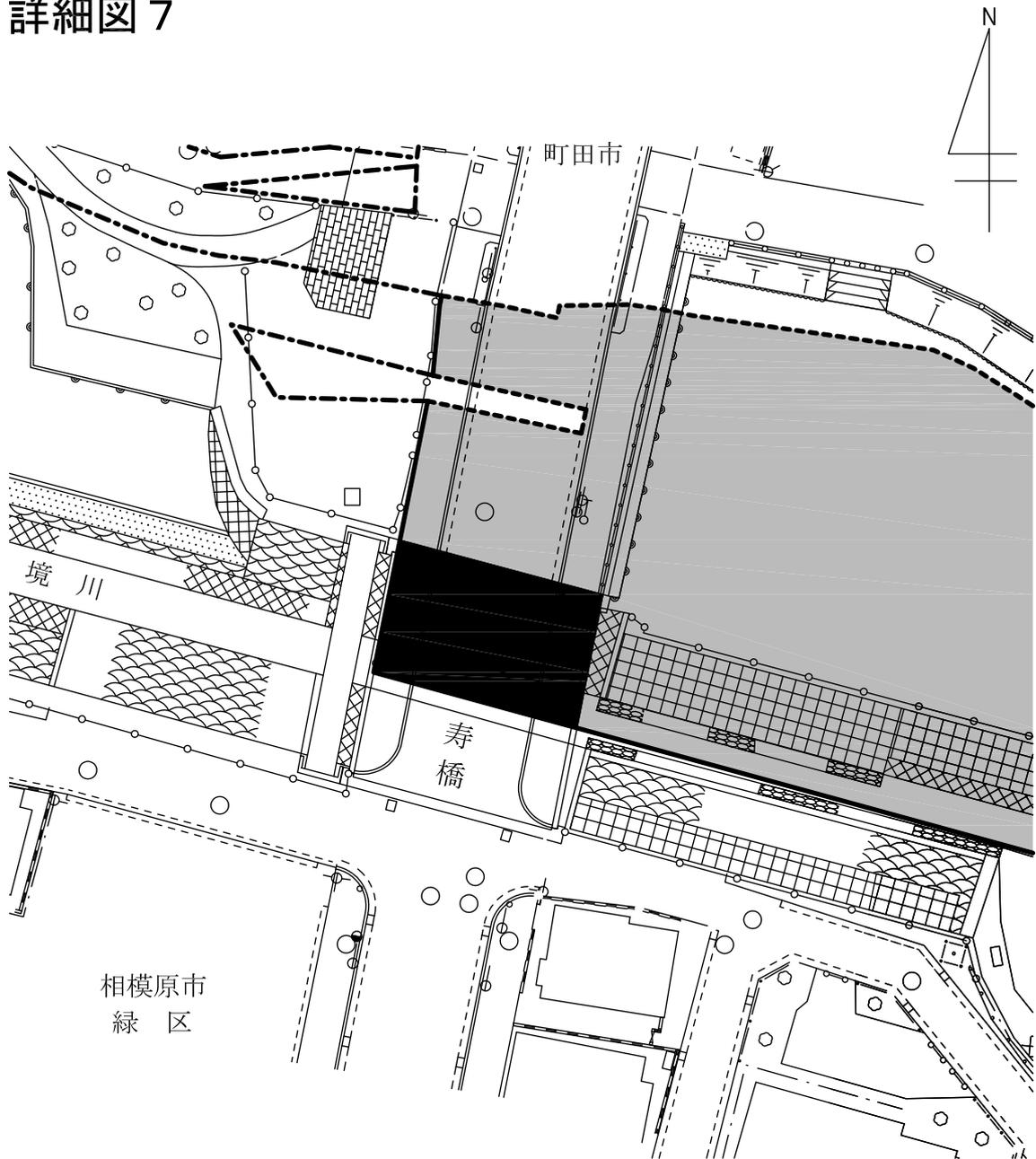
# 詳細図 6



## 凡 例

-  町田市に編入する区域
-  町田市に帰属する橋りょう
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

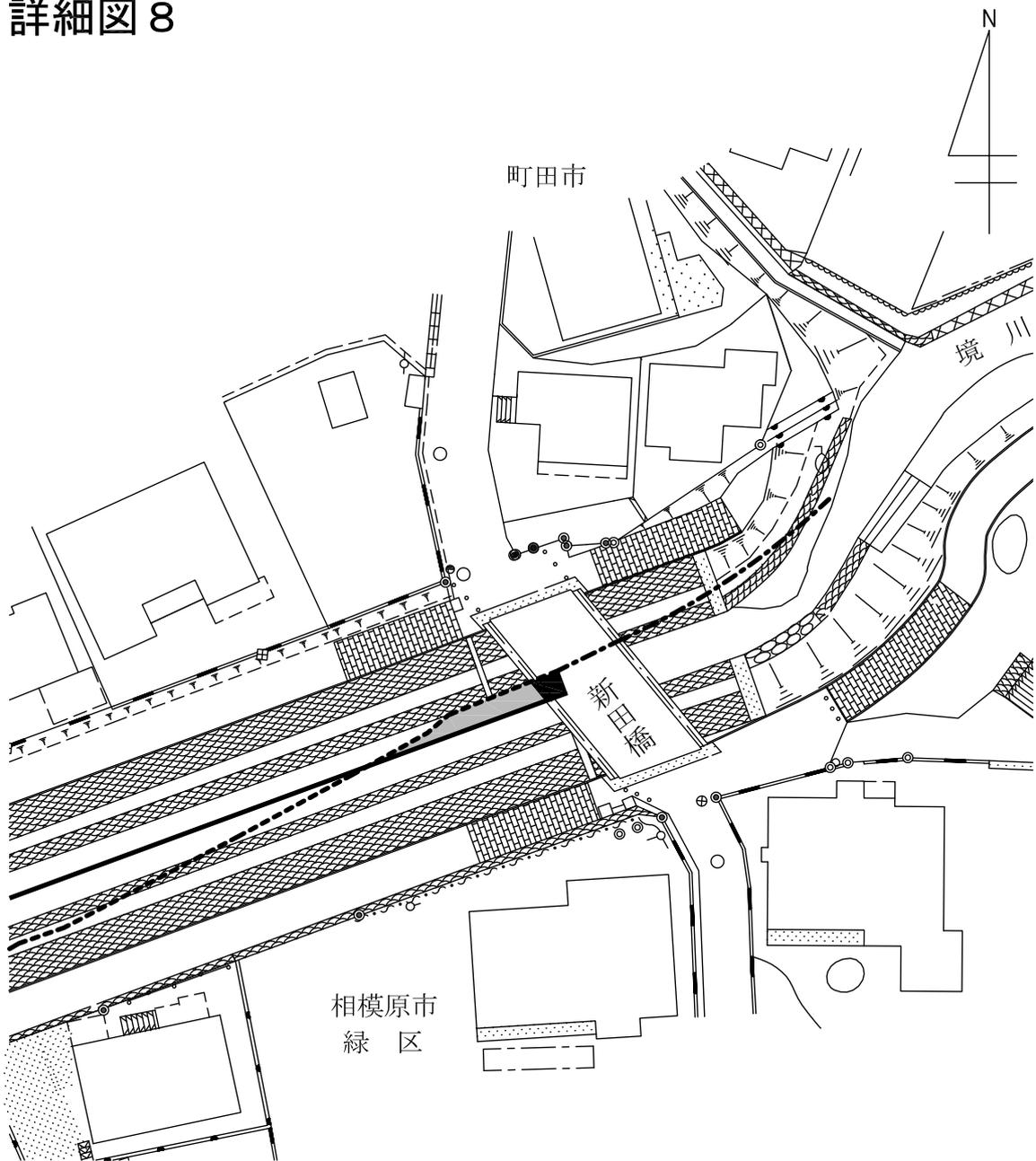
# 詳細図 7



## 凡例

-  町田市に編入する区域
-  町田市に帰属する橋りょう
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

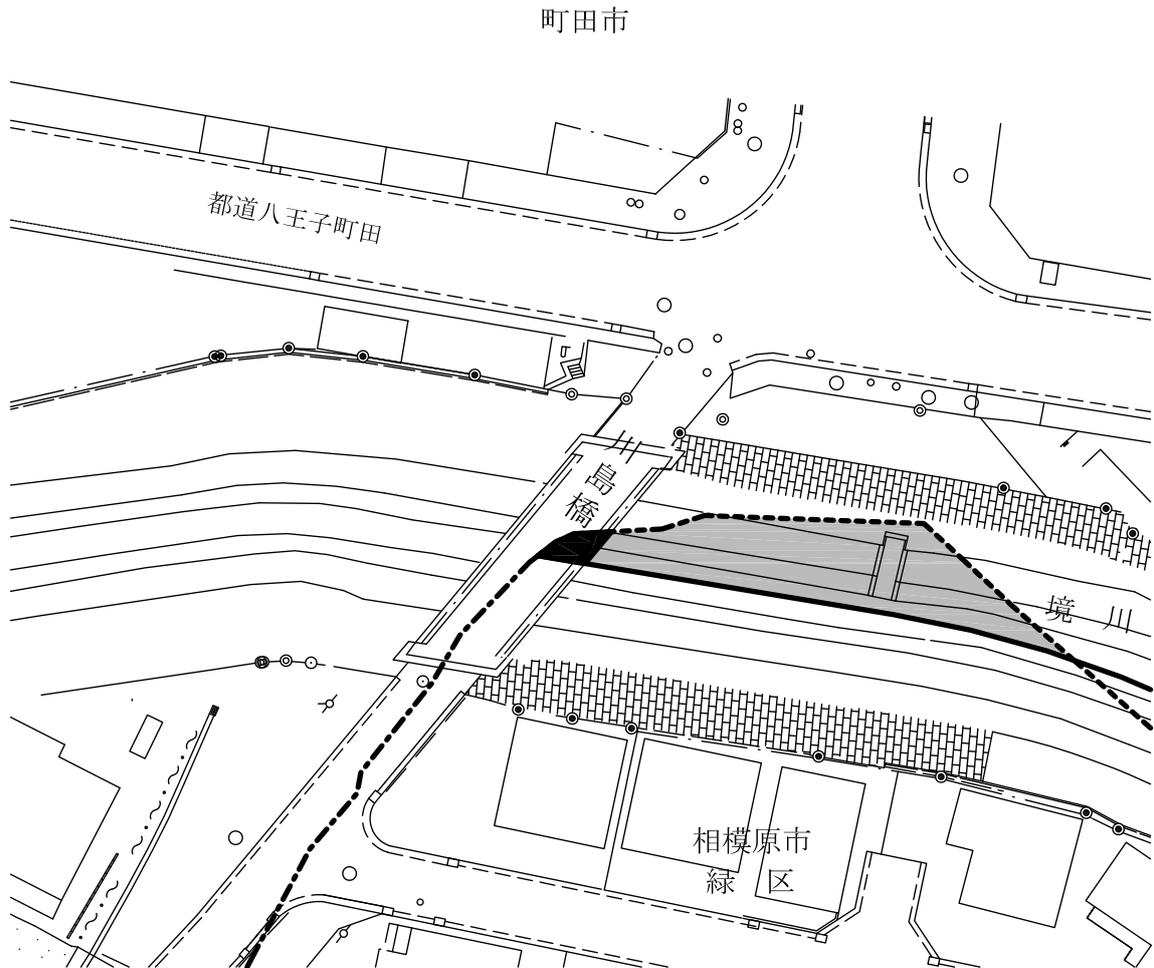
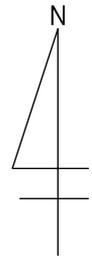
# 詳細図 8



## 凡例

-  町田市に編入する区域
-  町田市に帰属する橋りょう
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

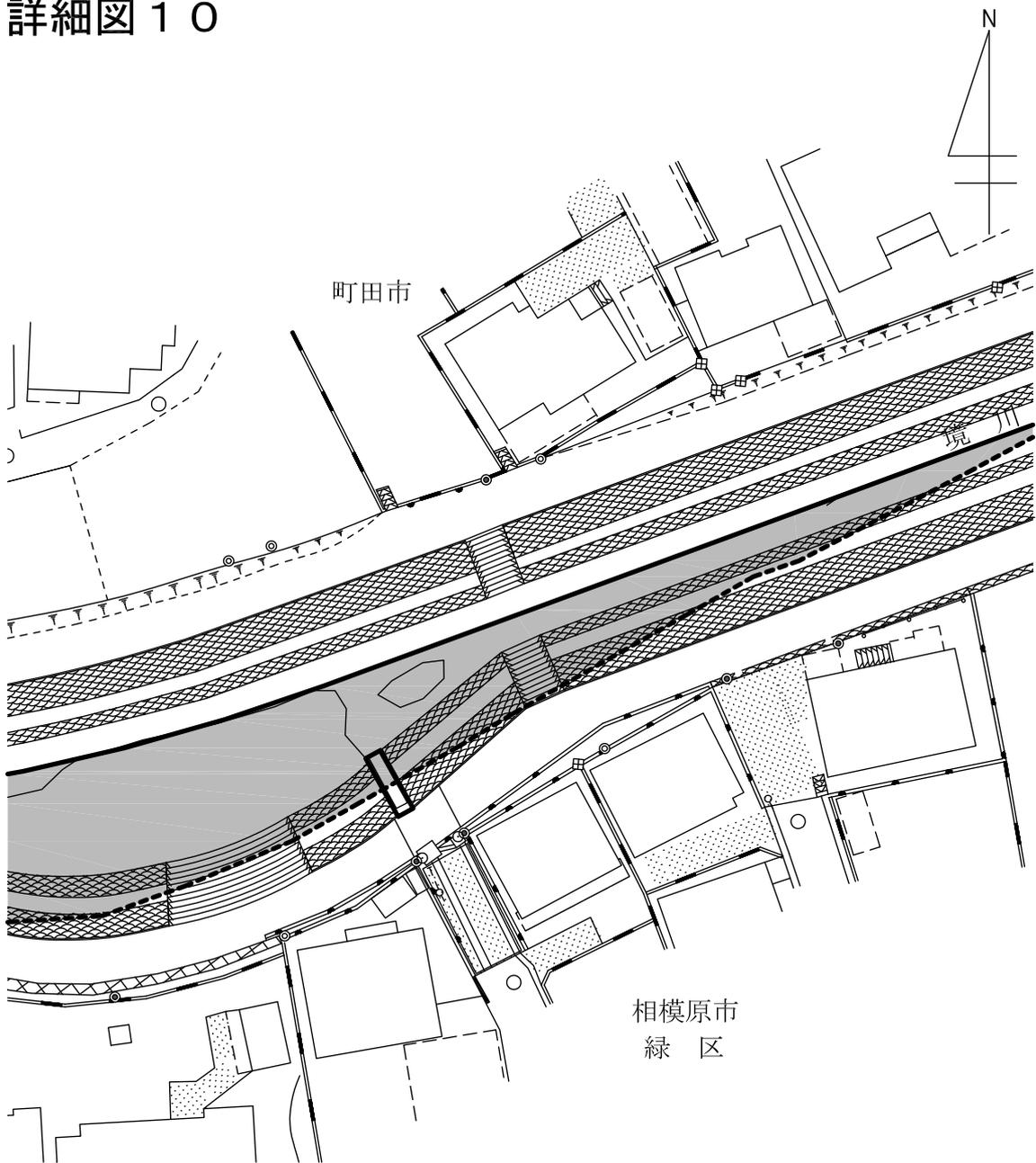
# 詳細図 9



## 凡例

-  町田市に編入する区域
-  町田市に帰属する橋りょう
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

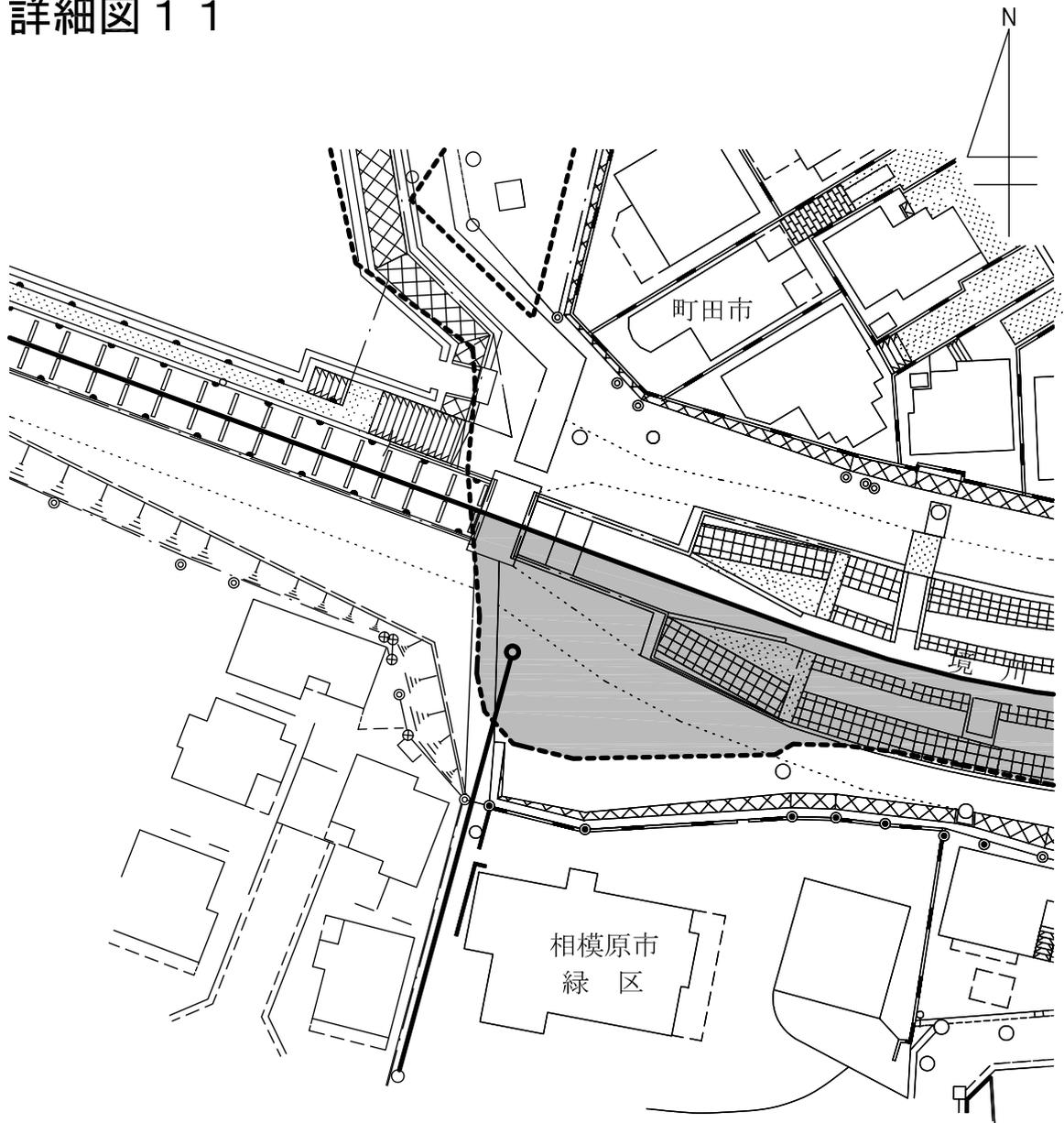
# 詳細図 10



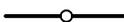
## 凡例

-  相模原市に編入する区域
-  相模原市の所有とする道路施設  
(排水路)
-  新市境界
-  旧市境界

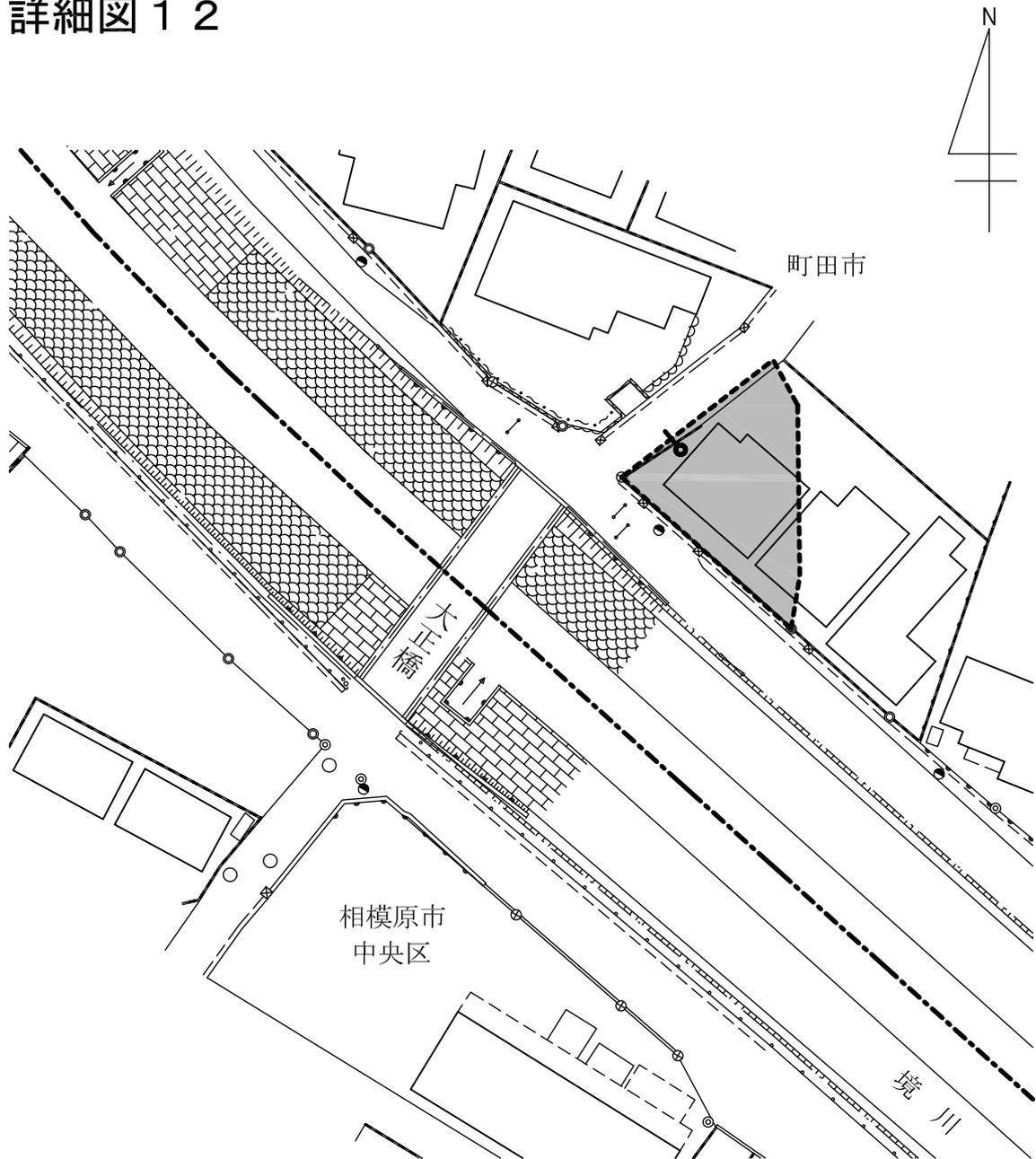
# 詳細図 1 1



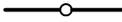
## 凡 例

-  相模原市に編入する区域
-  相模原市の所有とする公共下水道施設  
(雨水管及び人孔)
-  新市境界
-  旧市境界

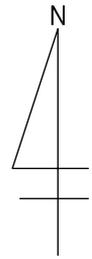
# 詳細図 1 2



## 凡 例

-  町田市に編入する区域
-  町田市に帰属する公共下水道施設 (公共汚水ます及び取付管)
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

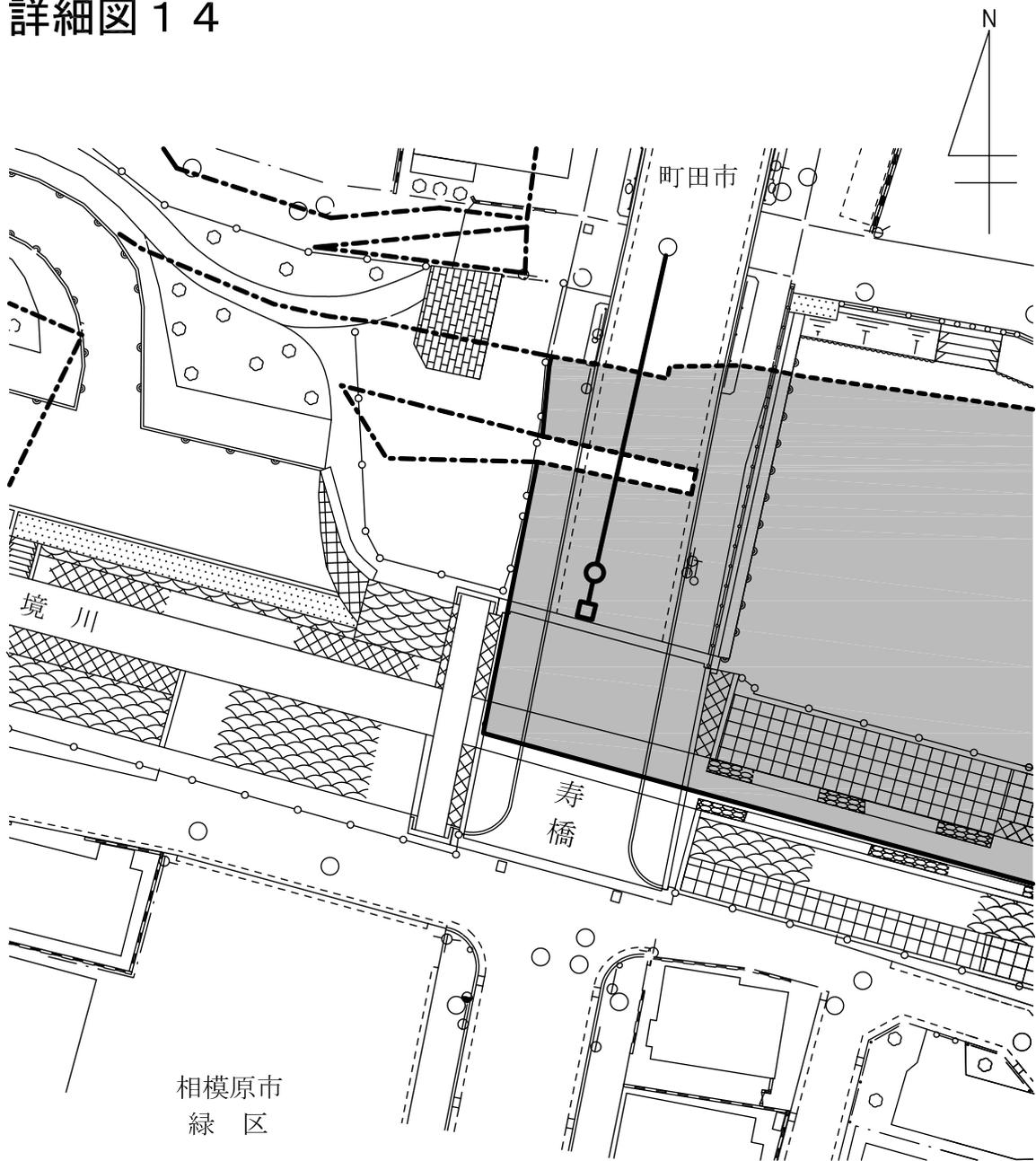
# 詳細図 1 3



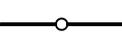
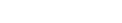
## 凡 例

-  町田市に編入する区域
-  町田市所有とする公共下水道施設  
(公共汚水ます、取付管、污水管及び人孔)
-  新市境界
-  旧市境界

# 詳細図 1 4



## 凡 例

-  町田市に編入する区域
-  町田市の所有とする公共下水道施設  
(雨水管、吐口及び人孔)
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

住居表示の市街地区域について

本市における住居表示の市街地区域を別図 1、別図 2 及び別図 3 のとおり定める。  
なお、施行の日は、相模原市と町田市との境界変更の日とする。

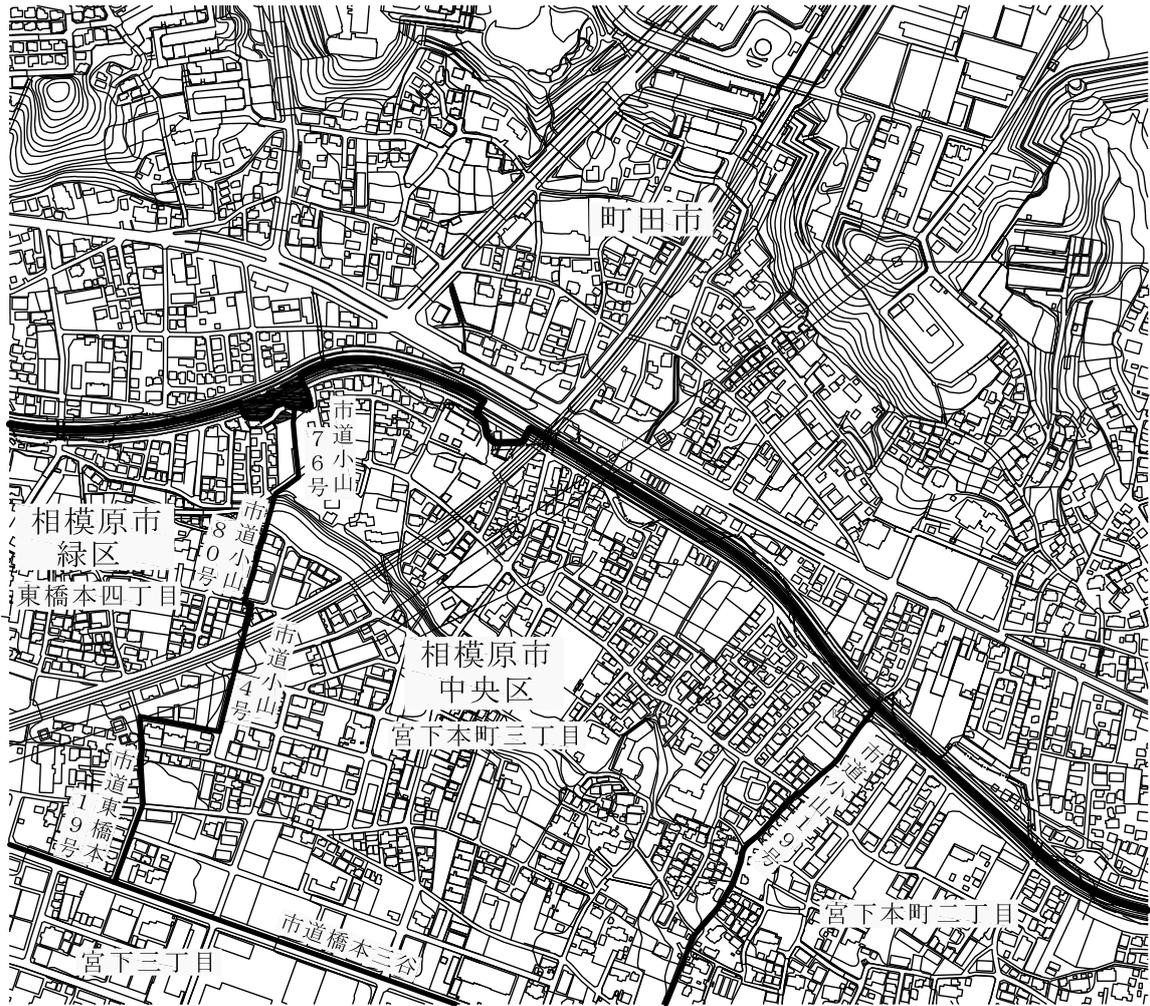
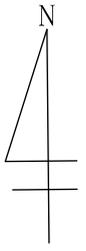
令和元年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

提案の理由

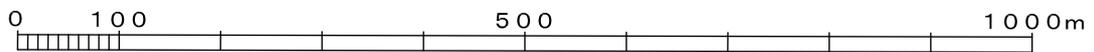
相模原市と町田市との境界変更に伴い、同市から編入されることとなる区域について、住居表示を実施するため、市街地区域として定めたく、住居表示に関する法律(昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号)第 3 条第 1 項の規定により提案するものである。

# 別 図 1

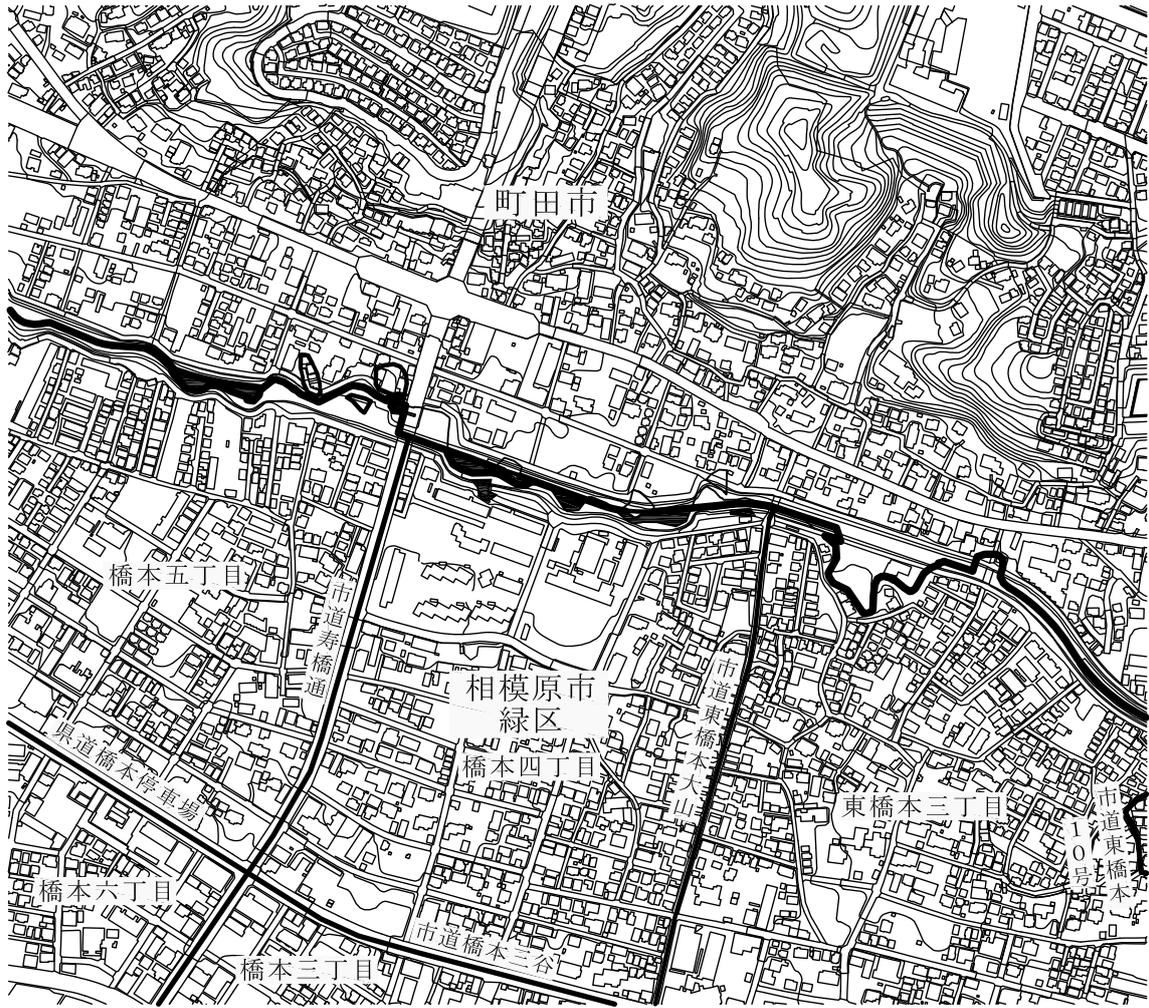
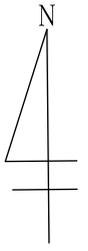


## 凡 例

-  市街地区域
-  町界

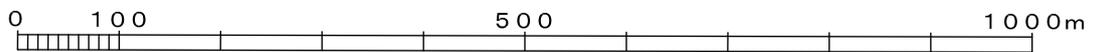


# 別 図 2

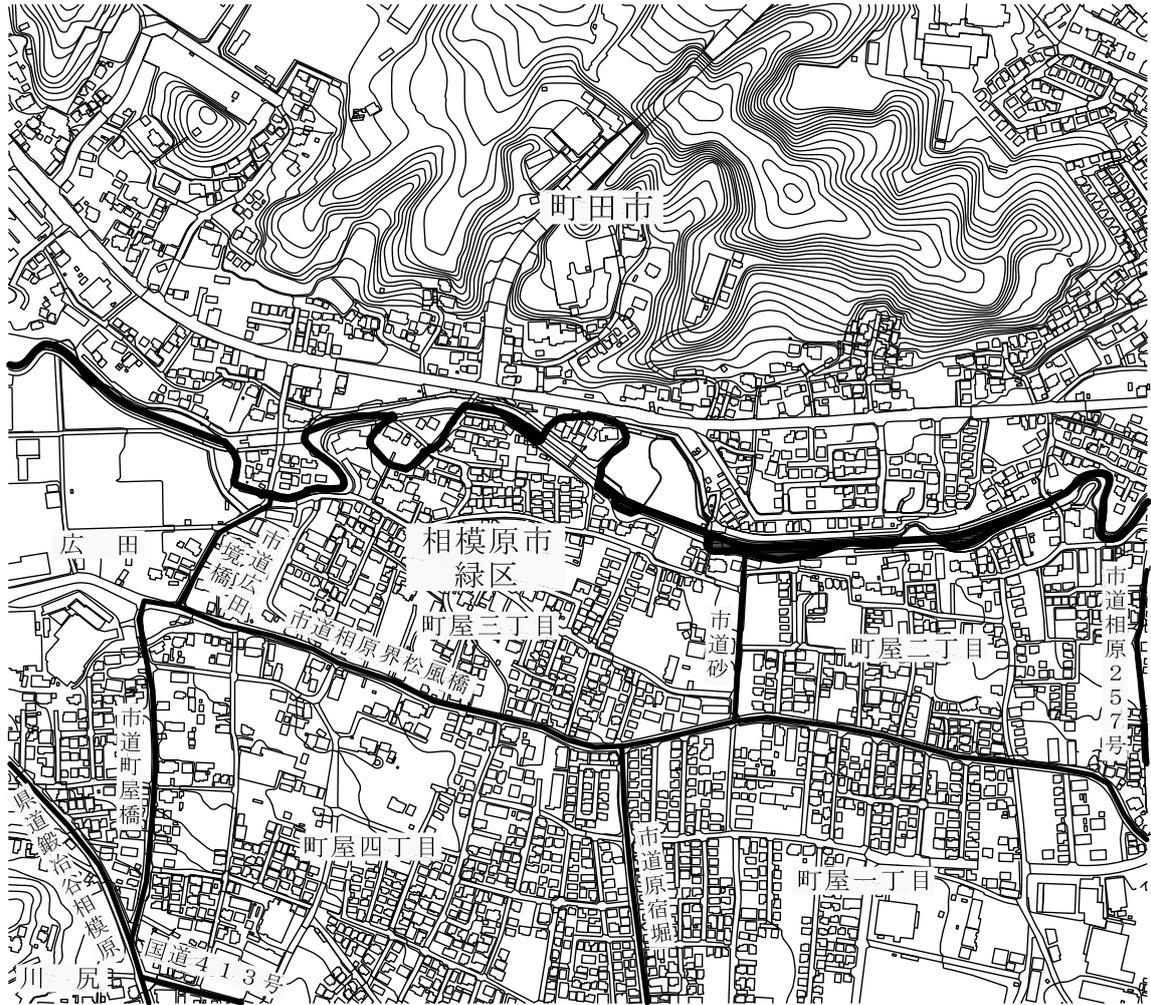
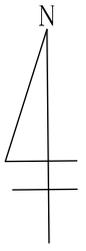


## 凡 例

-  市街地区域
-  町界



# 別 図 3



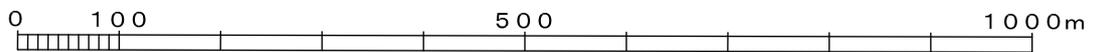
## 凡 例



市街地区域



町界



町の区域の変更について  
本市の町の区域を別表のとおり変更する。  
なお、変更の日は、相模原市と町田市との境界変更の日とする。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

提案の理由

相模原市と町田市との境界変更に伴い、町の区域を変更いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により提案するものである。

別表

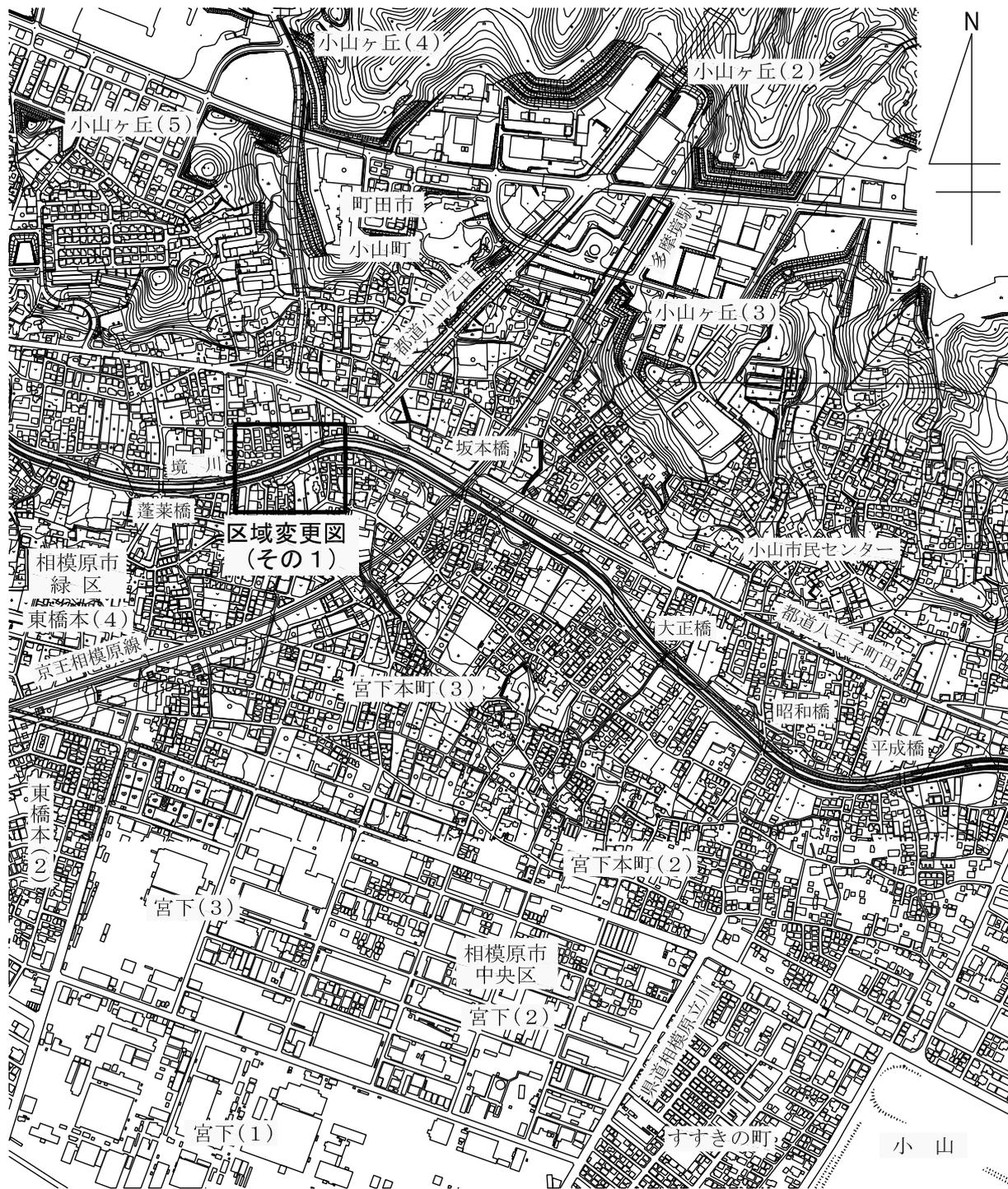
町の区域の変更調書		
区域を変更する町名	左の区域に編入される区域	
	大字名及び字名	地番
相模原市中央区宮下本町三丁目	町田市小山町字三十八号	4 2 7 2 の 2
		4 2 7 2 の 3 の一部 上記の区域に隣接する水路である国有地の一部
相模原市緑区東橋本四丁目	町田市小山町字二十九号	3 1 8 4 の 1
		3 1 8 4 の 2
相模原市緑区東橋本四丁目	町田市小山町字三十八号	4 2 7 3 の 2 の一部
		4 2 7 3 の 3 4 2 7 4 の 2 4 2 7 4 の 3 の一部 4 2 7 4 の 4 4 2 8 5 の 2 の一部 上記の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部
相模原市緑区橋本四丁目	町田市小山町字三十四号	3 6 7 1
		4 2 0 4 の 1
		4 2 0 4 の 2 4 2 0 4 の 3
相模原市緑区橋本四丁目	町田市小山町字三十九号	4 3 4 0 の 2 の一部
		4 3 4 0 の 4 の一部 4 3 6 2 の 2 の一部 4 3 6 3 の 2 の一部 4 3 7 8 の 2 の一部 4 3 7 9 の一部 4 3 8 4 の 2 の一部 上記の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

	<p>地の一部</p> <p>町田市小山町字三十九号4340の1、4340の5、4341の1から4341の3まで、4342、4361の1、4361の3、4364の2、4364の3、4377の1、4377の2、4384の1、4384の3の地先の道路、水路である国有地の一部</p>	
相模原市緑区橋本五丁目	<p>町田市小山町字三十九号</p>	<p>4432の2の一部</p> <p>4433の2の一部</p> <p>上記の区域に隣接する道路、水路である国有地の一部</p> <p>町田市小山町字三十九号4430の2から4430の4まで、4431の2の地先の道路、水路である国有地の一部</p>
相模原市緑区町屋二丁目	<p>町田市相原町字根岸</p>	<p>2871の1の一部</p> <p>2871の2の一部</p> <p>2871の3の一部</p> <p>2874の2の一部</p> <p>2900の一部</p> <p>2905の1の一部</p> <p>2905の2の一部</p> <p>2915の2の一部</p> <p>2916の一部</p> <p>上記の区域に隣接する水路である国有地の一部</p> <p>町田市相原町字根岸2856の10、2856の11、2875の2、2901の2、2905の1の地先の水路である国有地の一部</p>
相模原市緑区町屋三丁目	<p>町田市相原町字根岸</p>	<p>3096の4の一部</p> <p>3097の2の一部</p> <p>上記の区域に隣接する道路、水路である国有地の一部</p>

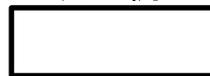
	町田市相原町字根岸 3 1 0 8、3 1 1 0、 3 1 1 1、3 1 1 4 の 1 1、3 1 1 4 の 1 3、 3 1 1 4 の 1 9、3 1 1 5 の 1 2、3 1 1 5 の 1 3、3 4 2 4 の 5 の地先の道路、水路である国有 地の一部
相模原市緑区広田	町田市相原町字川島 3 2 4 0 の 2、3 2 4 2 の 2 の地先の水路である国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、令和元年 1 0 月 1 日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

# 案内図(その1)

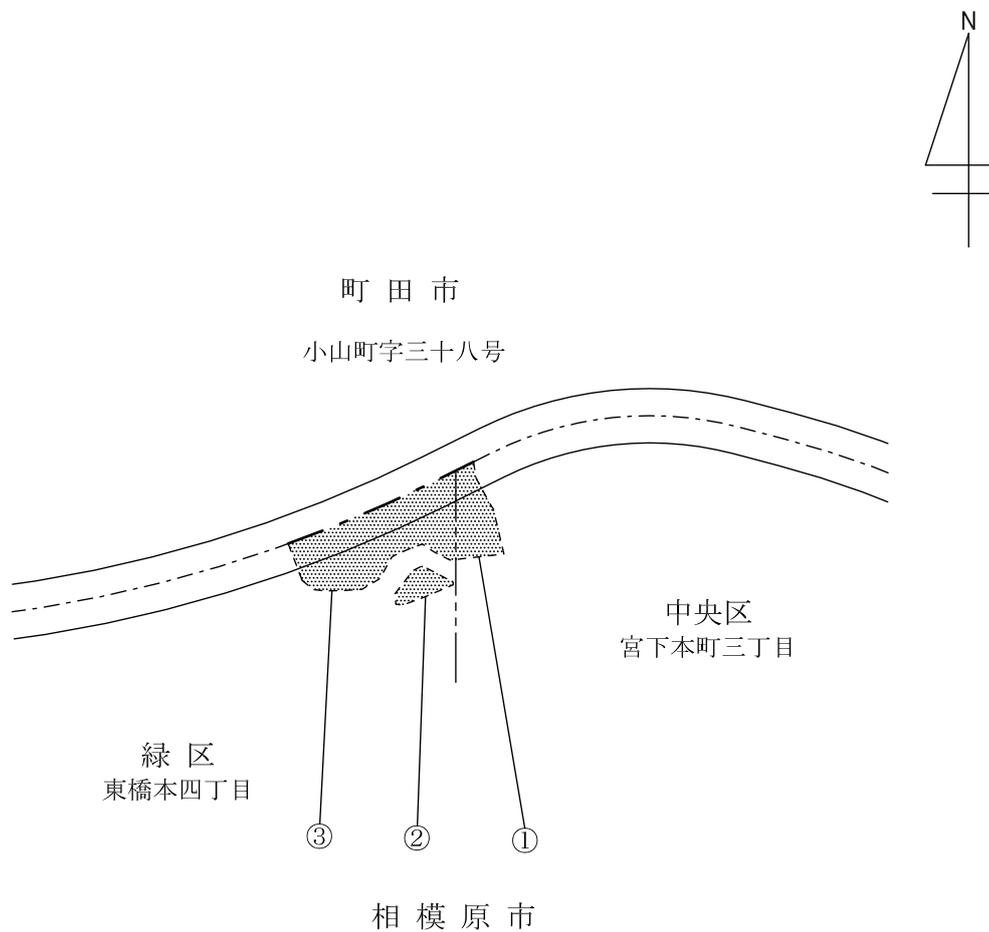


## 凡例



変更区域

# 区域変更図（その1）

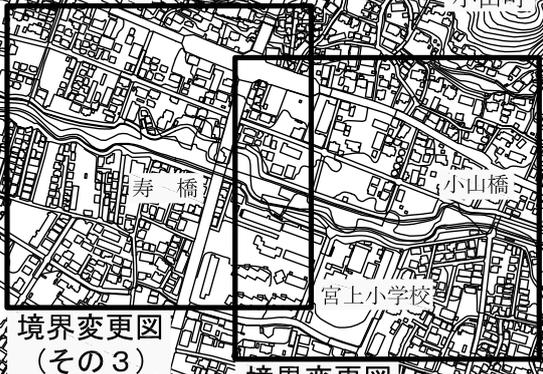
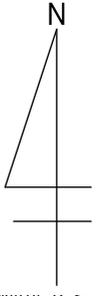
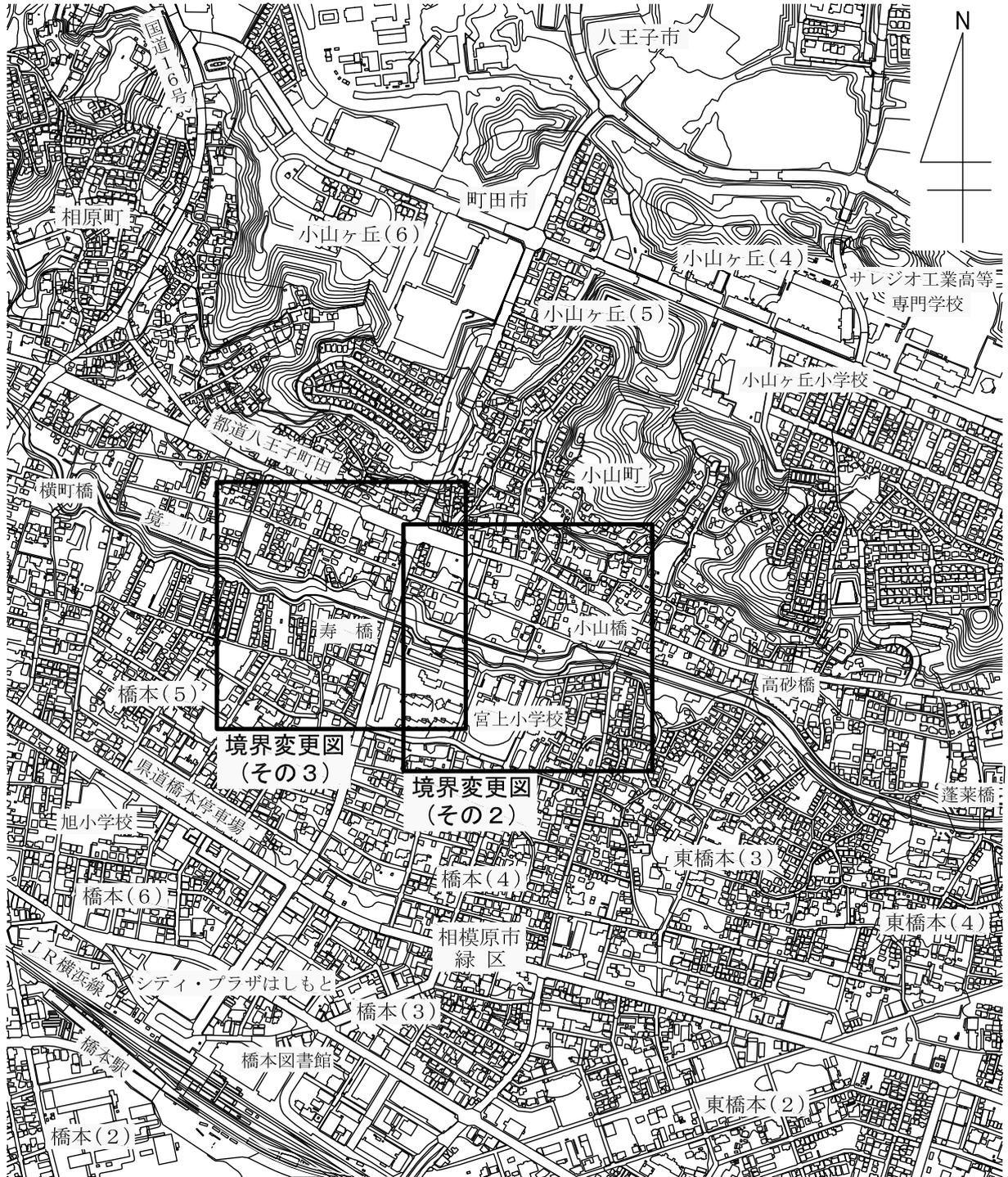


## 凡 例

— — — — —	新 市 境 界
-----	旧 市 境 界
-----	市 境 界
-----	町 界
▨	町の区域変更部分

- ① 町田市小山町字三十八号から相模原市中央区宮下本町三丁目に変更する区域
- ② 町田市小山町字二十九号から相模原市緑区東橋本四丁目に変更する区域
- ③ 町田市小山町字三十八号から相模原市緑区東橋本四丁目に変更する区域

# 案内図(その2)



境界変更図  
(その3)

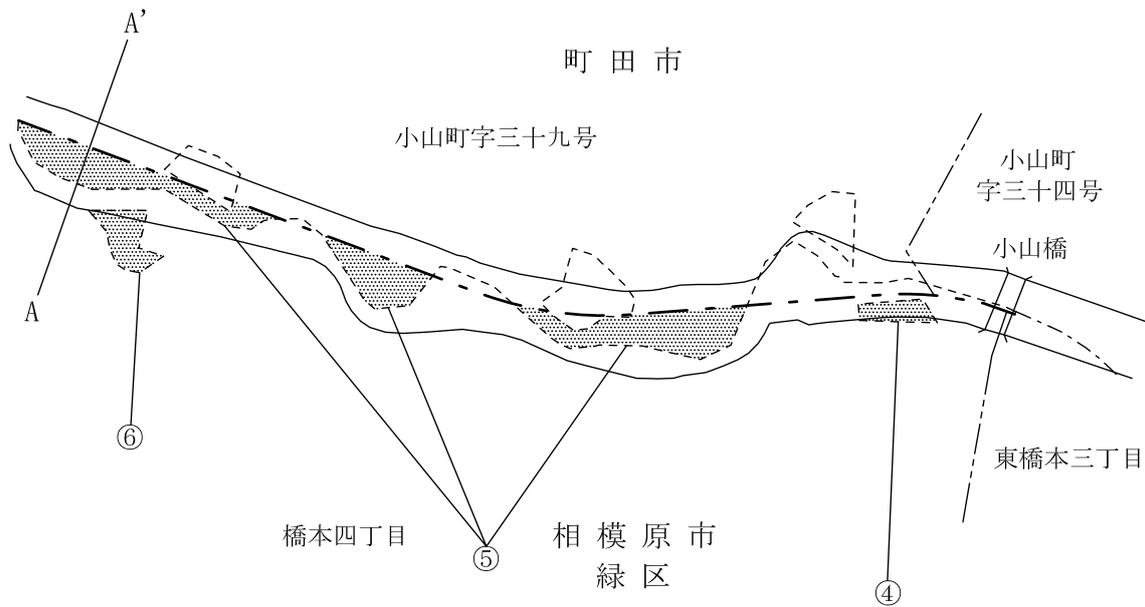
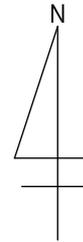
境界変更図  
(その2)

## 凡例



変更区域

# 区域変更図（その2）

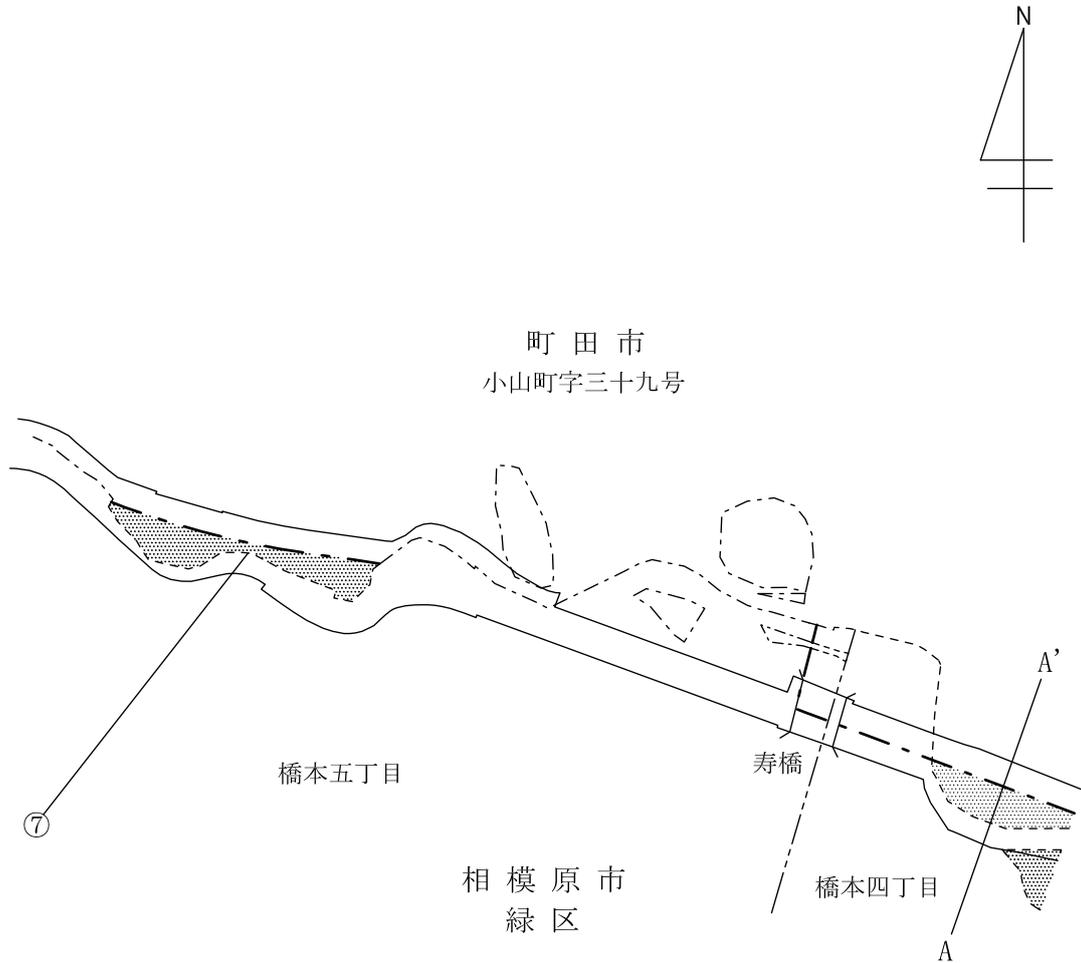


## 凡例

-----	新市境界
-----	旧市境界
-----	市境界
-----	町界・字界
▨	町の区域変更部分

- ④ 町田市小山町字三十四号から相模原市緑区橋本四丁目に変更する区域
- ⑤ 町田市小山町字三十九号から相模原市緑区橋本四丁目に変更する区域
- ⑥ 町田市小山町字三十七号から相模原市緑区橋本四丁目に変更する区域

# 区域変更図（その3）

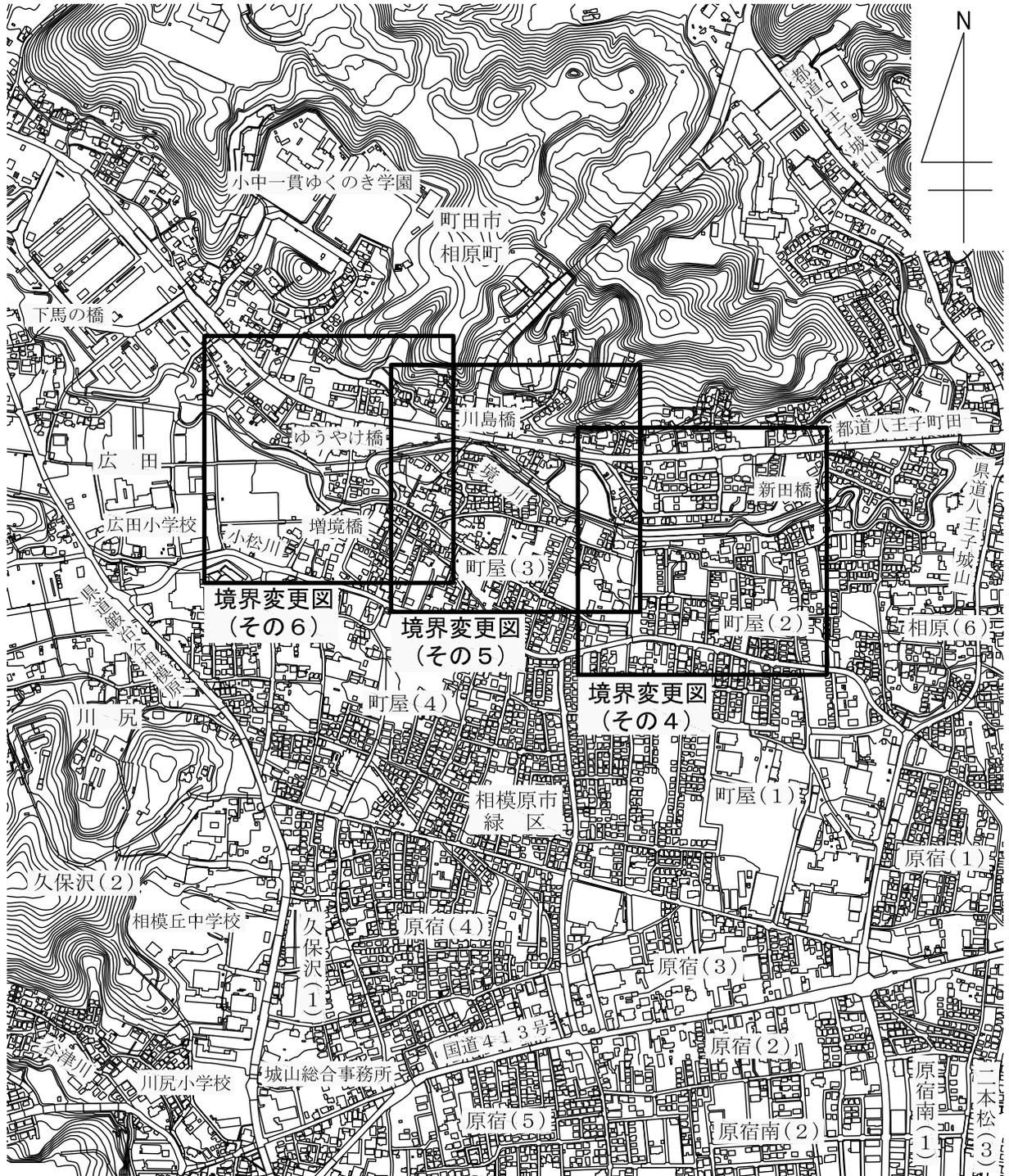


## 凡例

-----	新市境界
-----	旧市境界
-----	市境界
-----	町界
▨	町の区域変更部分

⑦ 町田市小山町字三十九号から相模原市緑区橋本五丁目に変更する区域

# 案内図(その3)

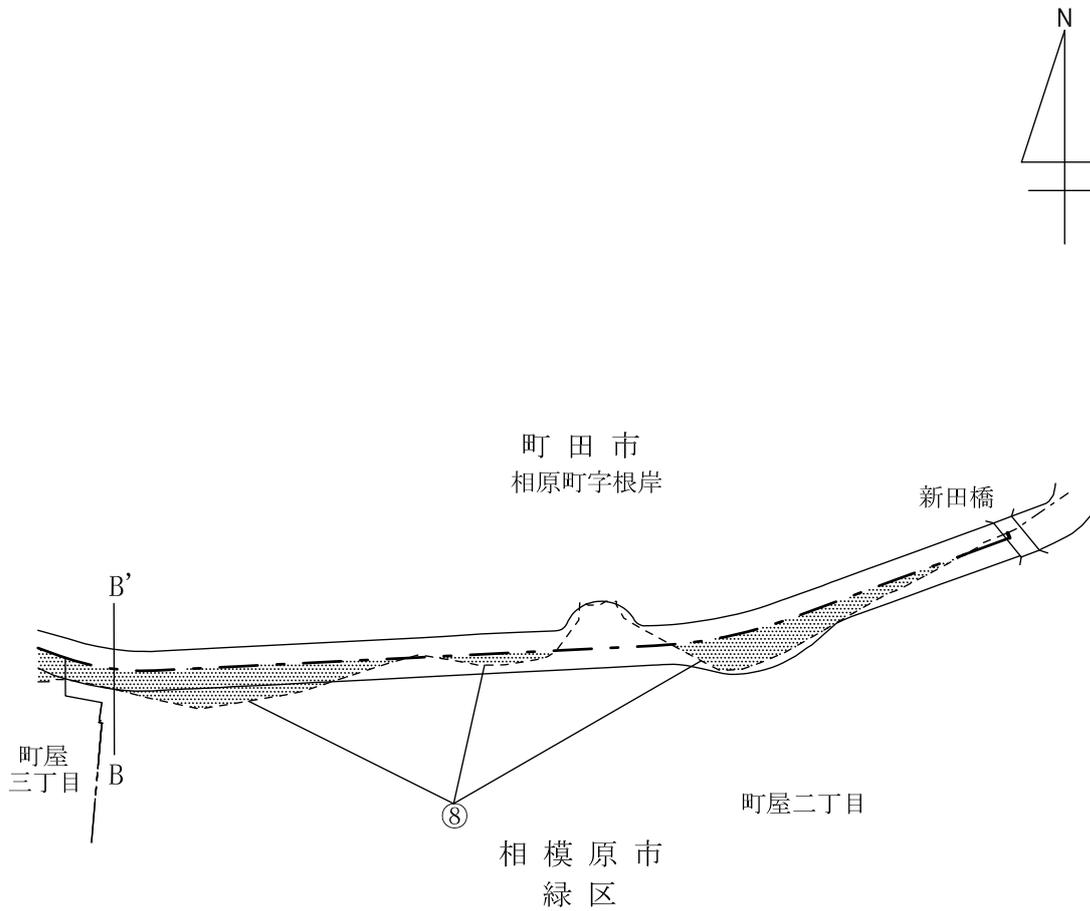


## 凡例



変更区域

# 区域変更図（その4）

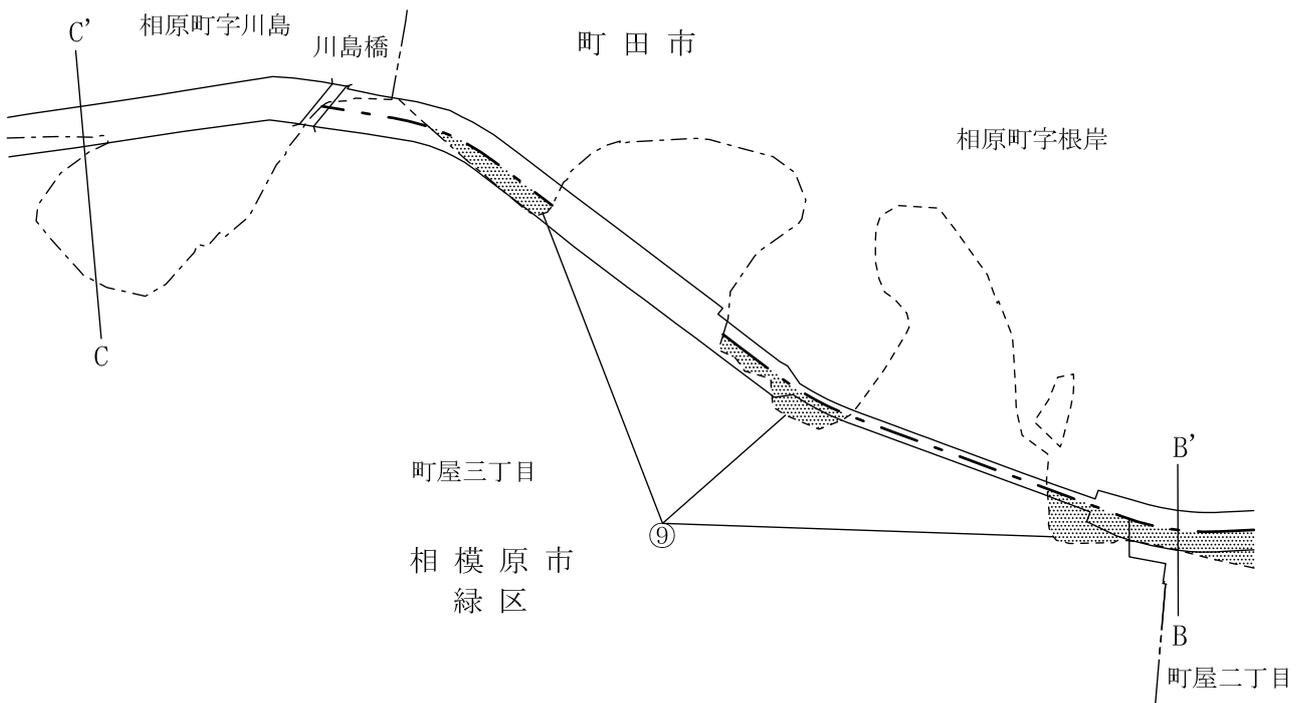
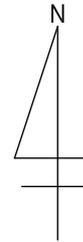


## 凡 例

— — — — —	新 市 境 界
-----	旧 市 境 界
- - - - -	市 境 界
-----	町 界
▨	町の区域変更部分

⑧ 町田市相原町字根岸から相模原市緑区町屋二丁目に変更する区域

# 区域変更図（その5）

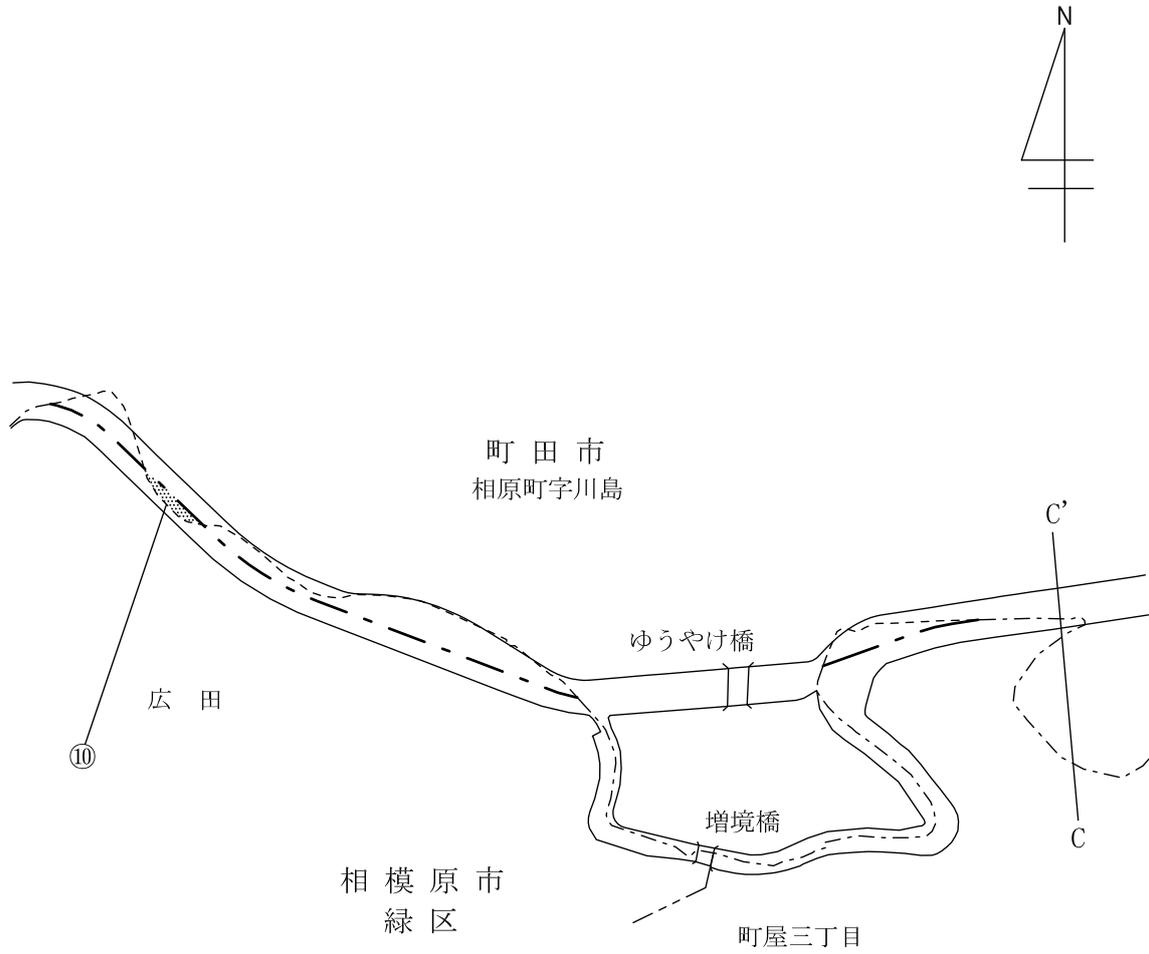


## 凡 例

-----	新市境界
-----	旧市境界
-----	市境界
-----	町界・字界
▨	町の区域変更部分

⑨ 町田市相原町字根岸から相模原市緑区町屋三丁目に変更する区域

# 区域変更図（その6）



## 凡例

— — — — —	新市境界
- - - - -	旧市境界
— · — · — ·	市境界
— · — · — ·	町界
■	町の区域変更部分

⑩ 町田市相原町字川島から相模原市緑区広田に変更する区域

指定管理者の指定について(橋本駅北口第 1 自転車駐車場他 1 3 施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和元年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 管理を行わせる施設の名称

橋本駅北口第 1 自転車駐車場、橋本駅北口第 2 自転車駐車場、橋本駅南口第 1 自転車駐車場、橋本駅南口第 2 自転車駐車場、相模原駅北口自転車駐車場、相模原駅南口自転車駐車場、矢部駅北口自転車駐車場、淵野辺駅南口第 1 自転車駐車場、淵野辺駅南口第 2 自転車駐車場、相模大野駅北口自転車駐車場、谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場、相模大野駅西側自転車駐車場及び相武台前駅北口自転車駐車場

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

名 称 相模原市まち・みどり公社、N C D 運営共同事業体

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

橋本駅北口第 1 自転車駐車場、橋本駅北口第 2 自転車駐車場、橋本駅南口第 1 自転車駐車場、橋本駅南口第 2 自転車駐車場、相模原駅北口自転車駐車場、相模原駅南口自転車駐車場、矢部駅北口自転車駐車場、淵野辺駅南口第 1 自転車駐車場、淵野辺駅南口第 2 自転車駐車場、相模大野駅北口自転車駐車場、谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場、相模大野駅西側自転車駐車場及び相武台前駅北口自転車駐車場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 4 4 号関係資料(その 1)

相模原市まち・みどり公社、NCD運営共同事業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号  
 公益財団法人相模原市まち・みどり公社  
 東京都品川区西五反田 4 丁目 3 2 番 1 号  
 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
	平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	昭和 4 2 年 3 月 1 6 日 設立

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 1 3 名	基本財産 2 0 6 , 5 7 8 千円
	職員 1 1 2 名	
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会	役員 1 1 名	資本金 4 3 8 , 7 5 0 千円
	従業員 1 , 0 4 0 名	

社		
---	--	--

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	<p>ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業</p> <p>イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業</p> <p>ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業</p> <p>エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業</p> <p>オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業</p> <p>カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	<p>ア コンピュータシステムの導入、設計及び製造に関するコンサルティング</p> <p>イ コンピュータシステムの開発、メンテナンス及び運用管理</p> <p>ウ コンピュータソフトウェアパッケージの開発及び販売</p> <p>エ コンピュータ及びその周辺機器の販売</p> <p>オ コンピュータの利用に関する技術支援サービス</p> <p>カ インターネットを利用した各種情報処理提供サービス業及び広告代理店業</p> <p>キ 自転車駐車場の経営並びに設備機器及び関連システムの開発、販売及び運用</p> <p>ク 自転車並びにそれらの部品及び関連商品の販売及び修理</p> <p>ケ アからクまでに付随する飲食店、コインランドリー、各種遊戯施設等の経営</p> <p>コ 建築工事及び土木工事の請負</p> <p>サ 古物営業法(昭和24年法律第108号)に基づく古物の売買</p>

	シ 労働者派遣事業 ス アからシまでに関連する一切の業務
--	---------------------------------

( 2 ) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社	<p>ア 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場並びに谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場及び相模大野駅西側自転車駐車場を除く有料自転車駐車場 11 施設の指定管理者(平成 18 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>イ 谷口北口自転車駐車場及び谷口南口自転車駐車場の指定管理者(平成 23 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模大野駅西側自転車駐車場の指定管理者(平成 23 年 10 月から現在に至る。)</p> <p>エ 相模原市営自動車駐車場のうち、小田急相模原駅自動車駐車場及び相模大野駅西側自動車駐車場を除く 4 施設の指定管理者(平成 18 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>オ 小田急相模原駅自動車駐車場の指定管理者(平成 19 年 12 月から現在に至る。)</p> <p>カ 相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者(平成 25 年 3 月から現在に至る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者(アからオまでについては、平成 24 年 4 月から)</p>
日本コンピュー タ・ダイナミクス 株式会社	<p>ア 川崎市営自転車等駐車場 104 施設の指定管理者(平成 28 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>イ 品川区営自転車等駐車場 26 施設の指定管理者(平成 29 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>ウ 江東区立自転車駐車場 8 施設の指定管理者(平成 31 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>エ 港区立自転車等駐車場 11 施設の指定管理者(平成 31 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>ア及びエについては、共同企業体の構成員としての</p>

指定管理者

## 議案第 1 4 4 号関係資料(その 2)

### 橋本駅北口第 1 自転車駐車場他 1 3 施設の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

相模原市まち・みどり公社、NCD 運営共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和元年 7 月 1 日から同月 3 1 日まで

イ 説明会 令和元年 7 月 2 4 日(参加数 7 団体)

ウ 現地見学会 令和元年 7 月 2 4 日及び同月 2 5 日(参加数 5 団体)

エ 申請の受付 令和元年 8 月 9 日から同年 9 月 9 日まで(申請数 1 団体)

##### (3) 選考

令和元年 1 0 月 1 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された橋本駅北口第 1 自転車駐車場他 1 3 施設に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(大学副学長 1 名、社会保険労務士 1 名、市職員 1 名) 計 4 名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 4 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	16
	管理運営方針	20	14
	地域活性化	20	16
	計画事業(自主事業を除く。)	20	14
	自主事業	60	42
	利用者ニーズ	40	34
	維持管理計画	20	15
	人員配置	20	13
	安全管理及び緊急時の対応	20	15
	適正な管理・経理	20	14
	小計	260	193
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	15
	指定管理料の削減	40	40
	利益の還元	20	16
	小計	80	71
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	20
	団体の管理能力	20	14
	労働環境の適正性	20	14
	小計	60	48
合計		400	312

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、240点以上とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(400点)を100点満点に換算した場合の得点は、78点である。

指定管理者の指定について(橋本駅北口第1自動車駐車場他5施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

1 管理を行わせる施設の名称

橋本駅北口第1自動車駐車場、橋本駅北口第2自動車駐車場、相模原駅自動車  
駐車場、相模大野立体駐車場、相模大野駅西側自動車駐車場及び小田急相模原駅  
自動車駐車場

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区南橋本1丁目5番1号

名称 ギオン・野村不動産パートナーズ・富士ダイナミクスグループ

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

提案の理由

橋本駅北口第1自動車駐車場、橋本駅北口第2自動車駐車場、相模原駅自動車  
駐車場、相模大野立体駐車場、相模大野駅西側自動車駐車場及び小田急相模原駅  
自動車駐車場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第  
67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第145号関係資料(その1)

ギオン・野村不動産パートナーズ・富士ダイナミクス グループの概要

1 構成員

相模原市中央区南橋本1丁目5番1号  
株式会社ギオン

東京都新宿区西新宿1丁目26番2号  
野村不動産パートナーズ株式会社

東京都目黒区青葉台1丁目28番9号  
株式会社富士ダイナミクス

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社ギオン	昭和47年5月20日 設立 平成13年1月5日 祇園興業株式会社から株式会社ギオンに改称
野村不動産パートナーズ株式会社	昭和52年4月1日 設立 平成30年8月1日 野村不動産リフォーム株式会社と合併
株式会社富士ダイナミクス	昭和35年10月17日 設立

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
株式会社ギオン	役員 6名 従業員 2,098名	46,720千円
野村不動産パートナーズ株式会社	役員 11名 従業員 5,170名	200,000千円
株式会社富士ダイナミクス	役員 5名 従業員 218名	20,000千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
株式会社ギオン	<p>ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。)</p> <p>イ 貨物利用運送事業</p> <p>ウ 倉庫業及び配送センター管理運営業</p> <p>エ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業</p> <p>オ 一般廃棄物の収集及び運搬業</p> <p>カ 自動車部品及び自動車用品の販売</p> <p>キ 公共施設の維持・管理に関する事業の受託</p> <p>ク スポーツ施設の運営及び管理業務</p> <p>ケ 警備業</p> <p>コ 清掃業</p>
野村不動産パートナーズ株式会社	<p>ア 不動産の総合管理及び運営業務</p> <p>イ 不動産の管理等に関するコンサルタント業務</p> <p>ウ 建物、建物附属設備、施設等の建築、修繕更新等に係る工事の請負・設計・施工及びこれらのあっせん・助言</p> <p>エ 植栽等の造園工事の請負並びに監理及び施工</p> <p>オ 建物及び建物附属設備の管理業務における要員等の派遣</p> <p>カ 労働者派遣事業</p> <p>キ 建物内外の総合警備業</p> <p>ク 建物内外の清掃業務</p> <p>ケ 不動産の賃貸借、売買、仲介及びあっせん</p> <p>コ ハウスクリーニング等マンション専有部分に係るサービス業務</p>
株式会社富士ダイ	<p>ア 電気及び電子機械器具部品の販売</p> <p>イ 鋳造機械、印刷機械及び工作機械の販売</p> <p>ウ ア及びイに関する輸出入業務</p> <p>エ 電気、電気通信、機械器具設置の施設工事の施工・</p>

ナミクス	請負及び保守 オ 労働者派遣事業 カ 警備業 キ アからカまでに附帯する一切の業務
------	--

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社ギオン	<p>ア 相模原市営自動車駐車場のうち、相模大野駅西側自動車駐車場を除く5施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場を除く有料自転車駐車場14施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
野村不動産パートナーズ株式会社	<p>ア 相模大野立体駐車場及び小田急相模原駅自動車駐車場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模大野駅北口自転車駐車場、谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場、相模大野駅西側自転車駐車場及び相武台前駅北口自転車駐車場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 橋本駅北口第1自動車駐車場他5施設の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

ギオン・野村不動産パートナーズ・富士ダイナミクス グループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和元年7月1日から同月31日まで

イ 説明会 令和元年7月23日(参加数 6団体)

ウ 現地見学会 令和元年7月23日(参加数 5団体)

エ 申請の受付 令和元年8月9日から同年9月9日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

令和元年10月1日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された橋本駅北口第1自動車駐車場他5施設に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(大学副学長1名、社会保険労務士1名、市職員1名) 計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	17
	管理運営方針	20	16
	地域活性化	20	14
	計画事業(自主事業を除く。)	20	16
	自主事業	60	54
	利用者ニーズ	40	36
	維持管理計画	20	17
	人員配置	20	18
	安全管理及び緊急時の対応	20	15
	適正な管理・経理	20	16
	小計	260	219
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	15
	指定管理料の削減	40	40
	利益の還元	20	16
	小計	80	71
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	20
	団体の管理能力	20	15
	労働環境の適正性	20	13
	小計	60	48
合計		400	338

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、240点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(400点)を100点満点に換算した場合の得点は、84.5点である。

当せん金付証券の発売限度額について

当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、令和2年度における当せん金付証券の発売限度額について次のとおり定める。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和2年度の発売限度額 4,500,000,000円

提案の理由

令和2年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証券を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により提案するものである。

工事請負契約の変更について(国道 413 号(仮称)横山トンネル道路改良工事)

平成 29 年 9 月 29 日相模原市議会定例会 9 月定例会議において議案第 79 号として議決を経て契約し、平成 30 年 8 月 3 日及び令和元年 8 月 2 日地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項として契約変更の専決処分を行った工事請負契約(国道 413 号(仮称)横山トンネル道路改良工事)について、履行期限「本契約締結の日から 800 日以内」を「本契約締結の日から 914 日以内」に変更する。

令和元年 11 月 19 日提出

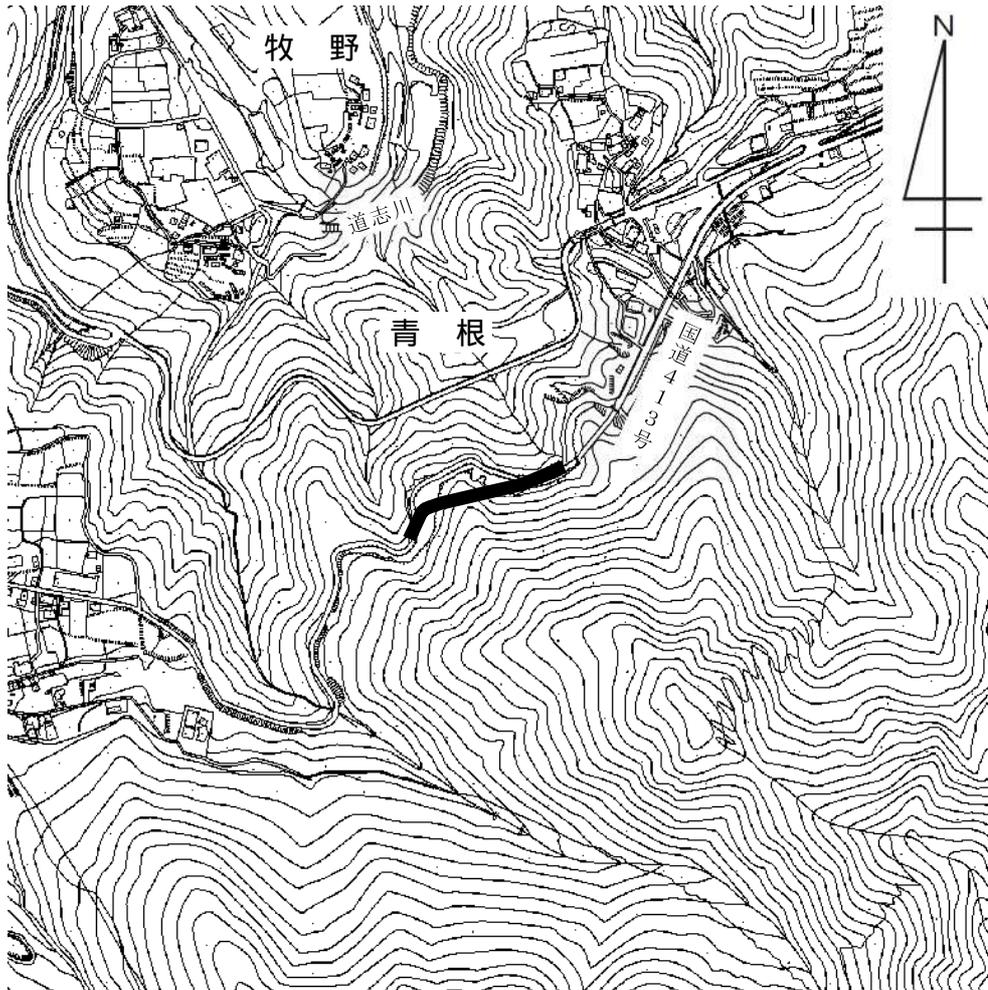
相模原市長 本村 賢太郎

提案の理由

令和元年台風第 19 号により、本工事の場所へ通じる国道 413 号の複数箇所において道路崩落が発生し、工事関係車両の進入が不能となったこと並びに本工事の場所において法面崩壊が発生したことにより、当該崩壊に係る災害復旧工事と作業工程の調整を行う必要が生じたこと及び当該崩壊により損壊した既施工箇所の復旧工事をする必要が生じたことから工事期間の延長が必要となった。

このため、履行期限の延長をいたしたく提案するものである。

# 案内図



## 凡例

—— 工事場所

議案第 1 4 7 号関係資料(その 2)

国道 4 1 3 号(仮称)横山トンネル道路改良工事請負契約の概要

工事の場所	相模原市緑区青根 7 0 7 番 6 7 地先から青根 6 8 7 番 9 地先まで	
契約の相手方	相模原市中央区小山 2 丁目 7 番 2 2 号 入江建設・防長土建共同企業体 代表者 株式会社入江建設 代表取締役 入江 功	
本契約締結年月日	平成 2 9 年 9 月 2 9 日	
契約金額	6 6 8 , 3 7 9 , 1 2 0 円	
	変更前の履行期限	変更後の履行期限
	本契約締結の日から 8 0 0 日以内 (令和元年 1 1 月 2 9 日)	本契約締結の日から 9 1 4 日以内 (令和 2 年 3 月 3 1 日)

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

「

円	円
140,600	190,400
141,700	192,200
142,900	193,900
144,000	195,700
145,100	197,300
146,200	199,000
147,300	200,800
148,400	202,600
149,500	204,000
150,900	205,800
152,200	207,600
153,500	209,400
154,800	210,600

「

円	円
142,600	191,900
143,700	193,600
144,900	195,200
146,000	197,000
147,100	198,600
148,200	200,200
149,300	202,000
150,400	203,700
151,500	205,100
152,900	206,800
154,200	208,600
155,500	210,300
156,700	211,500

別表第 1 中

156,300	212,400
157,800	214,100
159,400	215,900
160,600	217,500
162,100	219,200
163,600	220,900
165,100	222,500
166,500	224,000
169,200	225,700
171,800	227,400
174,400	229,000
177,000	230,500
178,700	232,100
180,400	233,600
182,100	235,000
183,600	236,300
185,300	237,500
187,100	238,700
188,900	240,000
190,400	241,300
191,900	242,600
193,300	243,900
194,800	245,200
196,100	246,100
197,300	247,600
198,600	249,100
199,900	250,600
201,000	252,000
202,300	253,400
203,600	254,800
204,900	256,100

を

158,200	213,200
159,700	214,900
161,300	216,600
162,400	218,200
163,900	219,800
165,400	221,500
166,900	223,000
168,200	224,500
170,900	226,100
173,500	227,800
176,100	229,300
178,600	230,800
180,300	232,300
182,000	233,800
183,700	235,200
185,100	236,300
186,800	237,500
188,600	238,700
190,300	240,000
191,800	241,300
193,300	242,600
194,600	243,900
196,100	245,200
197,400	246,100
198,500	247,600
199,800	249,100
201,000	250,600
202,100	252,000
203,300	253,400
204,600	254,800
205,800	256,100

に改める。

205,900	257,200	206,800	257,200
207,200	258,500	208,000	258,500
208,500	259,900	209,300	259,900
209,800	261,200	210,500	261,200
210,800	262,500	211,500	262,500
211,900	263,600	212,500	263,600
213,000	264,900	213,600	264,900
214,100	266,200	214,600	266,200
215,100	267,200	215,600	267,200
216,100	268,300	216,500	268,300
217,100	269,600	217,500	269,600
218,100	270,900	218,400	270,900
218,900	271,900	219,200	271,900
219,900	272,900	220,100	272,900
220,800	273,900	221,000	273,900
221,800	275,000	222,000	275,000

」

」

「

「

円	円
126,600	177,400
127,500	178,900
128,500	180,400
129,400	181,800
130,400	183,100
131,400	184,600
132,400	186,000
133,400	187,400
134,200	188,600
135,200	189,800
136,200	191,100
137,300	192,300

円	円
128,500	178,500
129,400	180,000
130,400	181,500
131,300	182,900
132,300	184,100
133,200	185,600
134,200	187,000
135,200	188,300
136,000	189,500
137,000	190,700
137,900	191,900
139,000	193,100

別表第 2 中

138,100	193,400	139,800	194,200
139,100	194,500	140,800	195,200
140,100	195,600	141,800	196,300
141,100	196,700	142,700	197,400
142,200	197,700	143,800	198,300
143,300	198,800	144,900	199,400
144,500	199,800	146,100	200,400
145,700	200,800	147,300	201,400
146,800	201,700	148,300	202,200
148,000	202,800	149,500	203,300
149,200	203,900	150,700	204,400
150,400	204,900	151,900	205,400
151,600	205,800	153,000	206,200
153,100	206,700	154,500	207,100
154,600	207,400	156,000	207,800
156,100	208,300	157,500	208,700
157,400	209,200	158,700	209,500
158,900	210,400	160,200	210,700
160,400	211,500	161,700	211,800
161,900	212,400	163,200	212,700
163,400	212,900	164,600	213,100
165,200	214,200	166,400	214,400
167,000	215,400	168,200	215,600
168,800	216,600	170,000	216,800
170,400	217,500	171,500	217,700
172,100	218,800	173,200	218,900
173,800	220,100	174,900	220,200
175,400	221,200	176,500	221,200
177,000	222,300	178,000	222,300
178,400	223,500	179,400	223,500
179,800	224,600	180,800	224,600

を

に

181,200	225,800	182,100	225,800
182,600	226,900	183,500	226,900
184,000	228,100	184,900	228,100
185,400	229,300	186,200	229,300
186,800	230,400	187,600	230,400
188,100	231,400	188,900	231,400
189,300	232,600	190,000	232,600
190,300	233,800	191,000	233,800
191,500	234,900	192,200	234,900
192,500	235,900	193,100	235,900
193,600	236,900	194,200	236,900
194,700	237,900	195,300	237,900
195,800	238,900	196,400	238,900
196,800	239,900	197,300	239,900
197,800	240,900	198,300	240,900
198,900	241,900	199,400	241,900
199,900	242,800	200,400	242,800
200,900	243,700	201,300	243,700
201,800	244,600	202,200	244,600
202,700	245,500	203,100	245,500
203,600	246,400	204,000	246,400
204,200	247,300	204,500	247,300
205,000	248,100	205,300	248,100
205,800	248,900	206,100	248,900
206,600	249,600	206,900	249,600
207,000	250,300	207,200	250,300
207,600	250,900	207,800	250,900
208,000	251,400	208,200	251,400
208,600	251,900	208,800	251,900
209,000	252,200	209,200	252,200
209,700	252,600	209,800	252,600

210,400	253,100	210,500	253,100
---------	---------	---------	---------

改める。

円	円	円	円	円	円
161,900	177,400	203,800	163,900	179,300	205,400
163,600	179,200	205,800	165,600	181,100	207,400
165,300	181,000	207,800	167,300	182,900	209,400
167,000	182,800	209,800	169,000	184,700	211,400
168,500	184,600	211,800	170,500	186,400	213,300
170,400	186,900	213,700	172,400	188,700	215,200
172,200	189,200	215,700	174,200	191,000	217,200
174,100	191,500	217,700	176,100	193,300	219,100
175,800	193,700	219,700	177,700	195,400	221,100
177,500	196,300	221,500	179,400	198,000	222,900
179,200	198,800	223,200	181,100	200,500	224,500
180,900	201,300	225,000	182,800	203,000	226,300
182,700	203,600	226,900	184,500	205,200	228,200
184,800	205,400	228,700	186,600	207,000	229,900
186,900	207,200	230,600	188,700	208,800	231,800
189,000	209,000	232,500	190,800	210,600	233,600
191,200	210,900	233,700	192,900	212,400	234,800
193,600	212,700	235,500	195,300	214,200	236,500
196,000	214,600	237,100	197,700	216,100	238,100
198,400	216,500	238,900	200,100	217,900	239,800
200,800	218,100	240,400	202,400	219,500	241,300
202,600	219,900	241,900	204,200	221,300	242,700
204,400	221,600	243,400	206,000	222,900	244,200
206,200	223,400	244,900	207,800	224,700	245,600
208,100	225,100	246,100	209,600	226,400	246,800
209,800	226,700	247,300	211,300	227,900	247,900

別表第3中

211,600	228,400	248,600		213,100	229,600	249,200
213,400	230,100	250,100	を	214,800	231,200	250,600
215,200	231,400	251,300		216,600	232,500	251,800
217,000	233,200	252,400		218,400	234,200	252,800
218,700	235,000	253,600		220,000	236,000	254,000
220,500	236,800	254,900		221,800	237,700	255,200
222,200	238,000	256,000		223,500	238,900	256,000
223,800	239,500	257,100		225,000	240,300	257,100
225,500	240,800	258,300		226,700	241,600	258,300
227,200	242,300	259,500		228,300	243,000	259,500
228,600	243,500	260,500		229,700	244,200	260,500
230,400	244,800	261,600		231,400	245,400	261,600
232,200	246,100	262,700		233,200	246,700	262,700
234,000	247,200	263,800		234,900	247,700	263,800
235,400	248,500	265,000		236,300	249,000	265,000
236,900	249,700	266,600		237,700	250,100	266,600
238,400	251,000	268,000		239,200	251,400	268,000
239,900	252,200	269,400		240,600	252,500	269,400
241,200	253,400	270,700		241,900	253,700	270,700
242,500	254,700	272,300		243,100	254,900	272,300
243,800	255,800	274,000		244,400	256,000	274,000
245,100	256,900	275,600		245,600	257,100	275,600
246,000	257,900	277,400		246,500	257,900	277,400
247,400	259,200	279,100		247,800	259,200	279,100
248,900	260,500	280,700		249,300	260,500	280,700
250,400	261,800	282,400		250,700	261,800	282,400
251,500	263,000	283,800		251,800	263,000	283,800
253,000	264,400	285,600		253,200	264,400	285,600
254,400	265,800	287,400		254,600	265,800	287,400
255,900	267,200	289,100		256,100	267,200	289,100

J

J

改める。

↑

円	円	円
247,900	333,100	397,900
250,400	336,100	400,800
252,900	339,000	403,700
255,400	342,000	406,500
257,600	344,700	409,100
261,400	348,000	411,800
265,200	351,100	414,600
269,000	354,200	417,300
272,600	357,000	419,500
276,600	359,900	422,200
280,600	363,000	424,800
284,600	366,200	427,500
288,400	369,100	429,900
292,400	372,700	432,400
296,300	375,900	434,800
300,200	379,600	437,300
303,900	383,200	439,300
307,500	385,900	441,700
311,000	388,700	444,000
314,600	391,400	446,400
318,200	394,200	447,900
321,900	396,800	450,300
325,400	399,400	452,600
328,900	401,800	454,900
332,400	403,800	456,900
335,200	406,100	459,200
337,800	408,300	461,400
340,400	410,600	463,700

別表第4中

を

343,200	412,900	465,800
345,300	415,000	468,100
347,500	417,000	470,400
349,900	419,100	472,600
352,100	421,000	474,600
354,500	422,800	476,700
356,700	424,600	478,800
359,200	426,600	480,900
361,400	428,500	483,000
363,800	430,500	484,800
366,200	432,400	486,600
368,400	434,400	488,400
370,700	436,200	490,100
372,100	438,000	491,900
373,600	439,700	493,700

「

」

円	円	円
249,800	335,000	399,000
252,300	338,000	401,900
254,800	340,900	404,500
257,300	343,800	407,200
259,500	346,500	409,800
263,300	349,700	412,200
267,100	352,800	414,900
270,900	355,900	417,300
274,500	358,700	419,500
278,500	361,400	422,200
282,500	364,500	424,800
286,500	367,700	427,500
290,300	370,600	429,900

294,300	374,100	432,400
298,200	377,100	434,800
302,100	380,700	437,300
305,800	384,300	439,300
309,400	387,000	441,700
312,900	389,500	444,000
316,500	392,100	446,400
320,100	394,900	447,900
323,800	397,200	450,300
327,300	399,700	452,600
330,600	401,800	454,900
334,100	403,800	456,900
336,800	406,100	459,200
339,400	408,300	461,400
342,000	410,600	463,700
344,800	412,900	465,800
346,700	415,000	468,100
348,900	417,000	470,400
351,300	419,100	472,600
353,500	421,000	474,600
355,800	422,800	476,700
357,900	424,600	478,800
360,200	426,600	480,900
362,400	428,500	483,000
364,800	430,500	484,800
367,000	432,400	486,600
369,000	434,400	488,400
371,300	436,200	490,100
372,500	438,000	491,900
373,900	439,700	493,700

に改める。

第2条 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項を削り、同条第5項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」に、「任期付職員条例」を「相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による」を「その者に適用される給料表の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第3条の2第1項中「前条第6項」を「前条第5項」に改め、同条第10項中「及び任期付職員」を削る。

第3条の3中「第4項並びに」を削る。

第14条の7第2項第1号中「任期付職員」を「任期付短時間勤務職員」に、「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改め、同項第3号中「任期付職員」を「任期付短時間勤務職員」に、「100分の80」を「100分の95」に、「100分の100」を「100分の115」に改める。

別表第1中「及び任期付職員」を削り、任期付職員の項を削る。

別表第2中「及び任期付職員」を削り、任期付職員の項を削る。

別表第3中「及び任期付職員」を削り、任期付職員の項を削る。

別表第4中「及び任期付職員」を削り、任期付職員の項を削る。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

「

「

円	円	円	円
156,700	172,600	158,700	174,500
158,200	174,700	160,200	176,600
159,700	176,800	161,700	178,700
161,200	179,000	163,200	180,900
162,900	181,000	164,900	182,800
164,800	183,200	166,800	185,000
166,600	185,400	168,600	187,200
168,400	187,600	170,400	189,400
170,200	189,900	172,100	191,600
172,300	192,700	174,200	194,400
174,300	195,400	176,200	197,100
176,300	198,100	178,200	199,800
178,300	201,000	180,100	202,600
180,500	202,700	182,300	204,300
182,700	204,400	184,500	206,000
184,900	206,100	186,700	207,700
187,200	207,900	188,900	209,400
189,800	209,500	191,500	211,000
192,300	211,200	194,000	212,700
194,800	212,800	196,500	214,200
197,300	214,500	198,900	215,900
199,000	216,400	200,600	217,800
200,700	218,200	202,300	219,500
202,400	220,100	204,000	221,400
203,900	221,800	205,400	223,100
205,500	223,700	207,000	224,900
207,200	225,700	208,700	226,900
208,800	227,700	210,200	228,800
210,200	229,500	211,600	230,600
211,900	232,200	213,300	233,200

別表第 1 中

を

に

213,500	234,900	214,800	235,900
215,200	237,600	216,500	238,500
216,800	240,100	218,100	241,000
218,500	242,900	219,700	243,700
220,300	245,500	221,500	246,300
222,100	248,200	223,200	248,900
223,600	250,600	224,700	251,300
225,400	253,100	226,400	253,700
227,200	255,600	228,200	256,200
229,000	257,900	229,900	258,400
230,600	260,500	231,500	261,000
232,300	262,900	233,100	263,300
233,900	265,100	234,700	265,500
235,500	267,300	236,200	267,600
237,000	269,500	237,700	269,800
238,400	271,700	239,000	271,900
239,700	273,900	240,300	274,100
240,900	275,900	241,400	276,100
242,300	278,100	242,800	278,100
243,800	280,100	244,200	280,100
245,000	282,000	245,400	282,000
246,500	284,000	246,800	284,000
247,700	285,800	248,000	285,800
248,900	288,200	249,100	288,200
250,300	290,500	250,500	290,500
251,400	293,000	251,600	293,000

」

」

改める。

「

円	円
140,600	190,400

「

円	円
142,600	191,900

別表第 2 中

141,700	192,200	143,700	193,600
142,900	193,900	144,900	195,200
144,000	195,700	146,000	197,000
145,100	197,300	147,100	198,600
146,200	199,000	148,200	200,200
147,300	200,800	149,300	202,000
148,400	202,600	150,400	203,700
149,500	204,000	151,500	205,100
150,900	205,800	152,900	206,800
152,200	207,600	154,200	208,600
153,500	209,400	155,500	210,300
154,800	210,600	156,700	211,500
156,300	212,400	158,200	213,200
157,800	214,100	159,700	214,900
159,400	215,900	161,300	216,600
160,600	217,500	162,400	218,200
162,100	219,200	163,900	219,800
163,600	220,900	165,400	221,500
165,100	222,500	166,900	223,000
166,500	224,000	168,200	224,500
169,200	225,700	170,900	226,100
171,800	227,400	173,500	227,800
174,400	229,000	176,100	229,300
177,000	230,500	178,600	230,800
178,700	232,100	180,300	232,300
180,400	233,600	182,000	233,800
182,100	235,000	183,700	235,200
183,600	236,300	185,100	236,300
185,300	237,500	186,800	237,500
187,100	238,700	188,600	238,700
188,900	240,000	190,300	240,000

を

に

190,400	241,300	191,800	241,300
191,900	242,600	193,300	242,600
193,300	243,900	194,600	243,900
194,800	245,200	196,100	245,200
196,100	246,100	197,400	246,100
197,300	247,600	198,500	247,600
198,600	249,100	199,800	249,100
199,900	250,600	201,000	250,600
201,000	252,000	202,100	252,000
202,300	253,400	203,300	253,400
203,600	254,800	204,600	254,800
204,900	256,100	205,800	256,100
205,900	257,200	206,800	257,200
207,200	258,500	208,000	258,500
208,500	259,900	209,300	259,900
209,800	261,200	210,500	261,200
210,800	262,500	211,500	262,500
211,900	263,600	212,500	263,600
213,000	264,900	213,600	264,900
214,100	266,200	214,600	266,200
215,100	267,200	215,600	267,200
216,100	268,300	216,500	268,300
217,100	269,600	217,500	269,600
218,100	270,900	218,400	270,900
218,900	271,900	219,200	271,900
219,900	272,900	220,100	272,900
220,800	273,900	221,000	273,900
221,800	275,000	222,000	275,000

」

」

改める。

第6条 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条第5項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」に、「任期付職員条例」を「相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による」を「その者に適用される給料表の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第5条第1項中「前条第6項」を「前条第5項」に改め、同条第10項中「及び任期付職員」を削る。

第6条中「第4項並びに」を削る。

第14条第2項中「及び任期付職員」を削る。

別表第1中「及び任期付職員」を削り、任期付職員の項を削る。

別表第2中「及び任期付職員」を削り、任期付職員の項を削る。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条並びに附則第4項及び附則第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(相模原市一般職の給与に関する条例第14条の7の改正規定を除く。)による改正後の相模原市一般職の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)及び第5条の規定による改正後の相模原市学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の学校職員給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例又は改正後の学校職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の相模原市一般職の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の相模原市学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の学校職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。  
(任期付職員の号給の決定)
- 4 第2条の規定の施行の日(以下「切替日」という。)の前日において、同条の規定による改正前の相模原市一般職の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給

料表の任期付職員の項に掲げる給料月額の適用を受けていた者であって、その任期の末日が切替日以後であるもの(以下「継続任期付職員」という。)の切替日の号給は、人事委員会規則で定めるところにより決定するものとする。

(任期付職員の昇給に関する経過措置)

- 5 切替日以後の継続任期付職員の昇給は、相模原市一般職の給与に関する条例第3条の2第4項から第6項までの規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより行うものとする。

#### 提案の理由

相模原市人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の給料、期末手当及び勤勉手当並びに任期付職員の給与に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第148号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第1条及び第2条関係)

ア 給料の改定

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
行政職給料表(1) (別表第1)	305,828 円	306,083 円	255 円	0.08 %
行政職給料表(2) (別表第2)	318,563	318,588	25	0.01
消防職給料表 (別表第3)	317,355	317,683	328	0.10
医療職給料表 (別表第4)	480,333	481,333	1,000	0.21
全体	309,006	309,258	252	0.08

備考 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、平成31年4月1日現在の額

イ 勤勉手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	0.925	0.925	1.85	0.925	0.975	1.9
				0.95	0.95	1.9
特定幹部職員	1.125	1.125	2.25	1.125	1.175	2.3
				1.15	1.15	2.3

備考 改定後の各区分の欄の上段は令和元年度の支給割合、下段は令和2年度以降の支給割合

ウ 任期付職員の給与水準の見直し

(ア) 各給料表において単一の号給が適用されていた任期付職員について、人事委員会規則で定める基準に従い号給を決定し、及び昇給を行うこととするもの

(イ) 任期付職員としての上限を設けていた勤勉手当の支給総額について、再任用職員を除く他の職員と同様とするもの

(2) 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条及び第4条関係)

期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
特定任期付職員	1.675	1.675	3.35	1.675	1.725	3.4
				1.7	1.7	3.4

備考 改定後の欄の上段は令和元年度の支給割合、下段は令和2年度以降の支給割合

(3) 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正(第5条及び第6条関係)

ア 給料の改定

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
教育職給料表 (別表第1)	円 329,296	円 329,516	円 220	% 0.07
学校事務職給料表(別表第2)	273,901	274,233	332	0.12
全体	327,494	327,718	224	0.07

備考 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、平成31年4月1日現在の額

イ 任期付職員の給与水準の見直し

(1) ウと同様の改正を行うとともに、職務の級に応じて支給していた義務教育等教員特別手当を職務の級及び号給に応じて支給することとするもの

## 2 施行期日等

令和元年12月1日。ただし、1(1)イ及び(2)のうち令和2年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに(1)ウ及び(3)イに係る規定は、令和2年4月1日から施行し、1(1)ア及び(3)アに係る規定は、平成31年4月1日から適用

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例について  
相模原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 11 月 19 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例  
相模原市介護保険条例(平成 12 年相模原市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条に次の 1 号を加える。

- (4) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 2 条に規定する災害により被害を受けた場合で、必要があると認められるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 14 条第 4 号の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料であって、普通徴収の方法によって徴収する納期が令和元年 10 月 1 日以後であるもの及び特別徴収の方法によって同日以後に徴収するものの減額又は免除について適用する。

提案の理由

令和元年台風第 19 号による被害を踏まえ、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に規定する災害により被害を受けた納付義務者に対する介護保険の保険料の減額又は免除に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

令和元年度相模原市一般会計補正予算(第3号)

令和元年度相模原市の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額303,625,000千円に歳入歳出それぞれ4,398,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ308,023,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
40 地方交付税		13,900,000	98,880	13,998,880
	5 地方交付税	13,900,000	98,880	13,998,880
55 国庫支出金		60,666,936	863,116	61,530,052
	5 国庫負担金	51,741,883	706,916	52,448,799
	10 国庫補助金	8,628,968	156,200	8,785,168
60 県支出金		16,698,617	15,715	16,714,332
	5 県負担金	11,643,405	15,000	11,658,405
	10 県補助金	3,571,222	715	3,571,937
70 寄附金		78,915	5,000	83,915
	5 寄附金	78,915	5,000	83,915
75 繰入金		6,362,761	146,916	6,509,677
	10 基金繰入金	6,298,948	146,916	6,445,864
80 繰越金		1,942,698	804,273	2,746,971
	5 繰越金	1,942,698	804,273	2,746,971
90 市債		29,414,100	2,464,100	31,878,200
	5 市債	29,414,100	2,464,100	31,878,200
歳入合計		303,625,000	4,398,000	308,023,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		23,952,501	226,800	24,179,301
	5 総務管理費	13,942,174	220,300	14,162,474
	20 統計調査費	106,305	6,500	112,805
15 民生費		127,996,155	787,618	128,783,773
	5 社会福祉費	52,149,976	120,000	52,269,976
	10 児童福祉費	52,076,284	11,100	52,087,384
	30 災害救助費	0	656,518	656,518
20 衛生費		26,380,533	△41,800	26,338,733
	10 清掃費	12,924,576	△41,800	12,882,776
30 農林水産業費		760,242	2,401	762,643
	5 農業費	687,401	2,401	689,802
40 土木費		26,190,847	33,500	26,224,347
	5 道路橋りょう費	10,205,251	4,700	10,209,951
	15 都市計画費	12,994,695	20,300	13,014,995
	20 公園費	1,679,738	8,500	1,688,238
45 消防費		7,941,036	168,281	8,109,317
	5 消防費	7,941,036	168,281	8,109,317
50 教育費		49,607,680	104,200	49,711,880
	5 教育総務費	7,550,635	13,000	7,563,635
	10 小学校費	22,542,022	95,200	22,637,222
	15 中学校費	13,856,382	△4,000	13,852,382
55 災害復旧費		1,205,999	3,017,000	4,222,999
	2 災害復旧費	1,205,999	3,017,000	4,222,999
70 予備費		100,000	100,000	200,000
	5 予備費	100,000	100,000	200,000
歳 出	合 計	303,625,000	4,398,000	308,023,000

## 第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
			千円
30 農林水産業費	5 農業費	農業後継者・担い手確保対策事業	1,001
55 災害復旧費	2 災害復旧費	農林水産施設災害復旧費（青根上青根水田・畑地災害復旧事業ほか1）	35,000
		公共土木施設災害復旧費（国道413号災害復旧事業ほか）	1,300,000

### 第3表 地方債補正

#### 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(国の予算等貸付金債) 災害援護事業費	千円  67,600	借入先 ・内閣府  借入方法 ・普通貸借  借入時期 令和元年度とする。	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に定めるところによる。
計	67,600			

#### 変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
(災害復旧債) 災害復旧費	千円  920,800	千円  2,396,500	千円  3,317,300
計	29,414,100	2,396,500	31,810,600

令和元年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

令和元年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額3,002,000千円に歳入歳出それぞれ14,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,016,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(元号の表示)

第2条 令和元年度相模原市の麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の予算における当該年度以降の年度の元号の表示は、当該年度全体を通じて「令和」とする。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		千円 700,259	千円 14,000	千円 714,259
	5 繰入金	700,259	14,000	714,259
歳入合計		3,002,000	14,000	3,016,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費		千円 2,981,372	千円 14,000	千円 2,995,372
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費	2,981,372	14,000	2,995,372
歳 出	合 計	3,002,000	14,000	3,016,000

令和元年度相模原市一般会計補正予算(第4号)

令和元年度相模原市の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額308,023,000千円に歳入歳出それぞれ1,017,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ309,040,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		千円 61,530,052	千円 627,132	千円 62,157,184
	5 国庫負担金	52,448,799	374,098	52,822,897
	10 国庫補助金	8,785,168	245,724	9,030,892
	15 国庫委託金	296,085	7,310	303,395
60 県支出金		16,714,332	118,617	16,832,949
	5 県負担金	11,658,405	118,617	11,777,022
80 繰越金		2,746,971	445,551	3,192,522
	5 繰越金	2,746,971	445,551	3,192,522
90 市債		31,878,200	△174,300	31,703,900
	5 市債	31,878,200	△174,300	31,703,900
歳入	合 計	308,023,000	1,017,000	309,040,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		千円 24,179,301	千円 13,800	千円 24,193,101
	13 市民生活費	6,408,448	13,800	6,422,248
15 民生費		128,783,773	616,514	129,400,287
	5 社会福祉費	52,269,976	122,316	52,392,292
	10 児童福祉費	52,087,384	494,198	52,581,582
20 衛生費		26,338,733	396,172	26,734,905
	5 保健衛生費	12,854,914	396,172	13,251,086
50 教育費		49,711,880	△9,486	49,702,394
	10 小学校費	22,637,222	81,552	22,718,774
	15 中学校費	13,852,382	△91,038	13,761,344
歳 出	合 計	308,023,000	1,017,000	309,040,000

## 第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
			千円
15 民 生 費	5 社会福祉費	障害者支援センター松が丘園施設管理運営費	70,695
20 衛 生 費	5 保健衛生費	母子保健事業	3,108
40 土 木 費	5 道路橋りょう費	道路維持管理計画事業(国道413号道路災害防除事業)	39,000
50 教 育 費	10 小学校費	小学校校舎等整備事業(トイレ整備事業ほか1)	552,052
	15 中学校費	中学校校舎等整備事業(トイレ整備事業ほか1)	148,662

### 第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
道路維持管理計画事業 (市道雨降)	令和元年度	0
	令和2年度	15,015
道路維持管理計画事業 (市道鮎釣街道)	令和元年度	0
	令和2年度	7,128
道路維持管理計画事業 (市道小松西5号)	令和元年度	0
	令和2年度	8,976
道路維持管理計画事業 (市道小松若葉台)	令和元年度	0
	令和2年度	7,392
道路維持管理計画事業 (県道508号)	令和元年度	0
	令和2年度	9,317
道路維持管理計画事業 (市道都井沢三工区)	令和元年度	0
	令和2年度	5,082
道路維持管理計画事業 (市道風戸橋)	令和元年度	0
	令和2年度	4,620
道路維持管理計画事業 (国道413号)	令和元年度	0
	令和2年度	13,600
道路維持管理計画事業 (市道関口道志)	令和元年度	0
	令和2年度	9,900
道路維持管理計画事業 (道路情報提供装置更新)	令和元年度	0
	令和2年度	60,500
道路維持管理計画事業 (市道相模富士見町)	令和元年度	0
	令和2年度	85,756

事 項	期 間	限 度 額
道路維持管理計画事業 (市道キャタピラー三菱外周)	令和元年度	0
	令和2年度	11,088
道路維持管理計画事業 (市道東芝)	令和元年度	0
	令和2年度	13,200
道路維持管理計画事業 (市道新磯野22号)	令和元年度	0
	令和2年度	6,000
道路維持管理計画事業 (市道慰霊塔参道)	令和元年度	0
	令和2年度	9,000
道路維持管理計画事業 (市道麻溝台100号ほか1)	令和元年度	0
	令和2年度	23,683
道路維持管理計画事業 (市道大沼59号)	令和元年度	0
	令和2年度	13,244
公園施設長寿命化実施事業	令和元年度	0
	令和2年度	25,672
自転車駐車場 指定管理経費	令和元年度から 令和4年度まで	1,201,968

千円

## 第4表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(民生債) 障害者福祉施設整備費	0	56,500	56,500
(教育債)			
小学校整備費	1,973,100	△ 90,400	1,882,700
中学校整備費	2,095,200	△ 140,400	1,954,800
計	31,878,200	△ 174,300	31,703,900

令和元年度相模原市自動車駐車場事業特別会計補正予算(第2号)

令和元年度相模原市自動車駐車場事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

## 第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自 指 動 定 車 管 駐 理 車 経 場 費	令和元年度から 令和4年度まで	1,078,394

千円

相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例及び附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例及び附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 11 月 22 日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例及び附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
(相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例(昭和 62 年相模原市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「関し」を「ついて」に改める。

第 4 条第 1 項第 3 号に次のただし書を加える。

ただし、旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号)第 4 条の 3 に規定する基準に適合する設備を玄関から容易に見える場所で、かつ、ロビー等と一体である場所に有する場合は、この限りでない。

第 4 条第 1 項中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「前項第 2 号から第 5 号まで及び第 7 号」を「前項第 2 号、第 3 号及び第 5 号」に改める。

第 16 条中「関し」を「ついて」に改める。

第 2 条 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「。以下「法」という。」を削り、「及び第 3 項に規定する旅館・ホテル営業又は」を「に規定する旅館・ホテル営業及び同条第 3 項に規定する」に改め、「簡易宿所営業」の次に「(以下「ホテル等営業」という。)」を、「施設」の次に「である建築物(当該建築物の一部にホテル等営業の用に供する部分以外の部分を有する場合は、当該ホテル等営業の用に供する部分)」を加え、

同条に次の 1 号を加える。

( 3 ) 建築物 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

第 4 条の見出し中「構造等」を「ホテル等」に改め、同条第 1 項ただし書を削り、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

( 1 ) 玄関(建築物(門及び塀を除く。)の外部から内部に通ずる出入口(従業員その他の関係者のみが利用するものを除く。)をいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 道路、歩道状空地、公園、広場その他これらに類する空地(以下「道路等」という。)から玄関の内部を見通すことができるものであつて、規則で定める寸法を有するものであること。ただし、敷地の形態、周辺の地形等によりこれにより難い場合であつて、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

イ 客が営業時間中に必ず通過し、自由に入出入りすることができるものであること。

ウ 客室へ直接通ずるものでないこと。ただし、当該客室を有する建築物が他の客室を有する建築物及びフロント等を有する建築物とそれぞれ別の建築物である場合は、この限りでない。

( 2 ) 次に掲げる要件を満たすロビー又は応接室若しくは談話室(以下「ロビー等」という。)を有すること。

ア ホテル等の出入口(ホテル等の出入口のある階とフロント、帳場又は旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号)第 4 条の 3 に規定する基準に適合する設備(以下「フロント等」という。)を有する階とが異なる場合は、フロント等を有する階の出入口をいう。以下同じ。)と近接し、客が自由に利用できるものであること。

イ 待ち合わせ又は談話ができる椅子、テーブル等の設備を有すること。ただし、ホテル等の収容人員が 10 人以下の場合は、この限りでない。

ウ 収容人員に応じ、規則で定める規模のものであること。

第 4 条第 1 項第 3 号中「ロビー等と一体で、開放的に客等と応接できる」を「次に掲げる要件を満たす」に改め、同号ただし書中「(昭和 23 年厚生省令第 28 号)」を削り、「玄関」を「ホテル等の出入口」に改め、同号に次のように加える。

ア ホテル等の出入口から容易に見える場所にあり、かつ、ロビー等と一体であること。

イ 客と従業員が対面して面接することができる遮蔽物のない構造であること。

ウ 客室の鍵を保管する設備を有すること。

第4条第1項第5号を削り、同項第4号ただし書中「法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設」を「ホテル等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 客室は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 客室の出入口は、フロント等に通ずる共用の廊下に面した構造であること。ただし、客室を有する建築物が他の客室を有する建築物及びフロント等を有する建築物とそれぞれ別の建築物であつて、フロント等から客室の出入口までの経路が共用のものである場合は、この限りでない。

イ 内装は、天井及び壁面に横臥<sup>が</sup>している人の姿態を映す鏡又はこれに類するものを備えないものとし、かつ、客の性的好奇心を刺激しない清そなものとする。

ウ 浴室の内部が当該浴室の外から容易に見える構造でないこと。

第4条第1項第6号中「建築物、広告物及び広告物を掲出する物件」を「ホテル等及び屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)」に、「住環境」を「生活環境」に、「都市景観上の」を「良好な景観の形成に」に改め、同項中第7号を第12号とし、第6号の次に次の5号を加える。

(7) ホテル等を照らすこと以外の用に供するための投光器その他これに類する照明装置を設置しないこと。

(8) 屋外広告物に使用する照明装置及び電光表示装置は、規則に定める基準に適合したものであること。

(9) ホテル等の外部に休憩料金及び空室の状況を表示しないこと。

(10) 道路等に面する塀その他これに類する工作物及び樹木は、規則で定める高さを超えないものであること。ただし、樹木のうち樹種やその配置により道路等から玄関及び駐車場までの空間の見通しを妨げるおそれがないと市長が認めたものは、この限りでない。

( 1 1 ) 道路等から玄関及び駐車場までの空間の見通しを妨げるのれん等の遮蔽物を設けないこと。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、青少年の健全な育成及び快適で良好な生活環境の実現に反するおそれがないと相模原市ホテル等建築審議会(以下「審議会」という。)の同意を得て市長が認めるものにあつては、前項各号の全部又は一部の規定を適用しないことができる。

第 8 条を削る。

第 7 条の見出し中「同意」を「承認」に改め、同条中「届出」を「申請」に、「第 4 条に規定する構造等の」を「第 4 条第 1 項各号に掲げる」に、「当該ホテル等の建築について同意を行う」を「前条第 1 項の承認をする」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の見出しを「(ホテル等の建築の申請)」に改め、同条第 1 項中「者は、規則で定めるところにより届出を行い、市長の同意」を「建築主は、ホテル等の建築に係る計画について市長に申請し、その承認」に改め、同条第 2 項中「同意を行う」を「承認をする」に、「相模原市ホテル等建築審議会」を「審議会」に改め、同条に次の 2 項を加え、同条を第 7 条とする。

3 前条及び前 2 項の規定は、ホテル等の建築に係る計画の変更について準用する。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 建築主は、前項ただし書の軽微な変更をするときは、市長に届け出なければならない。

第 5 条第 1 項中「ホテル等を建築しようとする者(以下「建築主」という。)」を「建築主」に改め、「規則で定めるところにより」を削り、同条第 2 項中「規定による」を削り、同条第 3 項中「事前相談書の内容を確認し、規則で定める事項を満たしている」を「事前相談が終了した」に、「事前相談が終了した」を「その」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(緑化)

第 5 条 ホテル等を建築しようとする者(以下「建築主」という。)は、当該ホテル等の敷地に占める樹木等の植栽地(以下「緑化施設」という。)の面積の割合を 10 パーセント以上とするよう努めるものとする。

2 緑化施設の面積は、規則で定めるところにより算定するものとする。

第9条第1項中「規則で定めるところにより、当該建築物」を「第7条第1項の規定による申請に係るホテル等」に、「当該建築の」を「当該ホテル等の建築の」に改め、同条第2項中「当該建築」を「ホテル等の建築」に、「当該敷地」を「当該ホテル等の敷地」に改め、同条に次の1項を加える。

3 建築主は、第1項の規定により標識を設置したときは、市長に届け出なければならない。

第10条を次のように改める。

(完了検査)

第10条 建築主は、ホテル等の建築工事が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに当該ホテル等が第4条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

3 市長は、前項の規定による検査をした場合において、当該検査に係るホテル等が第4条第1項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とする。

第14条第1項中「第10条」を「第12条第1項及び第2項」に改め、同条第2項中「前条」を「第14条第1項」に、「立入調査」を「立入検査」に改め、同条を第16条とする。

第13条の見出しを「(立入検査)」に改め、同条第1項中「当該建築物、建築物」を「ホテル等、ホテル等」に、「調査を行わせる」を「検査を行わせ、又は関係者に質問させる」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「、立入調査」を「立入検査」に改め、同条第3項中「立入調査」を「立入検査」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(維持管理等)

第15条 ホテル等の所有者等は、当該ホテル等が、第4条第1項各号に掲げる基準に適合するよう維持管理をしなければならない。

2 ホテル等の所有者等は、当該ホテル等の敷地に占める緑化施設の面積の割合を10パーセント以上とするよう努めるものとする。

第12条を削る。

第11条中「前条」を「前条第1項及び第2項」に改め、同条に次の1項を加

える。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(勧告)

第11条 市長は、第7条第1項の規定に違反し、又は虚偽の申請をした建築主に対し、ホテル等の建築の中止その他必要な勧告をすることができる。

2 市長は、ホテル等の建築後に当該ホテル等が第4条第1項各号に掲げる基準に適合しないことを知つたときは、当該ホテル等の所有者、管理者又は営業者(以下「所有者等」という。)に対し、原状回復その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 前項の規定による勧告を受けた者は、これに基づき講じた措置について、市長に報告するものとする。

(中止命令等)

第12条 市長は、前条第1項の勧告を受けた者であつて、正当な理由なくその勧告に係る措置を行わないものに対し、ホテル等の建築の中止を命じ、又は相当の期間を定めて必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項の勧告を受けた者であつて、正当な理由なくその勧告に係る措置を行わないものに対し、相当の期間を定めてその原状回復その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 前項の規定により原状回復その他必要な措置を講ずることを命ぜられた者は、これに基づき講じた措置について、市長に報告するものとする。

附則第3項中「構造等」を「ホテル等」に、「当該規定」を「同条、第11条第2項及び第15条第1項の規定」に改める。

附則中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、同項の規定により第4条、第11条第2項及び第15条第1項の規定を適用しないこととされるホテル等の所有者等は、当該ホテル等が第4条第1項各号に掲げる基準に適合するよう努めるものとする。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第3条 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を

次のように改正する。

別表市長の部相模原市ホテル等建築審議会の項中「第6条第2項の規定により、ホテル等建築の届出」を「第7条第1項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定によるホテル等の建築の申請」に、「同意」を「承認その他ホテル等の建築の適正化」に、「答申する」を「答申し、又は意見を建議する」に改め、「2年」の次に「(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。  
(相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例(昭和62年相模原市条例第22号。以下「条例」という。)第4条から第10条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に第2条の規定による改正後の条例第7条第1項の規定によりその計画について申請するホテル等の建築について適用し、施行日前に第2条の規定による改正前の条例第6条第1項の規定による届出をしたホテル等の建築については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に第2条の規定による改正前の条例第6条第1項の規定によりその建築について届出をしたホテル等に係る第2条の規定による改正後の条例第11条第2項及び第15条第1項の規定の適用については、これらの規定中「第4条第1項各号」とあるのは、「相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例及び附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(令和元年相模原市条例第 号)第2条の規定による改正前の第4条第1項各号」とする。
- 4 施行日前に第2条の規定による改正前の条例第6条第1項の規定によりその建築について届出をしたホテル等の所有者、管理者又は営業者は、当該ホテル等が第2条の規定による改正後の条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合するよう努めるものとする。
- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案の理由

旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)による旅館業法(昭和23年法律第138号)の改正等を踏まえ、ホテル等の基準に係る規定の改正、計画の変更に係る規定の追加、完了検査に係る規定の追加、勧告、中止命令等及び公表に係る規定の改正、維持管理等に係る規定の追加、経過措置に係る規定の改正、相模原市ホテル等建築審議会の設置目的にホテル等の建築の適正化に関し必要な事項を加えるための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第154号関係資料

### 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例及び附属機関の設置に関する条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### (1) 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部改正(第1条関係)

ホテル等(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設である建築物をいう。以下同じ。)の基準に係る規定の改正

##### ア フロント又は帳場

旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の3に規定する基準に適合する設備をフロント又は帳場に代替する機能を有する設備として認めることとするもの

##### イ 食堂、会議に使用することのできる施設等

食堂、会議に使用することのできる施設等を有することとする規定を廃止するもの

##### (2) 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部改正(第2条関係)

##### ア ホテル等の基準に係る規定の改正

##### (ア) 玄関

道路、歩道状空地、公園等(以下「道路等」という。)から玄関の内部を見通すことができることを原則とし、山間部など敷地の形態や周辺の地形等によってこれにより難しい場合で、市長が特に認めたものについては、これによらないことができることとするもの

##### (イ) 屋外広告物に使用する照明等

屋外広告物に使用する照明装置及び電光表示装置は、規則に定める基準に適合したものであることとするもの

##### (ウ) 樹木の高さ

道路等に面する塀、樹木等について、規則で定める高さを超えないものであることを原則とし、樹木のうち樹種及び配置により道路等から玄関及び駐車場までの空間の見通しを妨げるおそれがないと市長が認めた場

合には、これによらないことができることとするもの

(エ) ホテル等の基準(以下「基準」という。)の適用除外

この条例の目的に反するおそれがないと相模原市ホテル等建築審議会(以下「審議会」という。)の同意を得た上で市長が認めるものには、基準の全部又は一部を適用しないことができることとするもの

イ 計画の変更に係る規定の追加

ホテル等の建築に係る計画の変更をしようとする場合には、当該計画について、事前相談を終了した上で市長に申請し、その承認を得なければならないこととするもの

ウ 完了検査に係る規定の追加

ホテル等を建築しようとする者(以下「建築主」という。)は、工事完了時には速やかに市長へ届け出なければならないこととし、市長は、完了検査の結果、建築物が基準に適合していると認めるときは検査済証を交付することとするもの

エ 勧告、中止命令等及び公表に係る規定の改正

(ア) 市長は、ホテル等の建築に係る計画の申請をせず、若しくは当該申請の承認を得ず、又は虚偽の申請をした建築主に対し、ホテル等の建築の中止その他必要な勧告をすることができることとするもの

(イ) 市長は、ホテル等がその建築後に基準に適合しない構造等へ変更された場合に、当該ホテル等の所有者、管理者又は営業者(以下「所有者等」という。)に対し、原状回復その他必要な措置を講ずることを勧告することができることとするもの

(ウ) 市長は、勧告を受けた者であって、正当な理由なくその勧告に係る措置を行わないものに対し、建築の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができることとするもの

(エ) 勧告又は命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づき講じた措置について、市長に報告することとするもの

(オ) 市長は、市長の命令に従わない者があるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、当該事実の公表を行うことができることとするもの

オ 維持管理等に係る規定の追加

ホテル等の所有者等は、当該ホテル等が基準に適合するよう維持管理しな

ければならないこととするもの

カ 経過措置に係る規定の改正

(ア) 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例(昭和62年相模原市条例第22号。以下「ホテル条例」という。)の施行の際現に存するホテル等が改正後の基準に適合せず、又は適合しない部分を有する場合において、改正後のホテル条例第4条の規定に加えて、エ(イ)及びオの規定を適用しないこととするもの

(イ) (ア)の規定にかかわらず、当該規定により改正後のホテル条例第4条、エ(イ)及びオの規定を適用されないこととされるホテル等の所有者等は、当該ホテル等が改正後の基準に適合することとなるよう努めることとするもの

(3) 附属機関の設置に関する条例の一部改正(第3条関係)

審議会がホテル等の建築の適正化について調査審議等を行うこととするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日(以下「施行日」という。)。ただし、1(1)に係る規定は、公布の日

(2) 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部改正に伴う経過措置

ア 1(2)による改正後のホテル条例第4条から第10条までの規定は、施行日以後に1(2)による改正後のホテル条例の規定によりその計画について申請するホテル等の建築について適用し、施行日前に1(2)による改正前のホテル条例の規定による届出をしたホテル等の建築については、なお従前の例によることとするもの

イ 施行日前に1(2)による改正前のホテル条例の規定による届出をしたホテル等に係る1(2)エ(イ)及び1(2)オの適用については、1(2)による改正前のホテル等の基準によることとするもの

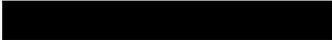
ウ イの規定により1(2)による改正前のホテル等の基準によることとされたホテル等の所有者等は、当該ホテル等が1(2)の規定による改正後のホテル等の基準に適合するよう努めることとするもの

エ 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするもの

人事委員会の委員の選任について  
次の者を、本市人事委員会の委員に選任したいので同意されたい。

令和元年11月22日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	山 本 雅 子	

提案の理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項の規定により、議会の同意を得る必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和元年 11 月 22 日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	三 代 宏 次	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和元年11月22日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	内 田 淑 子	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和元年11月22日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	大 貫 薫	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和元年 11 月 22 日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■	奥 山 文 子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和元年11月22日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	山 口 絹 子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和元年11月22日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■	原 啓 子	■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和元年11月22日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■	甲 斐 田 沙 織	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

令和元年度相模原市一般会計補正予算(第5号)

令和元年度相模原市の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額309,040,000千円に歳入歳出それぞれ519,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ309,559,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和元年12月11日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 県支出金		千円 16,832,949	千円 438,927	千円 17,271,876
	5 県負担金	11,777,022	5,625	11,782,647
	10 県補助金	3,571,937	433,302	4,005,239
80 繰越金		3,192,522	80,073	3,272,595
	5 繰越金	3,192,522	80,073	3,272,595
歳入合計		309,040,000	519,000	309,559,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		千円 24,193,101	千円 4,970	千円 24,198,071
	13 市民生活費	6,422,248	4,970	6,427,218
15 民生費		129,400,287	9,600	129,409,887
	5 社会福祉費	52,392,292	9,600	52,401,892
35 商工費		11,622,519	504,430	12,126,949
	5 商工費	11,622,519	504,430	12,126,949
歳	出	合	計	
		309,040,000	519,000	309,559,000

## 第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
35 商 工 費	5 商工費	被災中小企業復旧支援補助金	千円 487,453

神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市との境界変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第3項の規定により、令和2年12月1日から神奈川県相模原市と東京都町田市との境界を別紙境界変更調書のとおり変更することを総務大臣に申請するものとする。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

提案の理由

神奈川県相模原市と東京都町田市との境界に係る境川の改修に伴い、両市の境界を変更いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第6項の規定により提案するものである。

## 別紙

### 境界変更調書

#### 1 神奈川県相模原市から東京都町田市に編入する区域

相模原市中央区宮下本町二丁目2274の1、2274の3から2274の8まで、緑区橋本四丁目8の1、8の2、9の2、9の3の一部、9の4の一部、9の5、35の1、35の2の一部、35の3、55の1の一部、55の2の一部、56の1の一部、476の1、476の2の一部、476の4から476の6までの各一部、477の1から477の7まで、橋本五丁目9の1の一部、9の3、9の4の一部、町屋二丁目3346の一部、町屋三丁目3372の一部、3373の一部、3374の1の一部、3374の2、3374の3の一部、3375、3376の1、3376の2、3377の1の一部、3377の2、3377の3の一部、3440の3の一部、3441の5の一部、広田3821の一部、3822の1の一部、3830の3の一部、3830の4の一部、3878の3の一部、3880の42の一部、3880の44の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部並びに緑区東橋本三丁目495の6、橋本四丁目9の3、25の30、37の7、39の1、475の51、476の3、476の6、495の2から495の4まで、橋本五丁目9の1、9の3、9の8、町屋二丁目3332の8、3332の9、3344の3、3345の3、3350の2、3352の2、町屋三丁目3369の2、3369の7、3370の5、3371の1、3371の2、3380の7、3433の3、3433の5、3435の11、3441の3、広田3761の2、3880の40、3880の41の地先の水路である国有地の一部

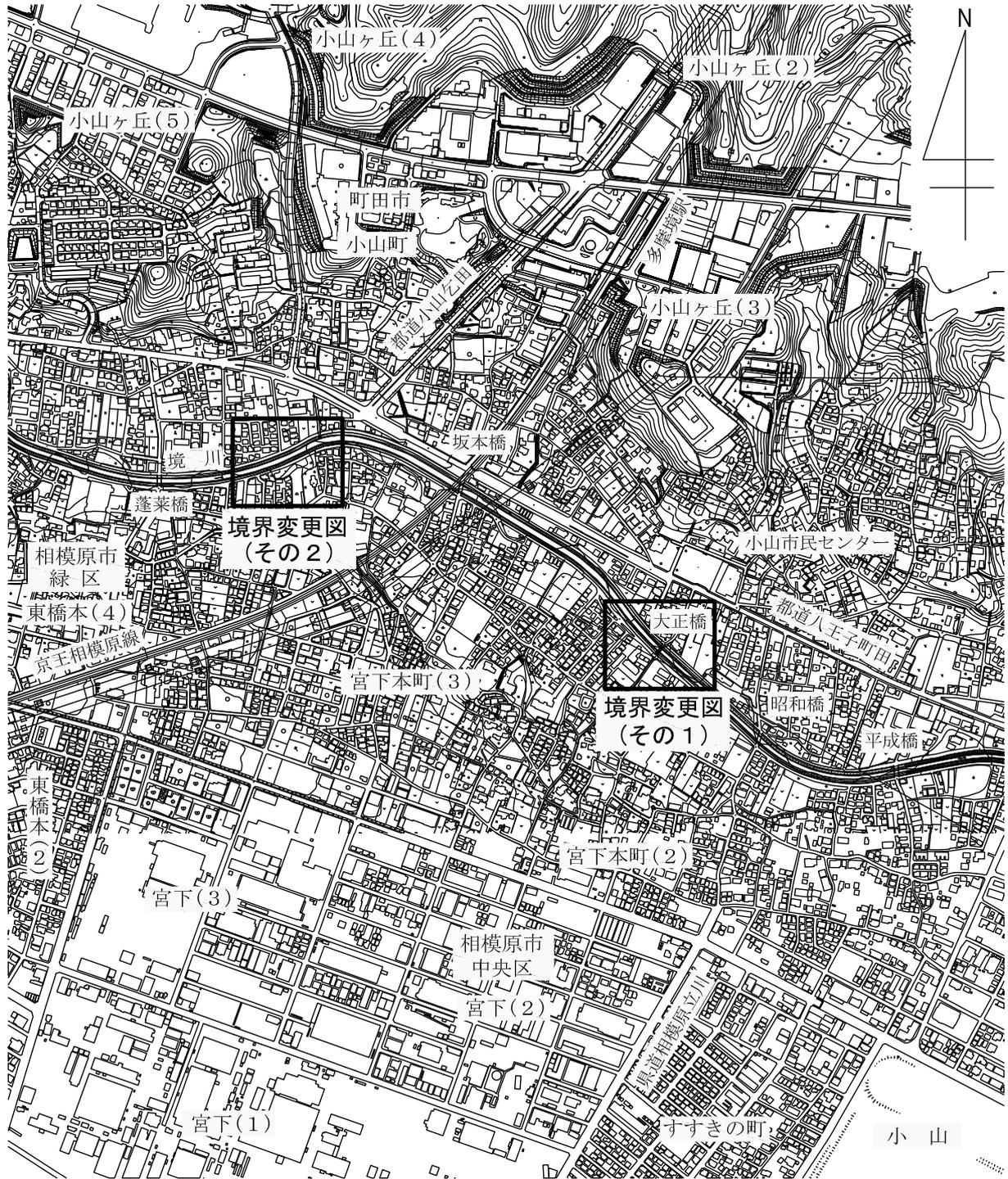
#### 2 東京都町田市から神奈川県相模原市に編入する区域

町田市小山町字二十九号3184の1、3184の2、字三十四号3671、字三十七号4204の1から4204の3まで、字三十八号4272の2、4272の3の一部、4273の2の一部、4273の3、4274の2、4274の3の一部、4274の4、4285の2の一部、字三十九号4340の2の一部、4340の4の一部、4362の2の一部、4363の2の一部、

4 3 7 8 の 2 の 一 部、 4 3 7 9 の 一 部、 4 3 8 4 の 2 の 一 部、 4 4 3 2 の 2 の 一 部、 4 4 3 3 の 2 の 一 部、 相 原 町 字 根 岸 2 8 7 1 の 1 か ら 2 8 7 1 の 3 ま だ の 各 一 部、 2 8 7 4 の 2 の 一 部、 2 9 0 0 の 一 部、 2 9 0 5 の 1 の 一 部、 2 9 0 5 の 2 の 一 部、 2 9 1 5 の 2 の 一 部、 2 9 1 6 の 一 部、 3 0 9 6 の 4 の 一 部、 3 0 9 7 の 2 の 一 部 及 び こ れ ら の 区 域 に 隣 接 介 在 す る 道 路、 水 路 で あ る 国 有 地 の 一 部 並 び に 小 山 町 字 三 十 九 号 4 3 4 0 の 1、 4 3 4 0 の 5、 4 3 4 1 の 1 か ら 4 3 4 1 の 3 ま だ、 4 3 4 2、 4 3 6 1 の 1、 4 3 6 1 の 3、 4 3 6 4 の 2、 4 3 6 4 の 3、 4 3 7 7 の 1、 4 3 7 7 の 2、 4 3 8 4 の 1、 4 3 8 4 の 3、 4 4 3 0 の 2 か ら 4 4 3 0 の 4 ま だ、 4 4 3 1 の 2、 相 原 町 字 根 岸 2 8 5 6 の 1 0、 2 8 5 6 の 1 1、 2 8 7 5 の 2、 2 9 0 1 の 2、 2 9 0 5 の 1、 3 1 0 8、 3 1 1 0、 3 1 1 1、 3 1 1 4 の 1 1、 3 1 1 4 の 1 3、 3 1 1 4 の 1 9、 3 1 1 5 の 1 2、 3 1 1 5 の 1 3、 3 4 2 4 の 5、 字 川 島 3 2 4 0 の 2、 3 2 4 2 の 2 の 地 先 の 道 路、 水 路 で あ る 国 有 地 の 一 部

備 考 上 記 の 土 地 の 表 示 は、 令 和 元 年 1 0 月 1 日 現 在 の 土 地 の 登 記 事 項 証 明 書 に よ る も の で あ る。

# 案内図(その1)

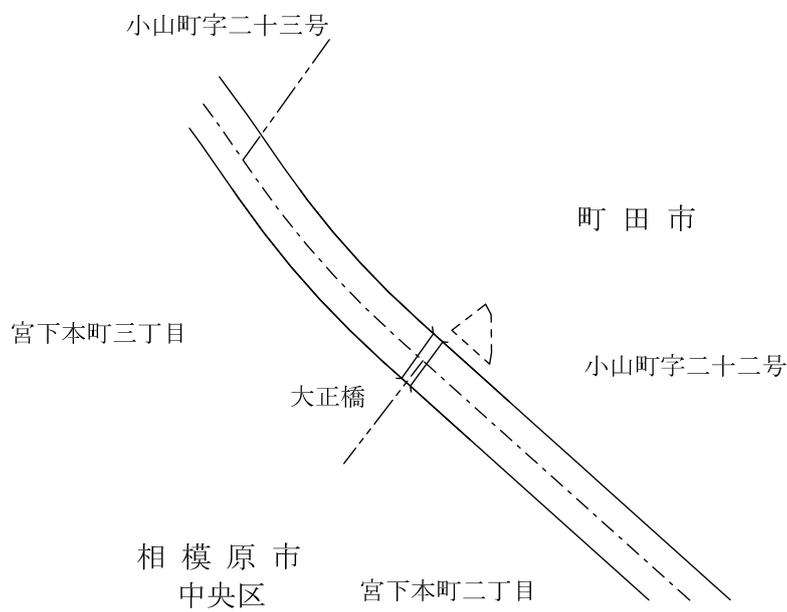
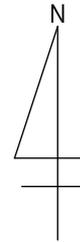


## 凡例



第6期事業実施区間  
における今回の変更  
箇所

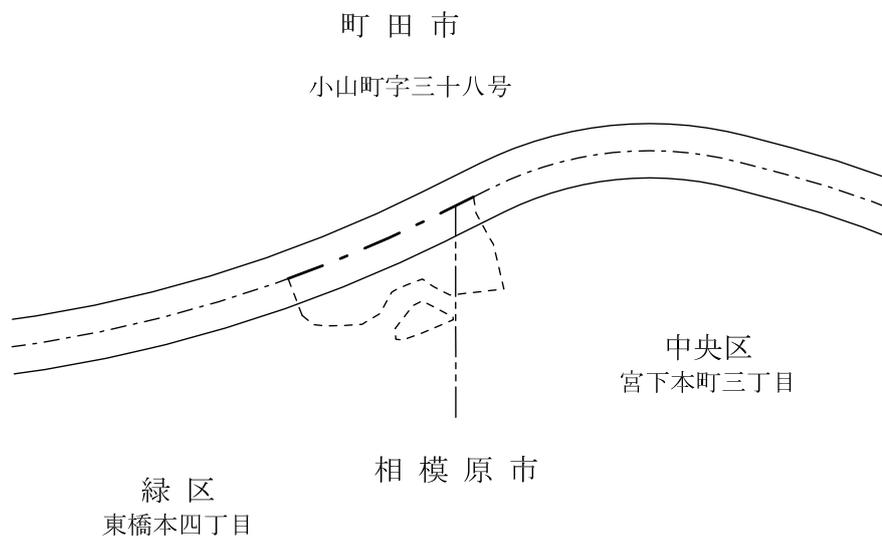
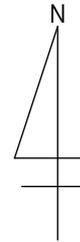
# 相模原市・町田市境界変更図（その1）



## 凡 例

— — — — —	新 市 境 界
.....	旧 市 境 界
-----	市 境 界
-----	町 界 ・ 字 界

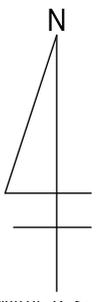
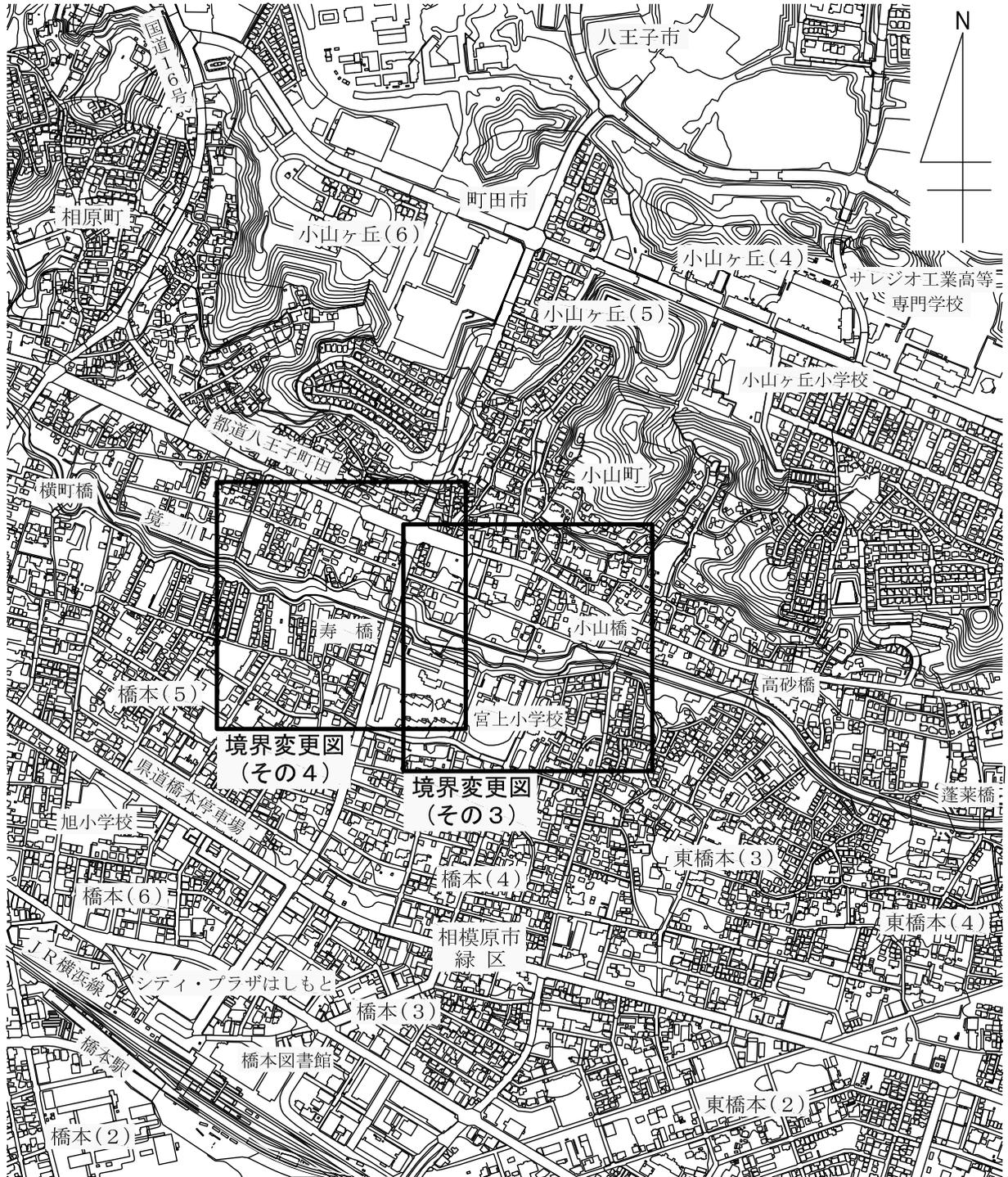
# 相模原市・町田市境界変更図（その2）



## 凡 例

— — — — —	新 市 境 界
-----	旧 市 境 界
-----	市 境 界
-----	町 界

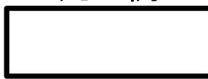
# 案内図(その2)



境界変更図  
(その4)

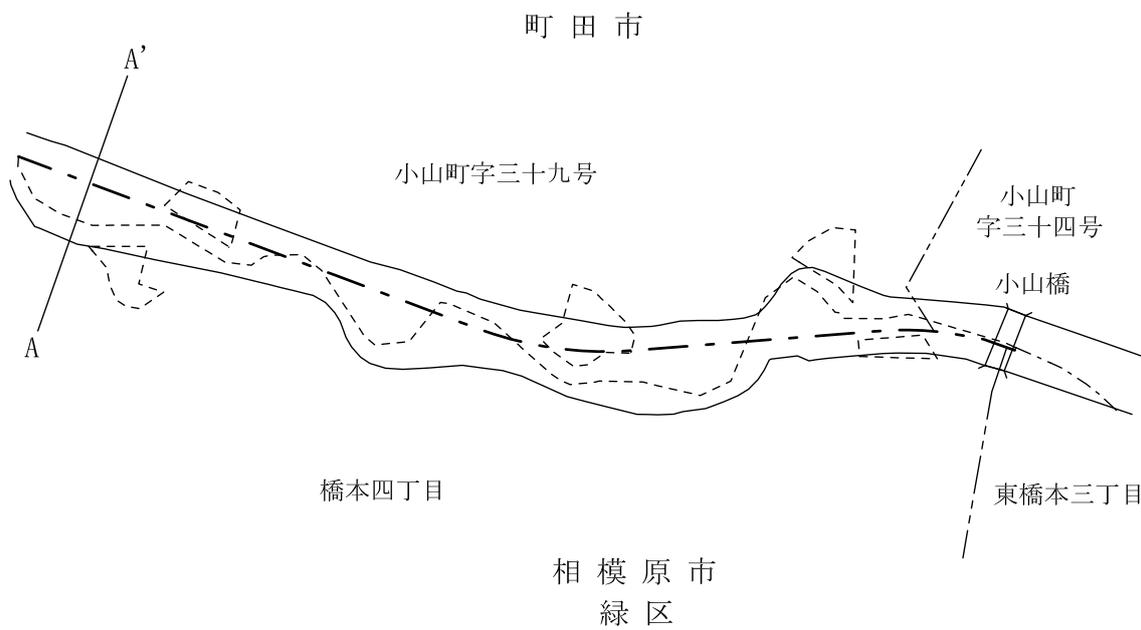
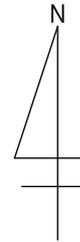
境界変更図  
(その3)

## 凡例



第7期事業実施区間

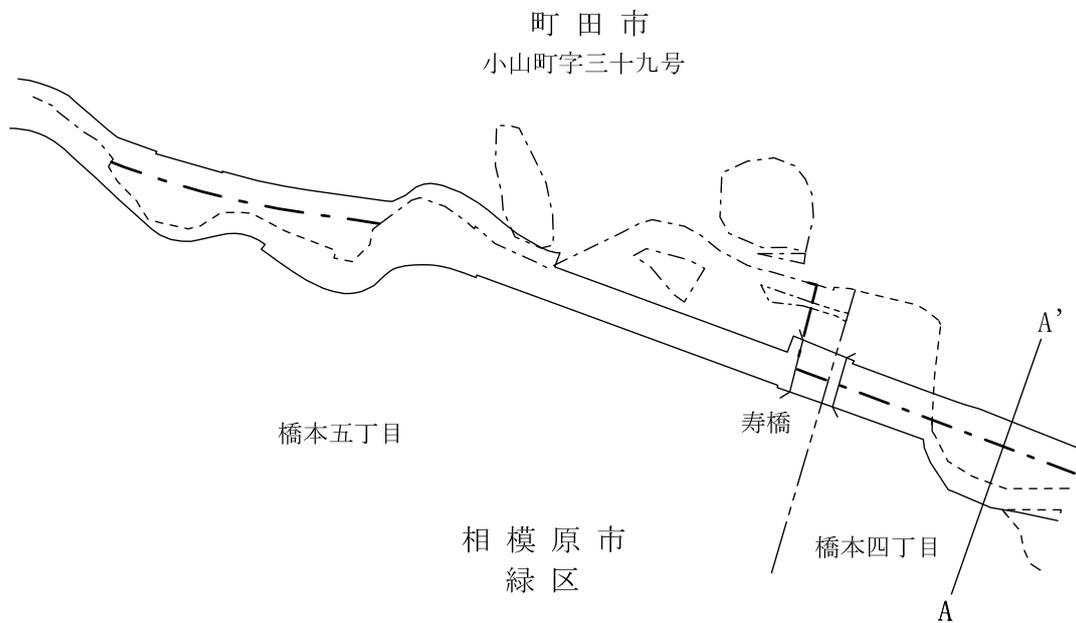
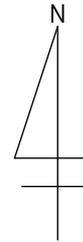
# 相模原市・町田市境界変更図（その3）



## 凡 例

— · — · — · —	新 市 境 界
-----	旧 市 境 界
-----	市 境 界
-----	町 界 ・ 字 界

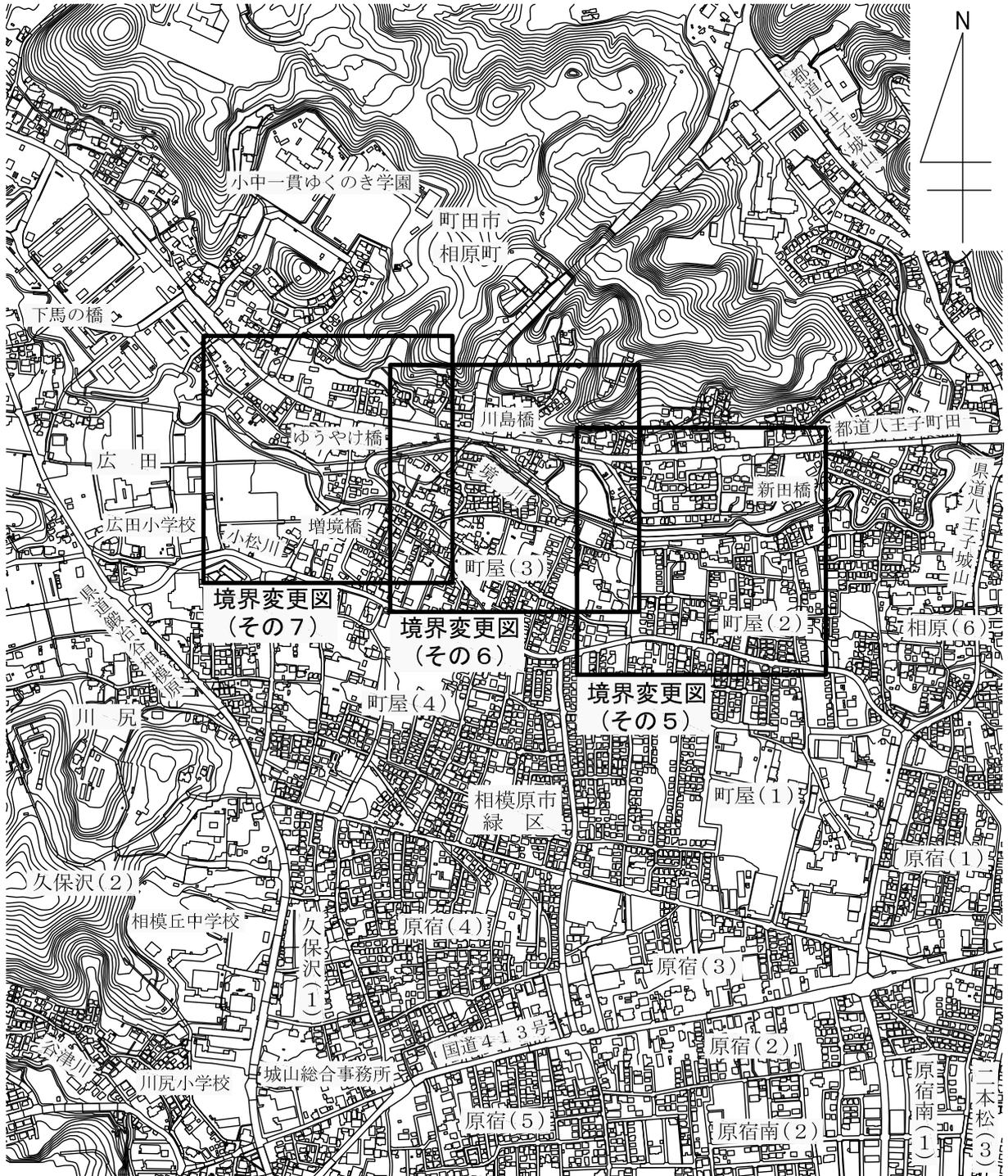
# 相模原市・町田市境界変更図（その4）



## 凡 例

-----	新 市 境 界
-----	旧 市 境 界
-----	市 境 界
-----	町 界

# 案内図(その3)

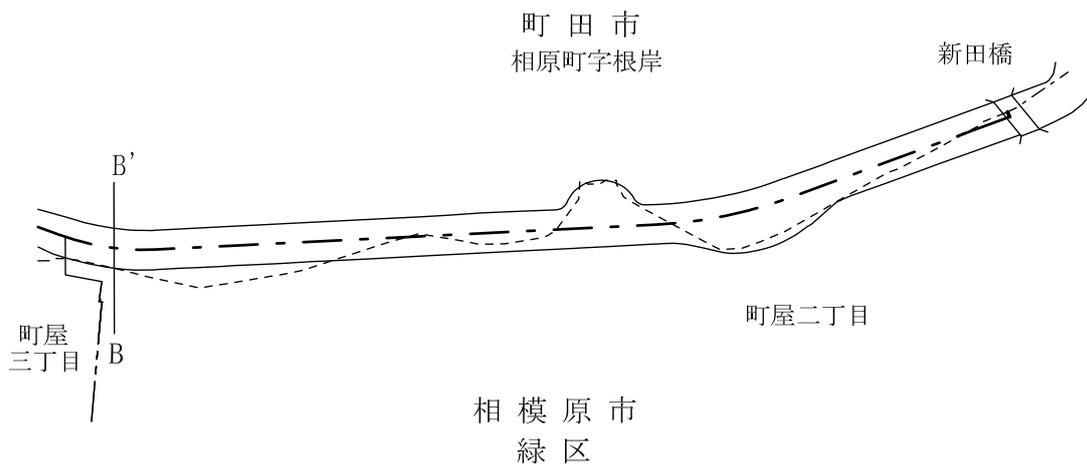
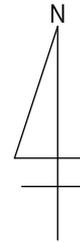


## 凡例



第7期事業実施区間

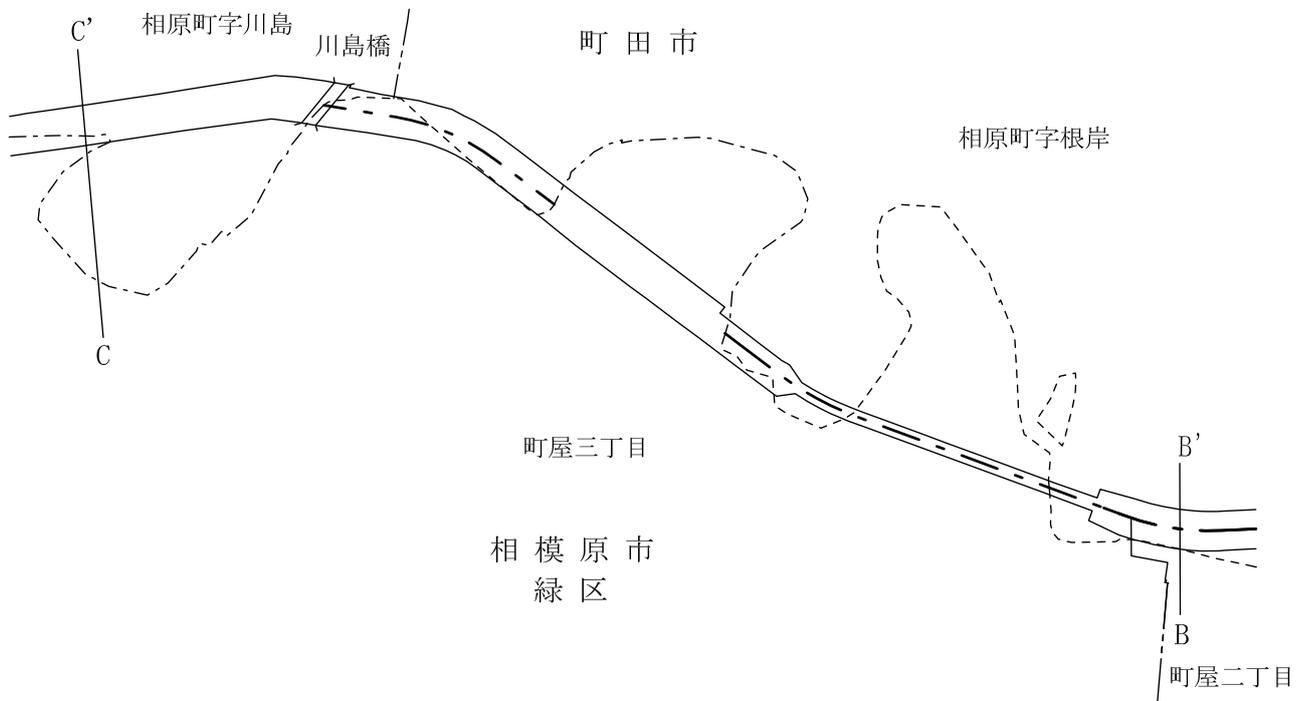
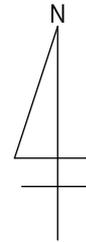
# 相模原市・町田市境界変更図（その5）



## 凡 例

— · — · — · —	新 市 境 界
— · — · — · —	旧 市 境 界
— · — · — · —	市 境 界
— · — · — · —	町 界

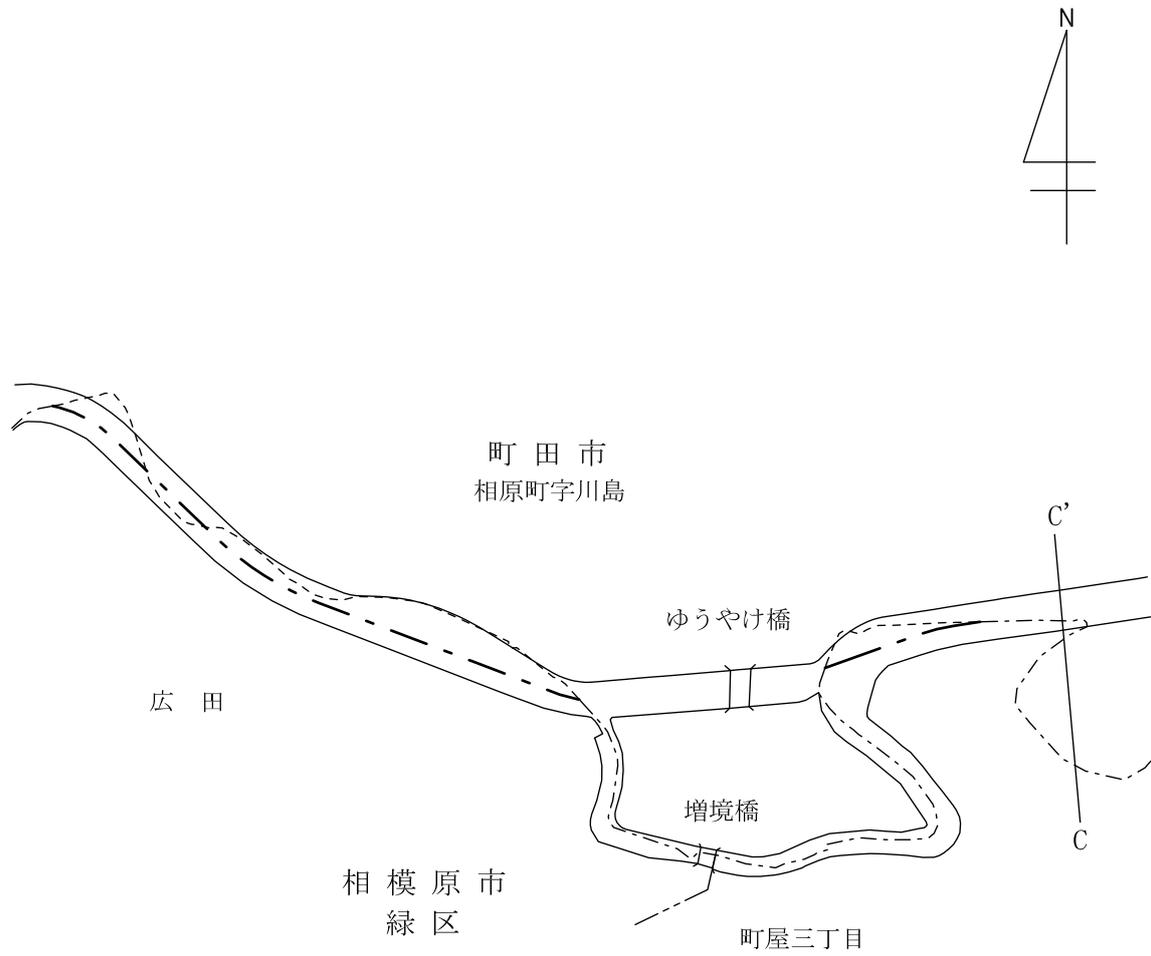
# 相模原市・町田市境界変更図（その6）



## 凡 例

— · — · — · — · —	新 市 境 界
-----	旧 市 境 界
-----	市 境 界
-----	町 界 ・ 字 界

# 相模原市・町田市境界変更図（その7）



## 凡 例

— · — · — · — · —	新 市 境 界
— · — · — · — · —	旧 市 境 界
— · — · — · — · —	市 境 界
— · — · — · — · —	町 界

人口及び面積の異動調書

1 人口

	相模原市から 町田市への異動 (人)	町田市から 相模原市への 異動(人)	差引増減(人)
第1期変更事業 (平成11年12月1日)	0	3	3
第2期変更事業 (平成16年12月1日)	31	0	△31
第3期変更事業 (平成19年12月1日)	7	0	△7
第4期変更事業 (平成22年12月1日)	23	0	△23
第5期変更事業 (平成25年12月1日)	6	0	△6
第6期変更事業 (平成28年12月1日)	1	0	△1
第7期変更事業 (今回)	4	0	△4
計	72	3	△69

2 面積

	相模原市から 町田市への異動 (㎡)	町田市から 相模原市への 異動(㎡)	差引増減(㎡)
第1期変更事業 (平成11年12月1日)	10,049.29	26,102.57	※ 16,053.28
第2期変更事業 (平成16年12月1日)	18,573.55	6,440.64	△12,132.91
第3期変更事業 (平成19年12月1日)	16,609.17	13,864.49	△2,744.68
第4期変更事業 (平成22年12月1日)	16,899.53	10,560.76	△6,338.77
第5期変更事業 (平成25年12月1日)	17,851.07	4,138.19	△13,712.88
第6期変更事業	11,085.19	8,116.67	△2,968.52

(平成28年12月1日)			
第7期変更事業 (今回)	8,544.15	7,314.09	△1,230.06
計	99,611.95	76,537.41	※△23,074.54

※ 第1期変更事業には、上記以外に大和市から相模原市への異動面積 849.21平方メートルあり。

議案第141号

相模原市と町田市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第5項の規定により、相模原市と町  
田市との境界を変更することに伴い、両市の財産の処分に関して別紙により協議す  
る。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

提案の理由

相模原市と町田市との境界変更に伴い、財産処分について同市と協議いたした  
く、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第6項の規定により提案するも  
のである。

別紙

財産処分に関する協議書

令和2年12月1日から町田市と相模原市との境界を変更することに伴い、両市の財産処分に関しては、次に掲げるとおりとする。

令和 年 月 日

町田市長 石 阪 丈 一

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 相模原市が所有する土地のうち町田市に編入する区域内に存することとなる次に掲げる土地については、境界変更後は町田市に帰属する(詳細図1関係)。

地番	面積	地目
相模原市緑区橋本四丁目8番2	8.16 m <sup>2</sup>	山林
相模原市緑区橋本四丁目9番3の一部	23.77 m <sup>2</sup>	畑
相模原市緑区橋本四丁目9番5	2.2 m <sup>2</sup>	畑
相模原市緑区橋本五丁目9番1の一部	144.97 m <sup>2</sup>	山林
相模原市緑区橋本五丁目9番3	4.3 m <sup>2</sup>	公衆用道路
相模原市緑区橋本五丁目9番4の一部	10.08 m <sup>2</sup>	公衆用道路

備考 上記の土地の地番及び地目は、令和元年10月1日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

- 2 相模原市が所有する町田市に存する土地のうち相模原市に編入する区域内に存することとなる次に掲げる土地については、境界変更後も相模原市の所有とする(詳細図2関係)。

地番	面積	地目
町田市小山町字二十九号3184番2	130.60 m <sup>2</sup>	山林
町田市小山町字三十八号4272番2	6.6 m <sup>2</sup>	畑

町田市小山町字三十八号4274番2	2.16㎡	原野
-------------------	-------	----

備考 上記の土地の地番及び地目は、令和元年10月1日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

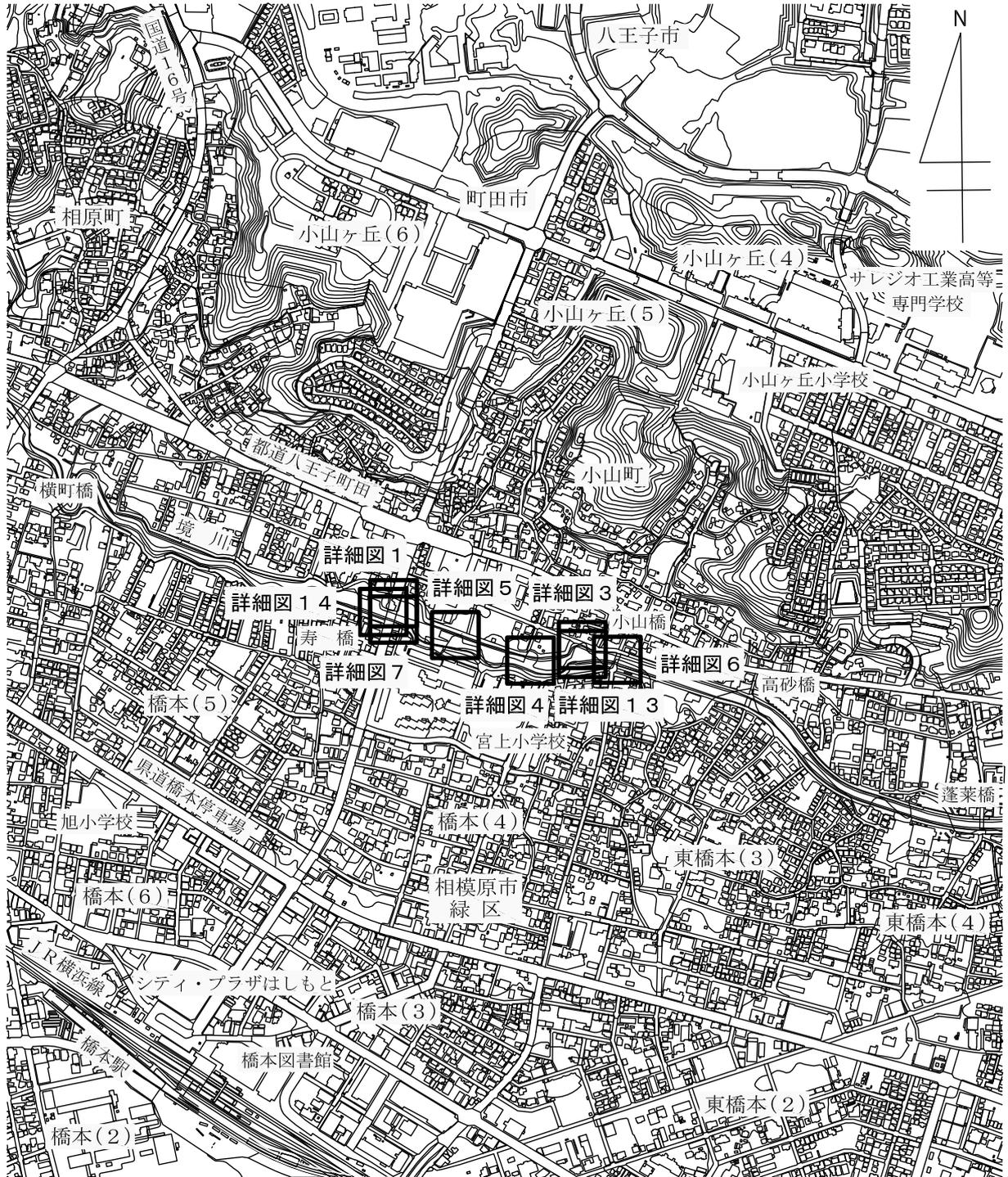
- 3 町田市が所有する相模原市に存する土地のうち町田市に編入する区域内に存することとなる次に掲げる土地については、境界変更後も町田市の所有とする(詳細図3、詳細図4及び詳細図5関係)。

地番	面積	地目
相模原市緑区橋本四丁目35番2の一部	60.08㎡	公衆用道路
相模原市緑区橋本四丁目55番2の一部	34.60㎡	公衆用道路
相模原市緑区橋本四丁目477番2	115㎡	公衆用道路

備考 上記の土地の地番及び地目は、令和元年10月1日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

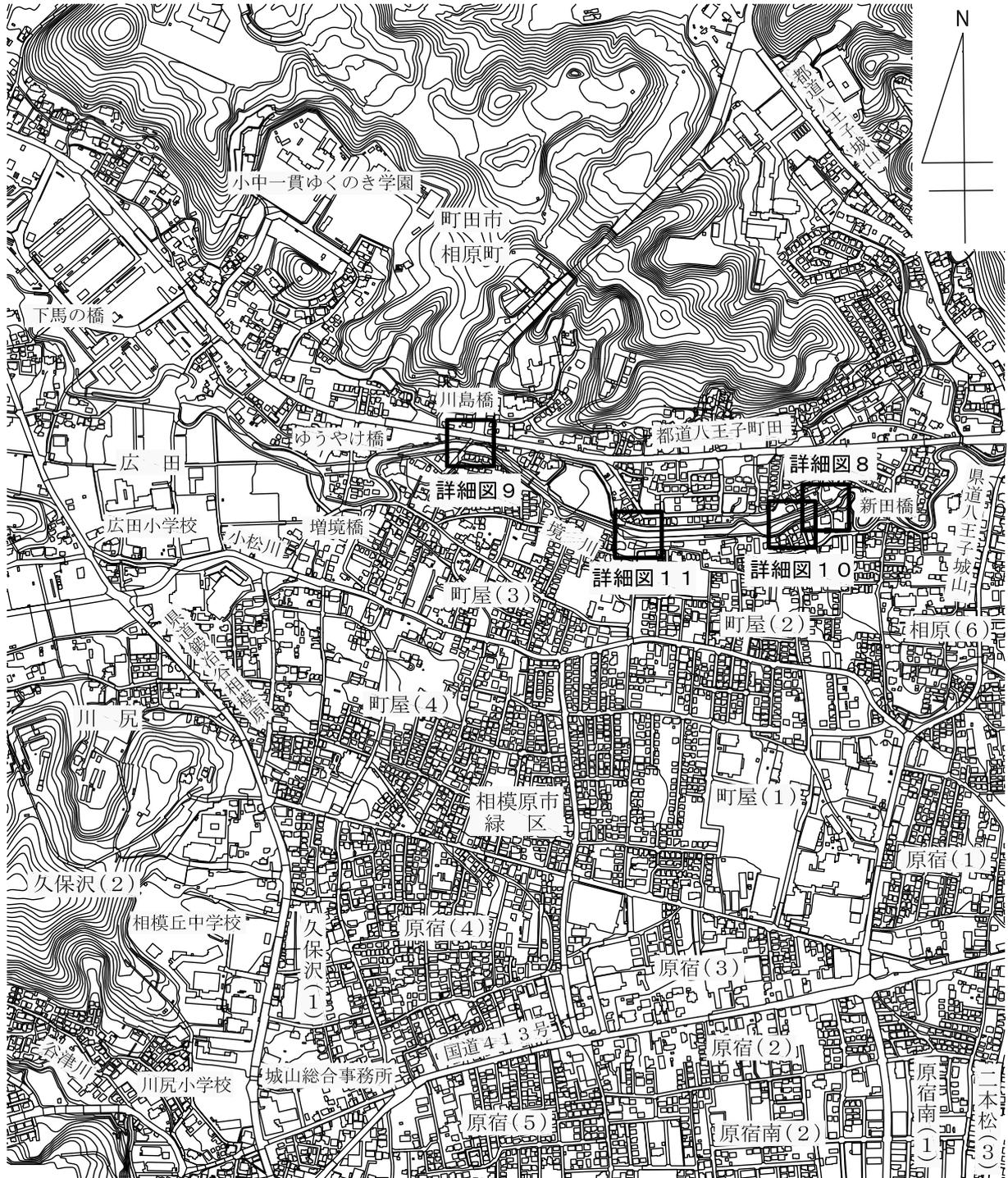
- 4 相模原市が所有する小山橋のうち町田市に編入する区域内に存することとなる部分については、境界変更後は町田市に帰属する(詳細図6関係)。
- 5 相模原市が所有する寿橋のうち町田市に編入する区域内に存することとなる部分については、境界変更後は町田市に帰属する(詳細図7関係)。
- 6 相模原市が所有する新田橋のうち町田市に編入する区域内に存することとなる部分については、境界変更後は町田市に帰属する(詳細図8関係)。
- 7 相模原市が所有する川島橋のうち町田市に編入する区域内に存することとなる部分については、境界変更後は町田市に帰属する(詳細図9関係)。
- 8 相模原市が所有する道路施設のうち相模原市に編入する区域内に存することとなる部分については、境界変更後も相模原市の所有とする(詳細図10関係)。
- 9 相模原市が所有する公共下水道施設のうち相模原市に編入する区域内に存することとなる部分については、境界変更後も相模原市の所有とする(詳細図11関係)。
- 10 相模原市が所有する公共下水道施設のうち町田市に編入する区域内に存することとなる部分及び町田市の区域内において当該公共下水道施設に連続する相模原市所有の公共下水道施設については、境界変更後は町田市に帰属する(詳細図12関係)。
- 11 町田市が所有する公共下水道施設のうち町田市に編入する区域内に存することとなる部分については、境界変更後も町田市の所有とする(詳細図13及び詳細図14関係)。

# 案内図(その1)



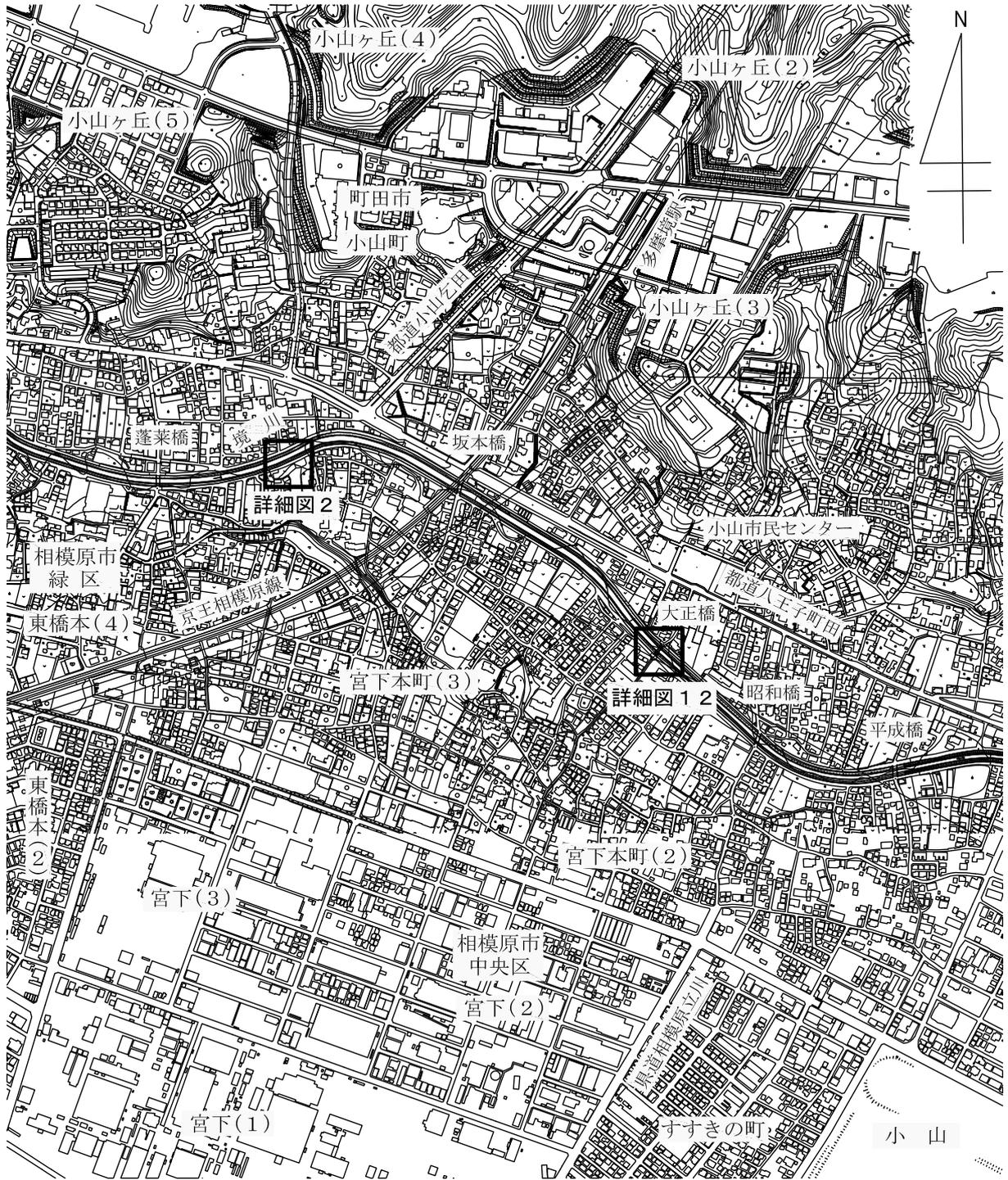
凡例  該当箇所

# 案内図(その2)



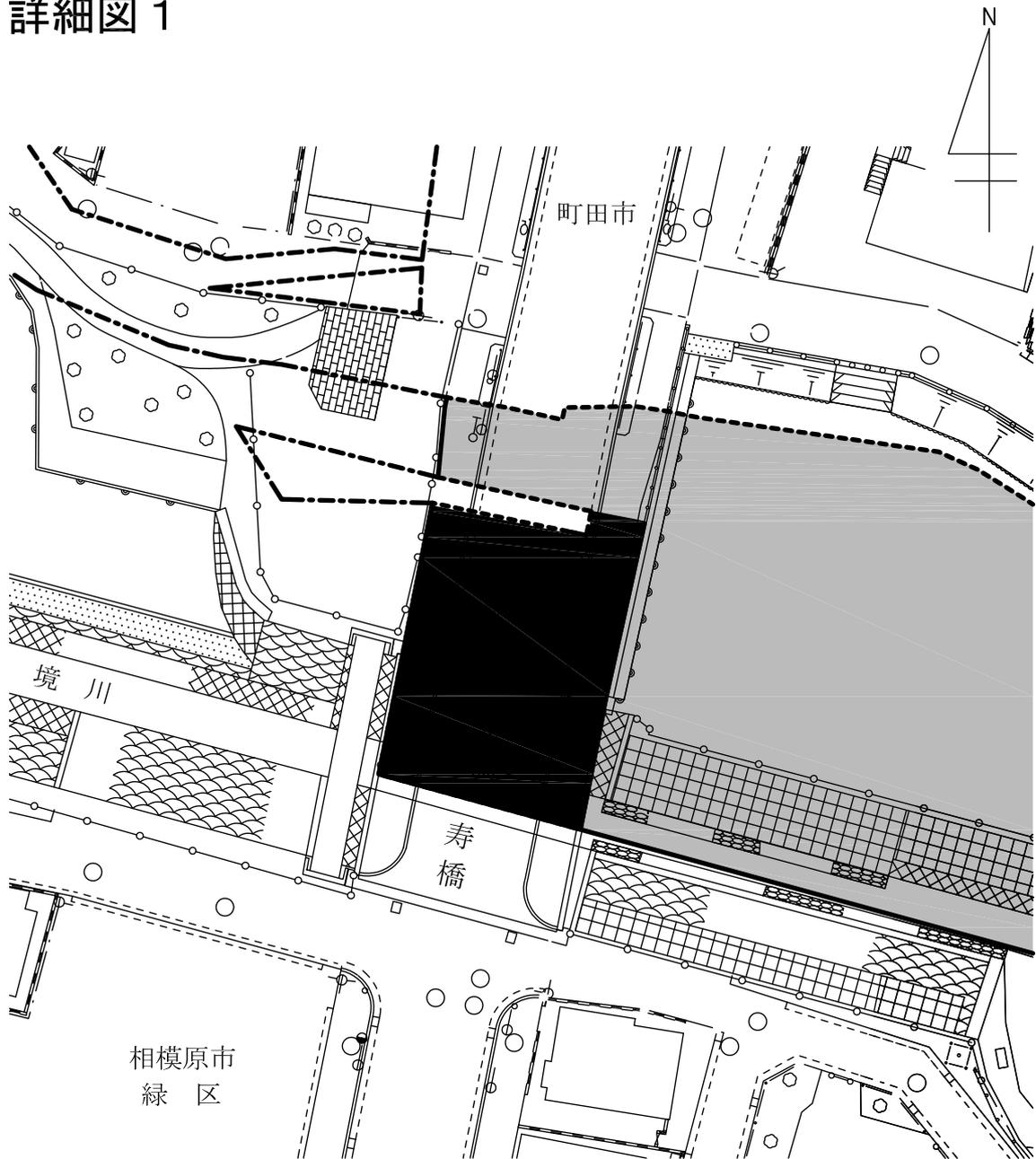
凡例  該当箇所

# 案内図(その3)



凡例  該当箇所

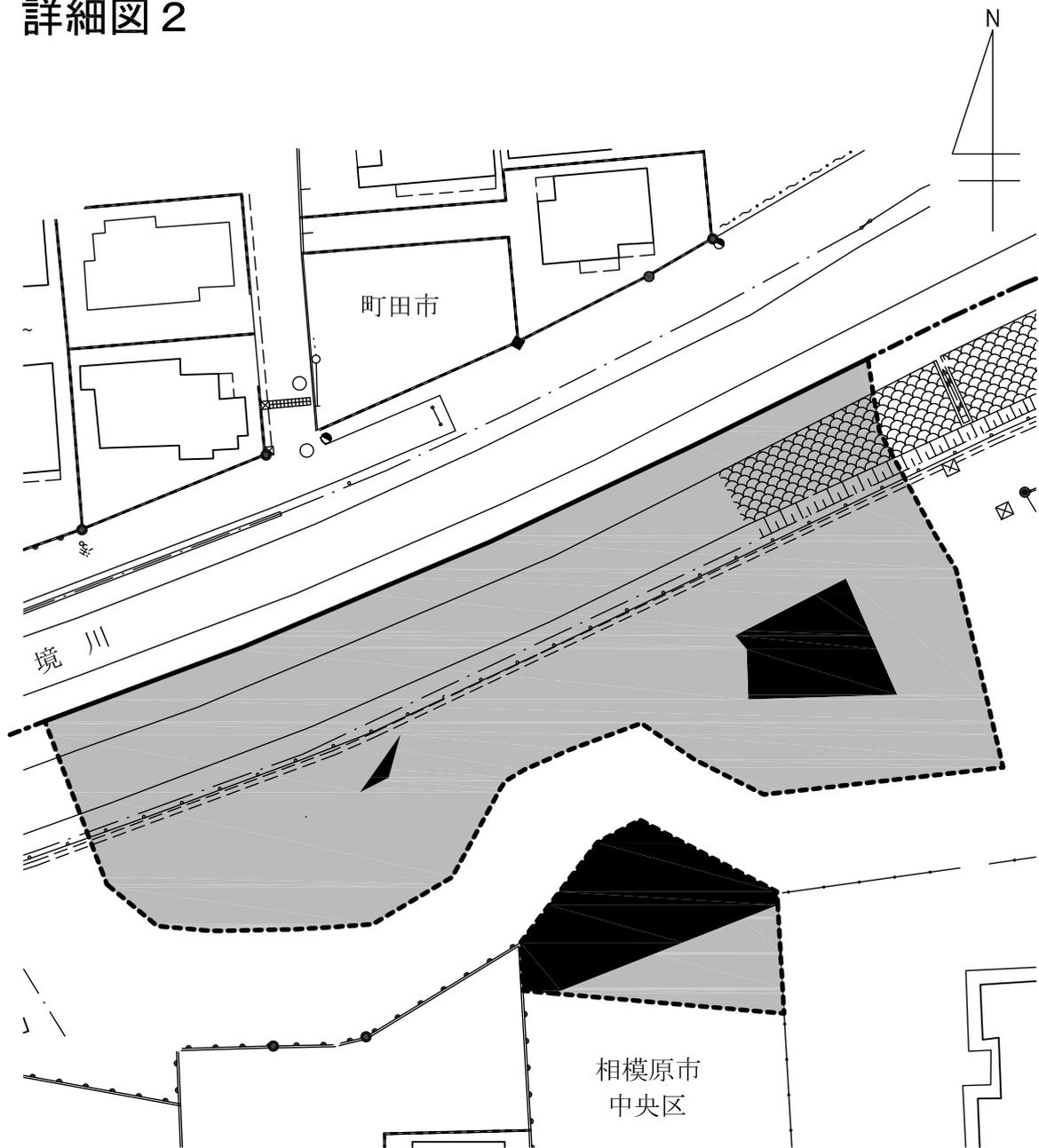
# 詳細図 1



## 凡 例

-  町田市に編入する区域
-  町田市に帰属する土地
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

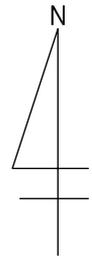
# 詳細図 2



## 凡 例

-  相模原市に編入する区域
-  相模原市の所有とする土地
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

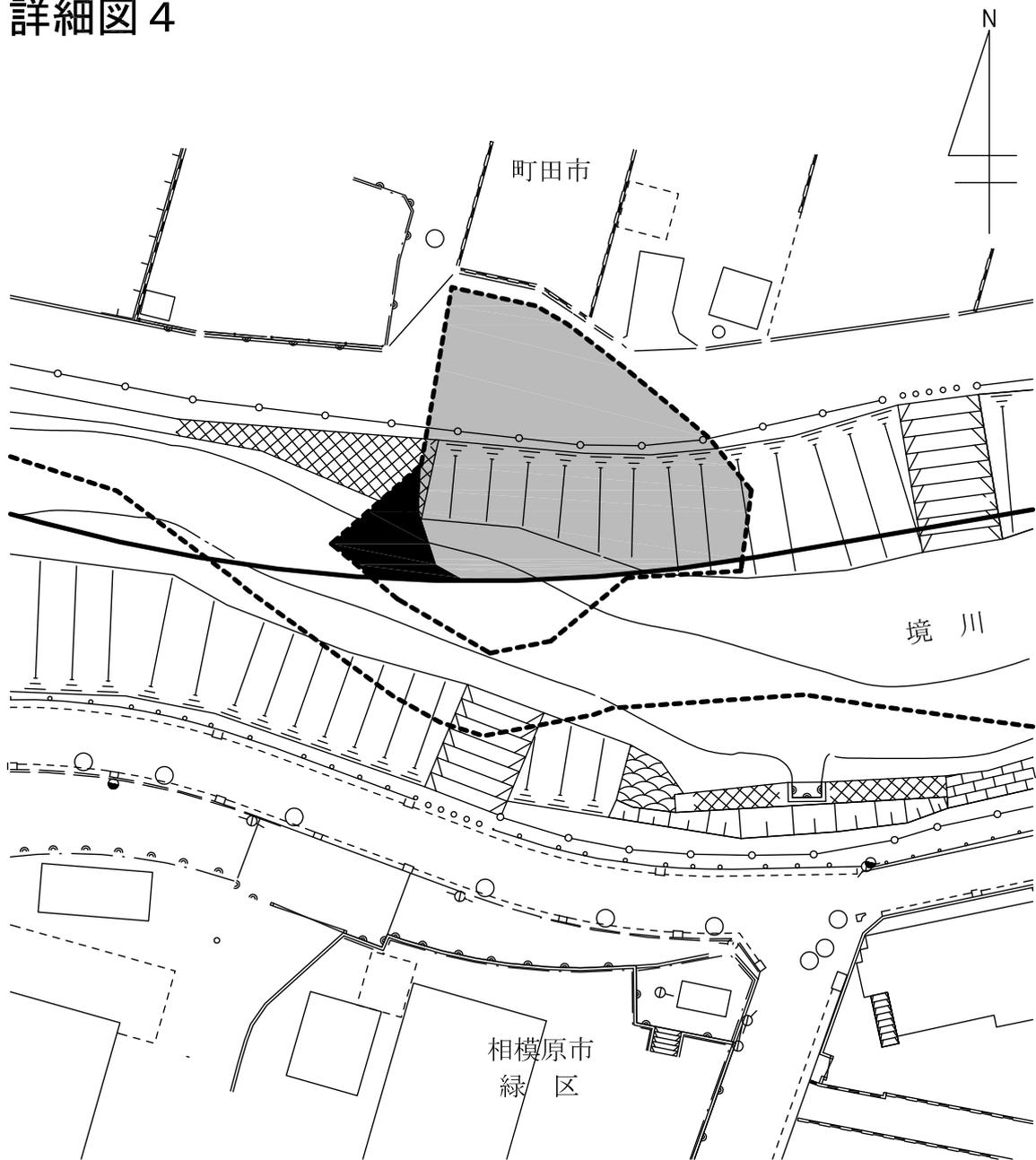
# 詳細図 3



## 凡例

-  町田市に編入する区域
-  町田市所有とする土地
-  新市境界
-  旧市境界

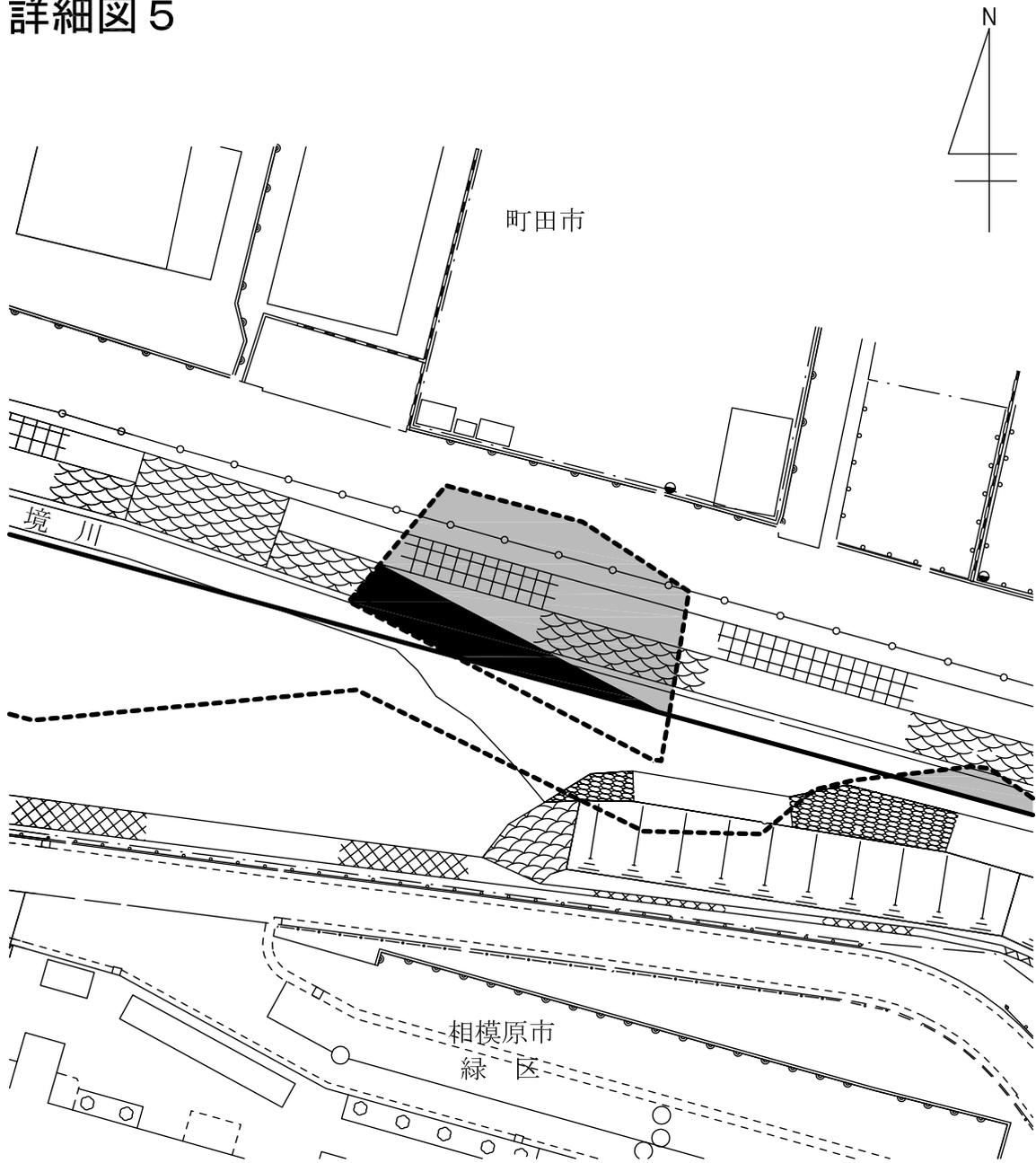
# 詳細図 4



## 凡例

-  町田市に編入する区域
-  町田市の所有とする土地
-  新市境界
-  旧市境界

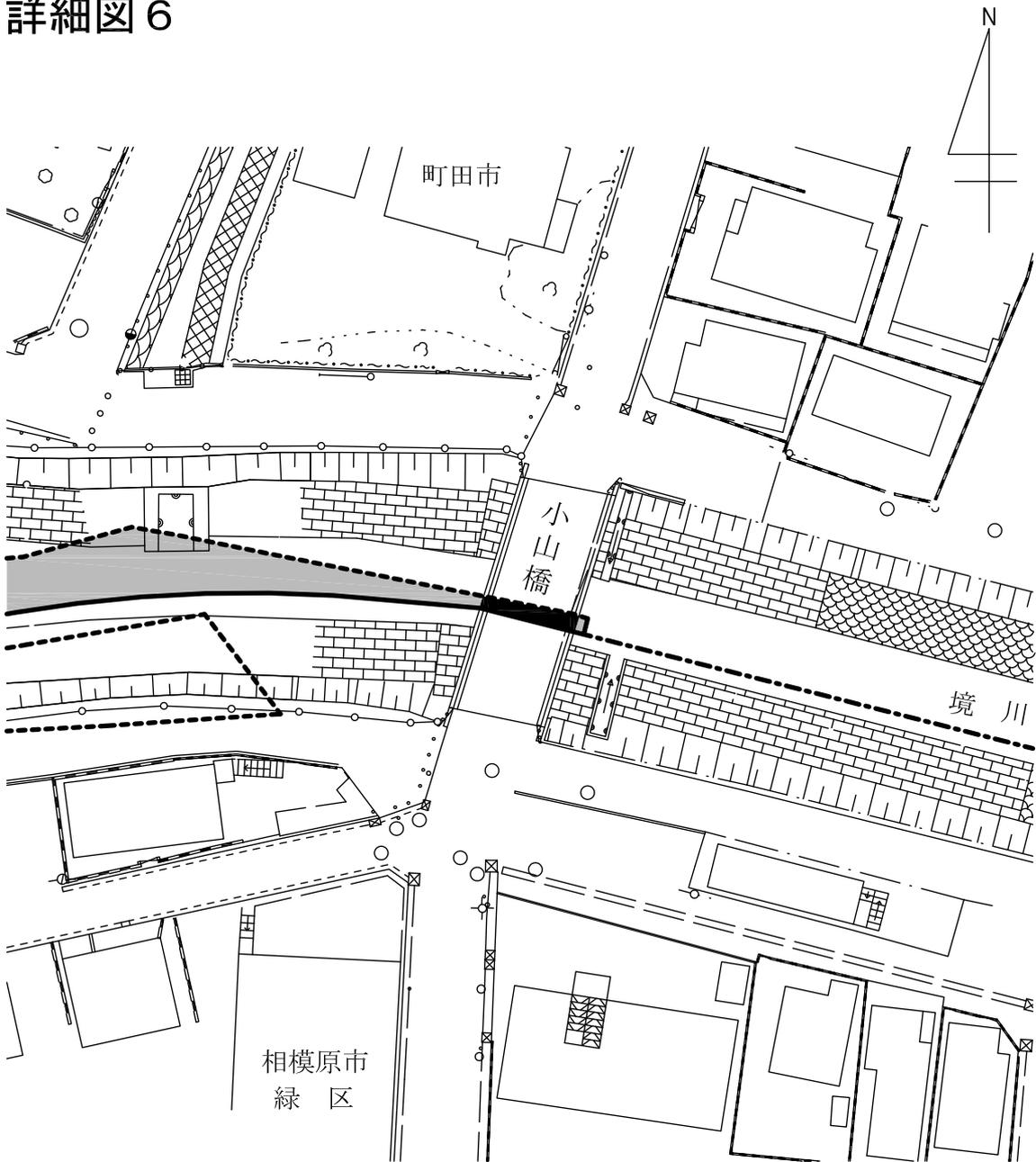
# 詳細図5



## 凡例

-  町田市に編入する区域
-  町田市の所有とする土地
-  新市境界
-  旧市境界

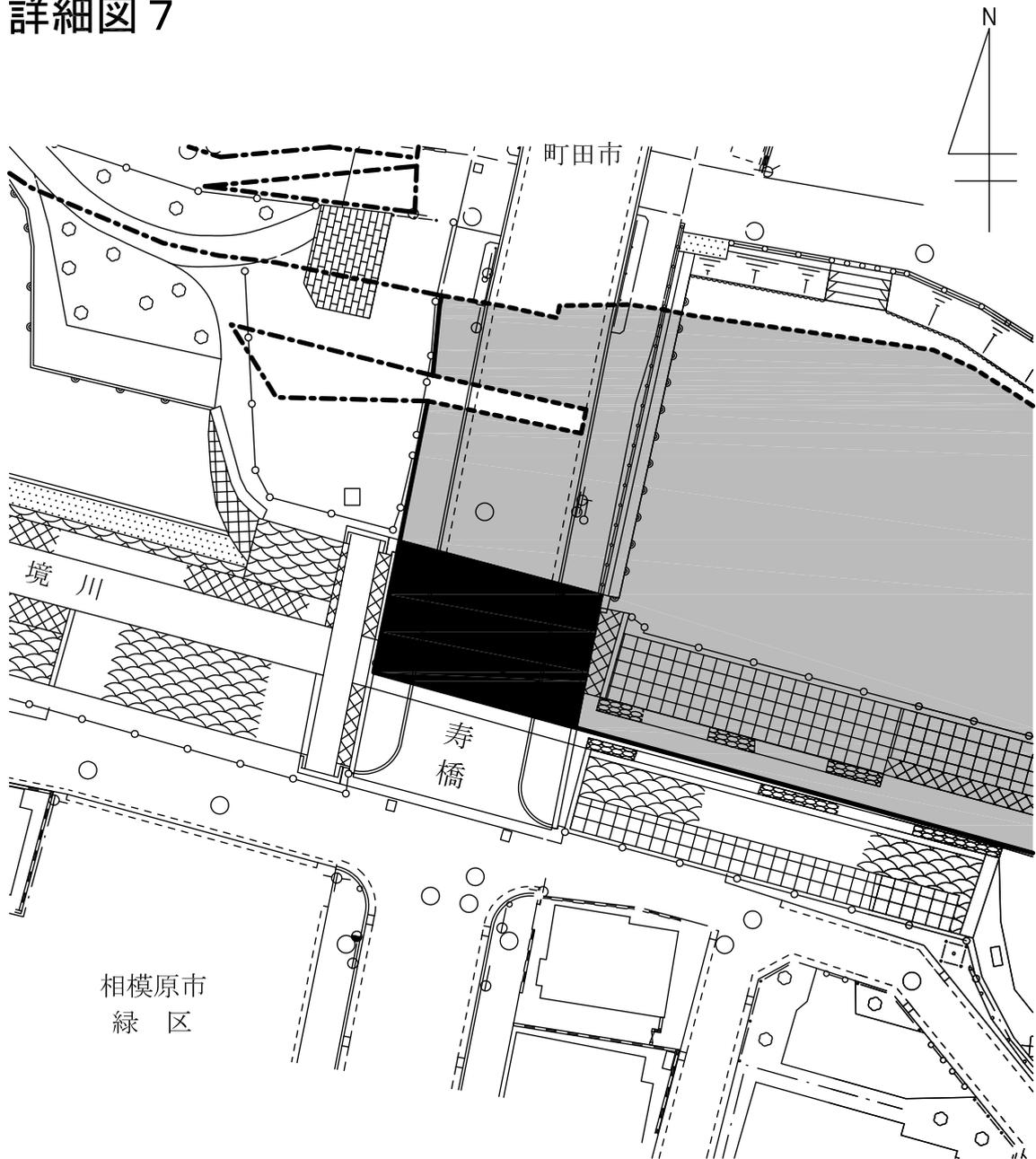
# 詳細図 6



## 凡 例

-  町田市に編入する区域
-  町田市に帰属する橋りょう
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

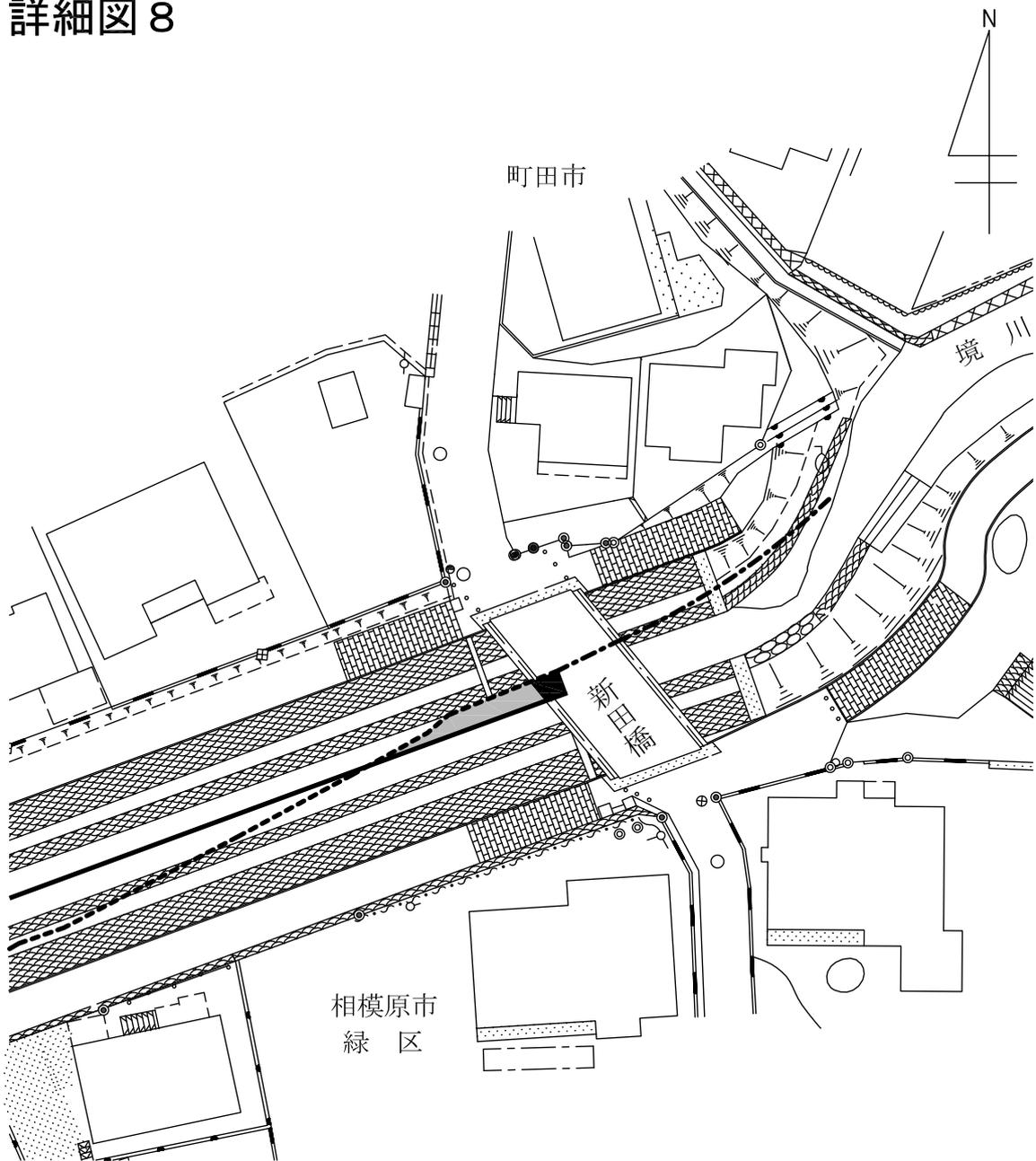
# 詳細図 7



## 凡例

-  町田市に編入する区域
-  町田市に帰属する橋りょう
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

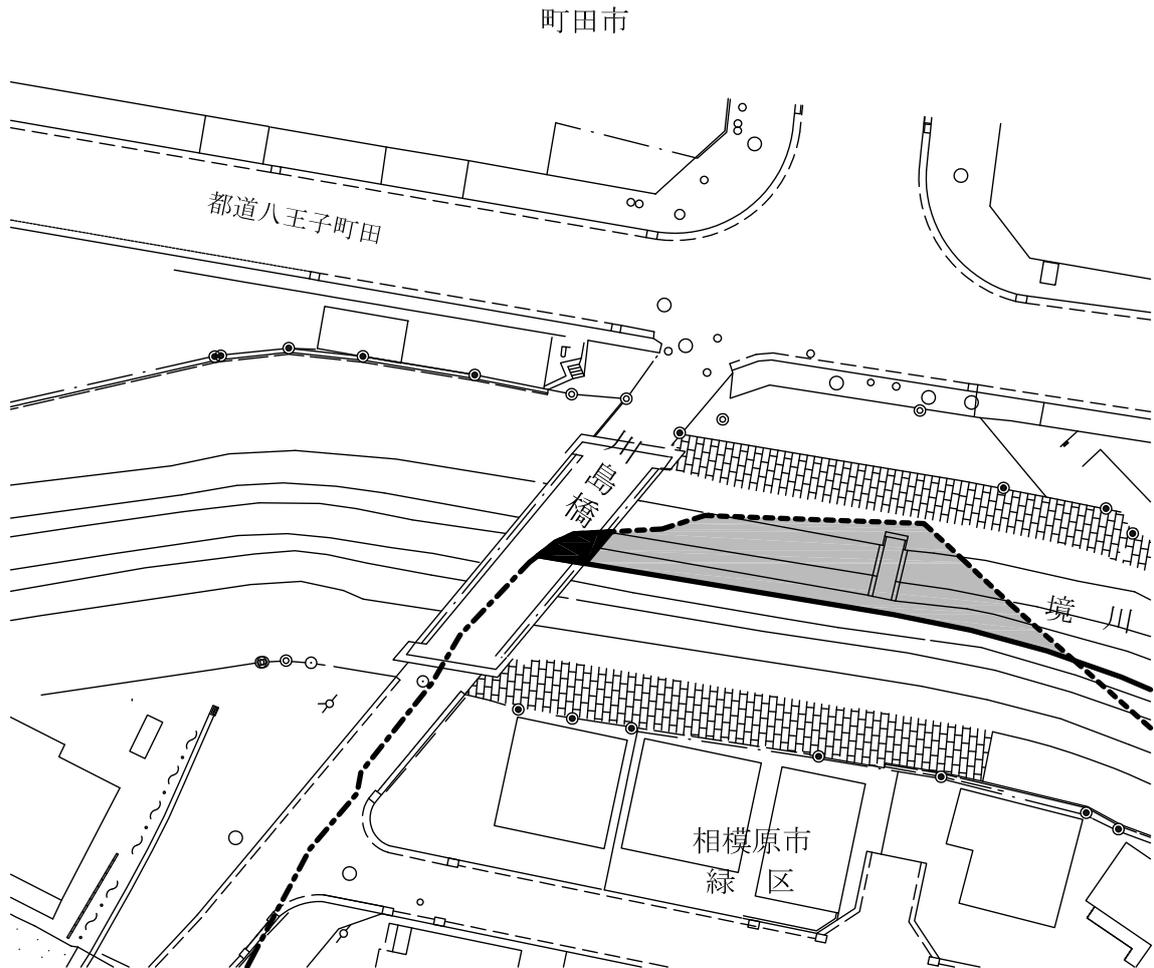
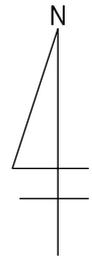
# 詳細図 8



## 凡例

-  町田市に編入する区域
-  町田市に帰属する橋りょう
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

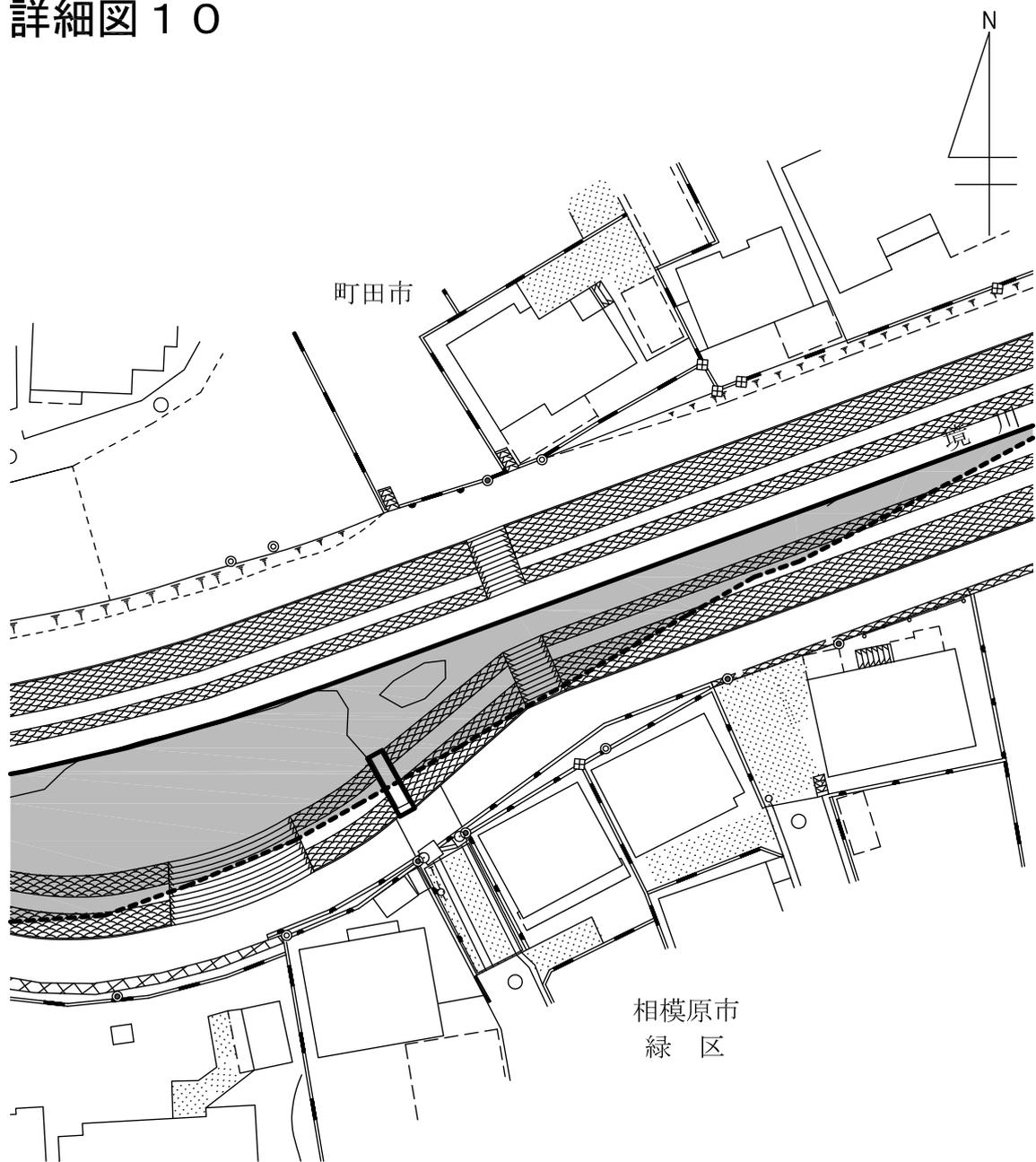
# 詳細図 9



## 凡例

-  町田市に編入する区域
-  町田市に帰属する橋りょう
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

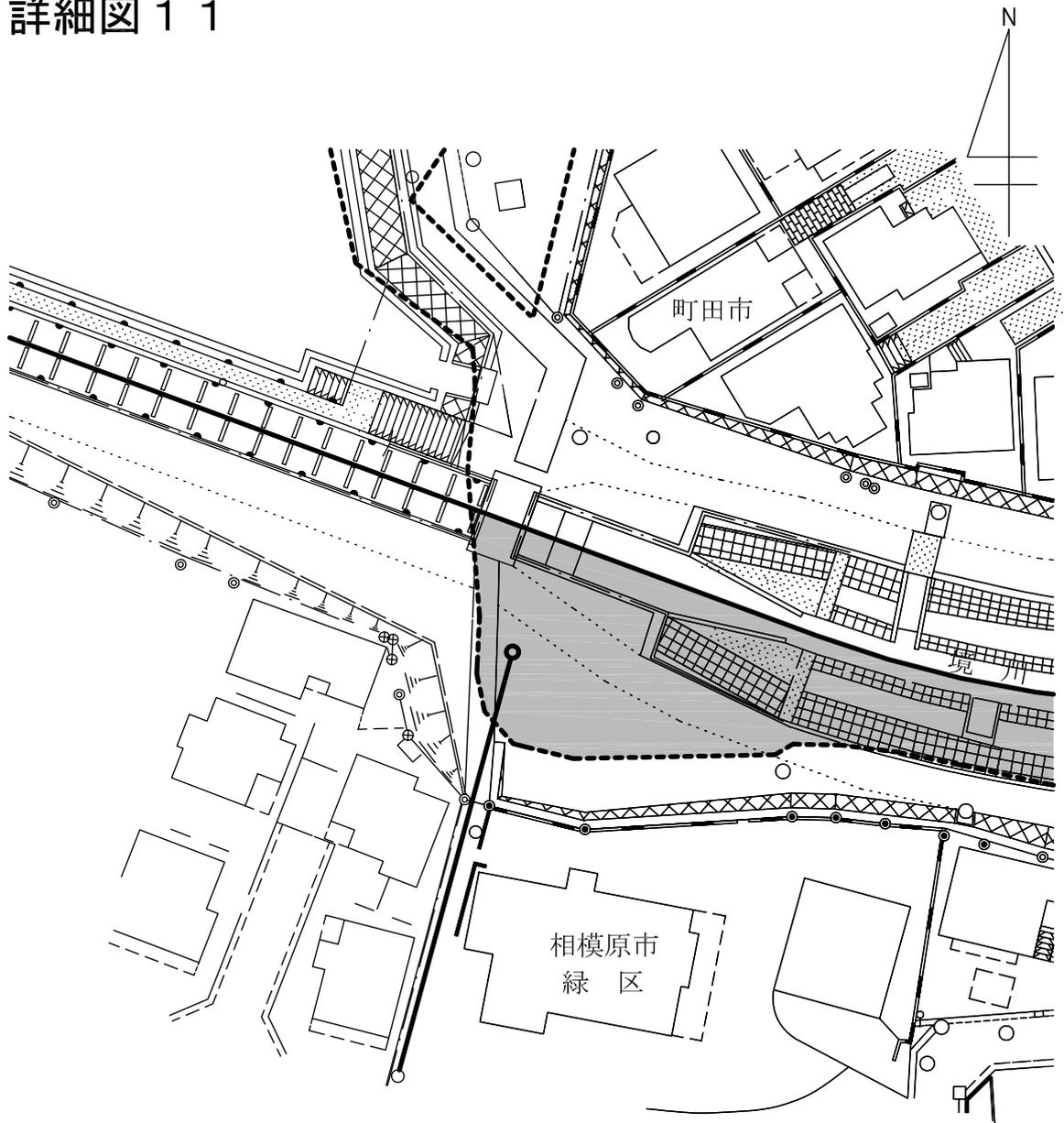
# 詳細図 10



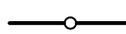
## 凡例

-  相模原市に編入する区域
-  相模原市の所有とする道路施設  
(排水路)
-  新市境界
-  旧市境界

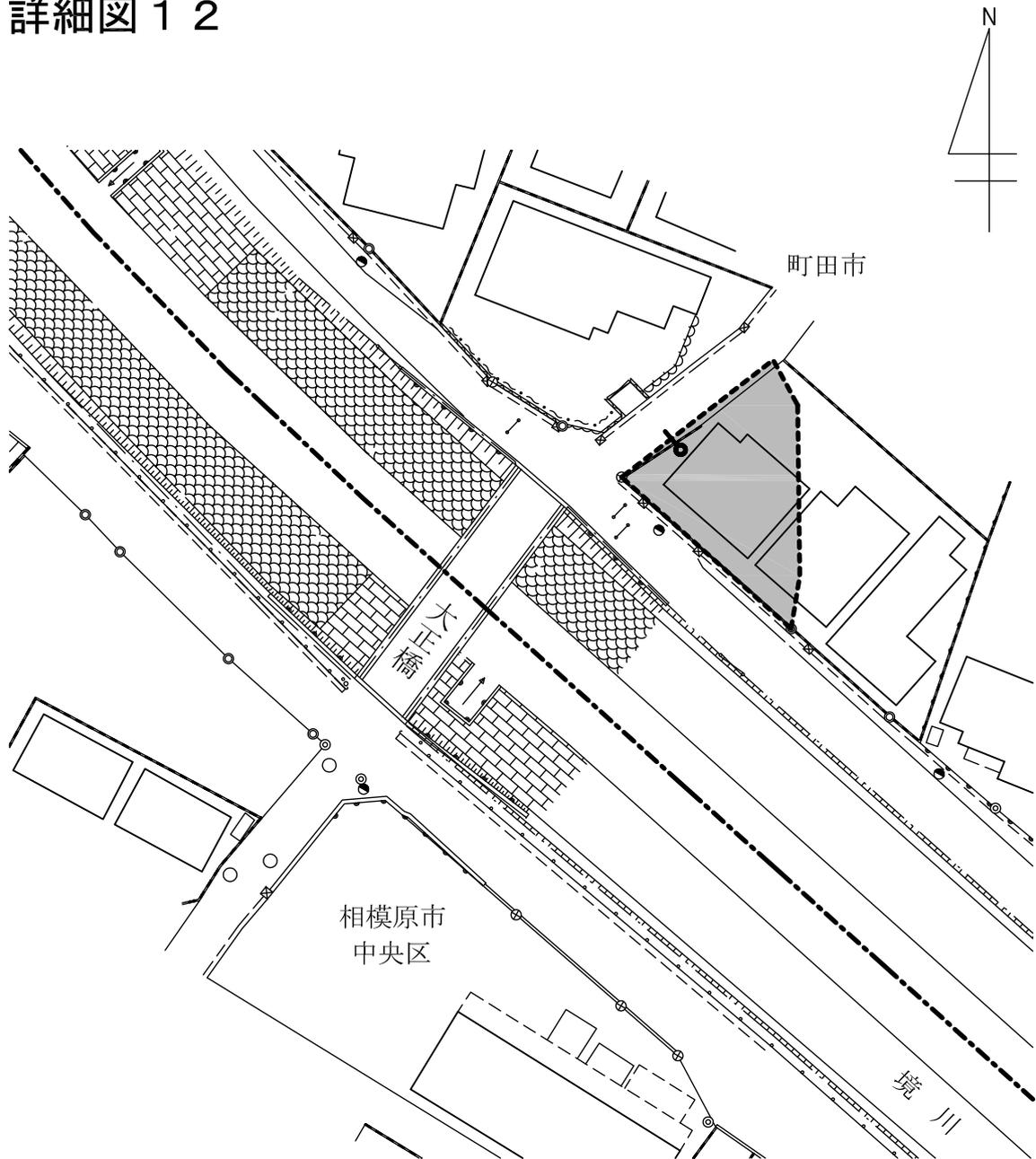
# 詳細図 1 1



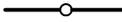
## 凡 例

-  相模原市に編入する区域
-  相模原市の所有とする公共下水道施設 (雨水管及び人孔)
-  新市境界
-  旧市境界

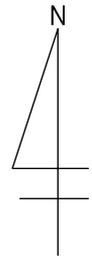
# 詳細図 1 2



## 凡 例

-  町田市に編入する区域
-  町田市に帰属する公共下水道施設 (公共汚水ます及び取付管)
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

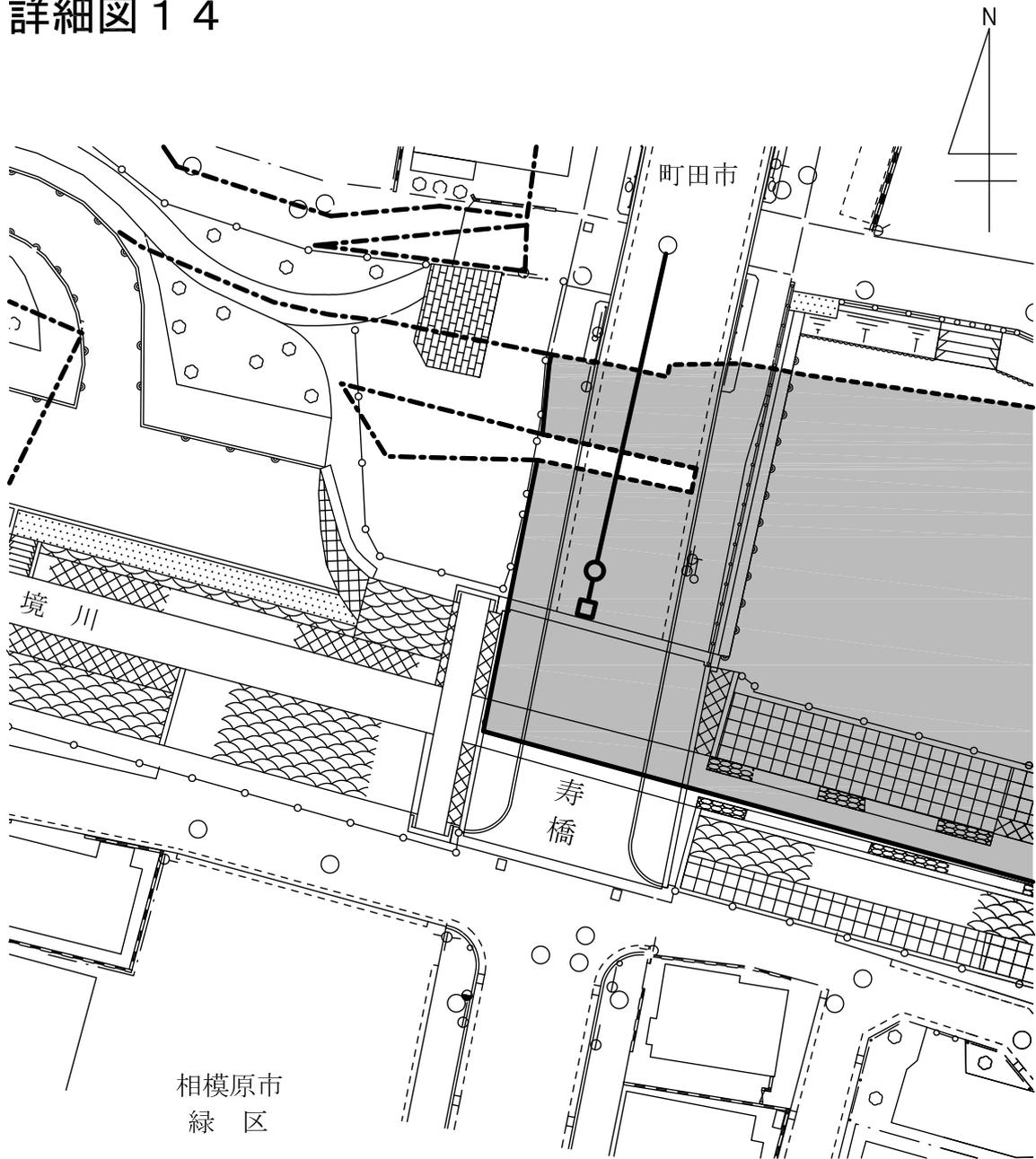
# 詳細図 1 3



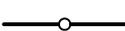
## 凡 例

-  町田市に編入する区域
-  町田市所有とする公共下水道施設  
(公共汚水ます、取付管、污水管及び人孔)
-  新市境界
-  旧市境界

# 詳細図 1 4



## 凡 例

-  町田市に編入する区域
-  町田市の所有とする公共下水道施設  
(雨水管、吐口及び人孔)
-  新市境界
-  旧市境界
-  現市境界

住居表示の市街地区域について

本市における住居表示の市街地区域を別図 1、別図 2 及び別図 3 のとおり定める。  
なお、施行の日は、相模原市と町田市との境界変更の日とする。

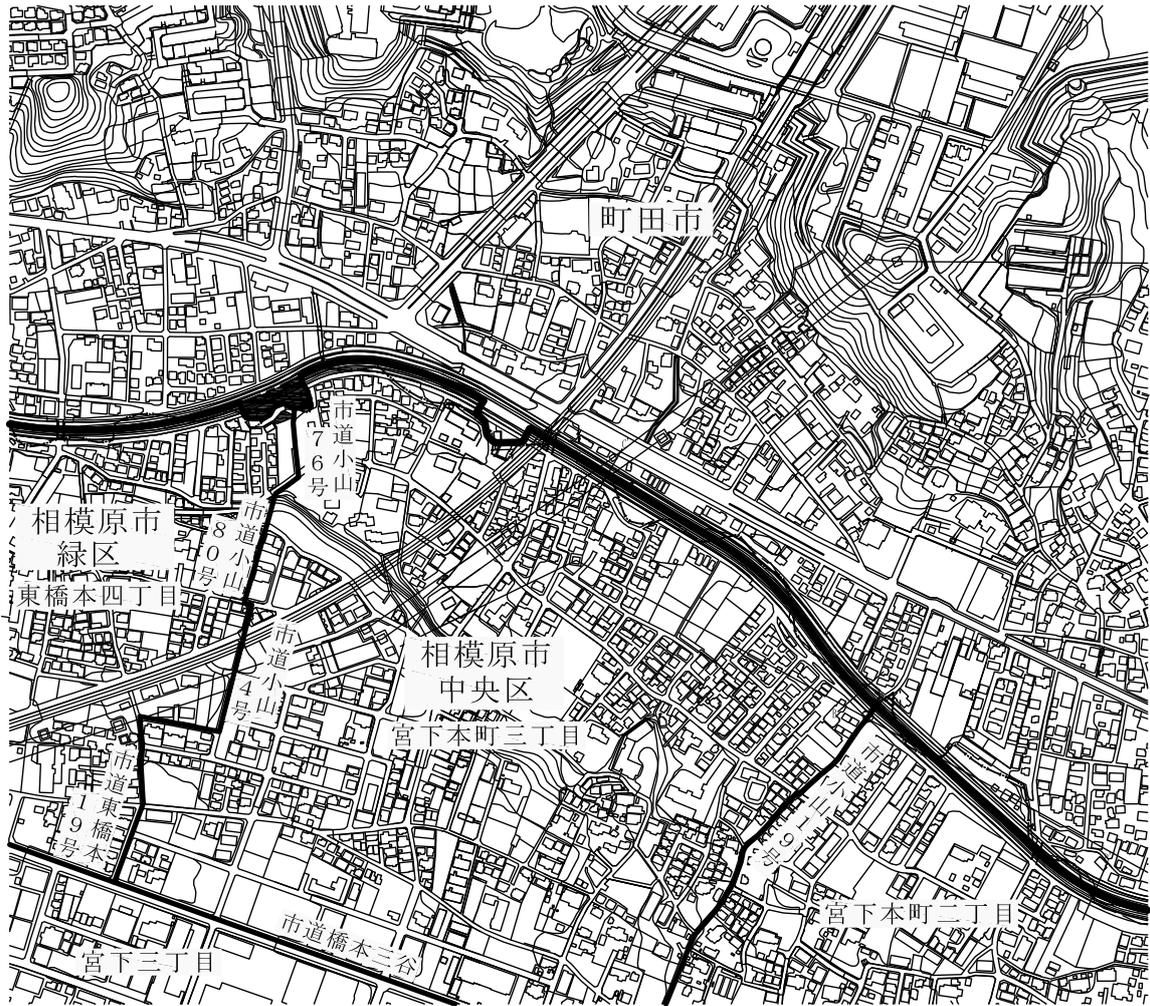
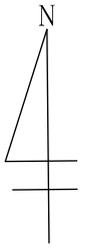
令和元年 11 月 19 日提出

相模原市長 本村 賢太郎

提案の理由

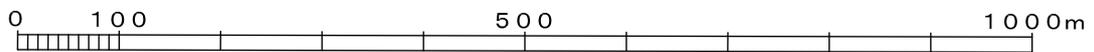
相模原市と町田市との境界変更に伴い、同市から編入されることとなる区域について、住居表示を実施するため、市街地区域として定めたく、住居表示に関する法律(昭和 37 年法律第 119 号)第 3 条第 1 項の規定により提案するものである。

# 別 図 1

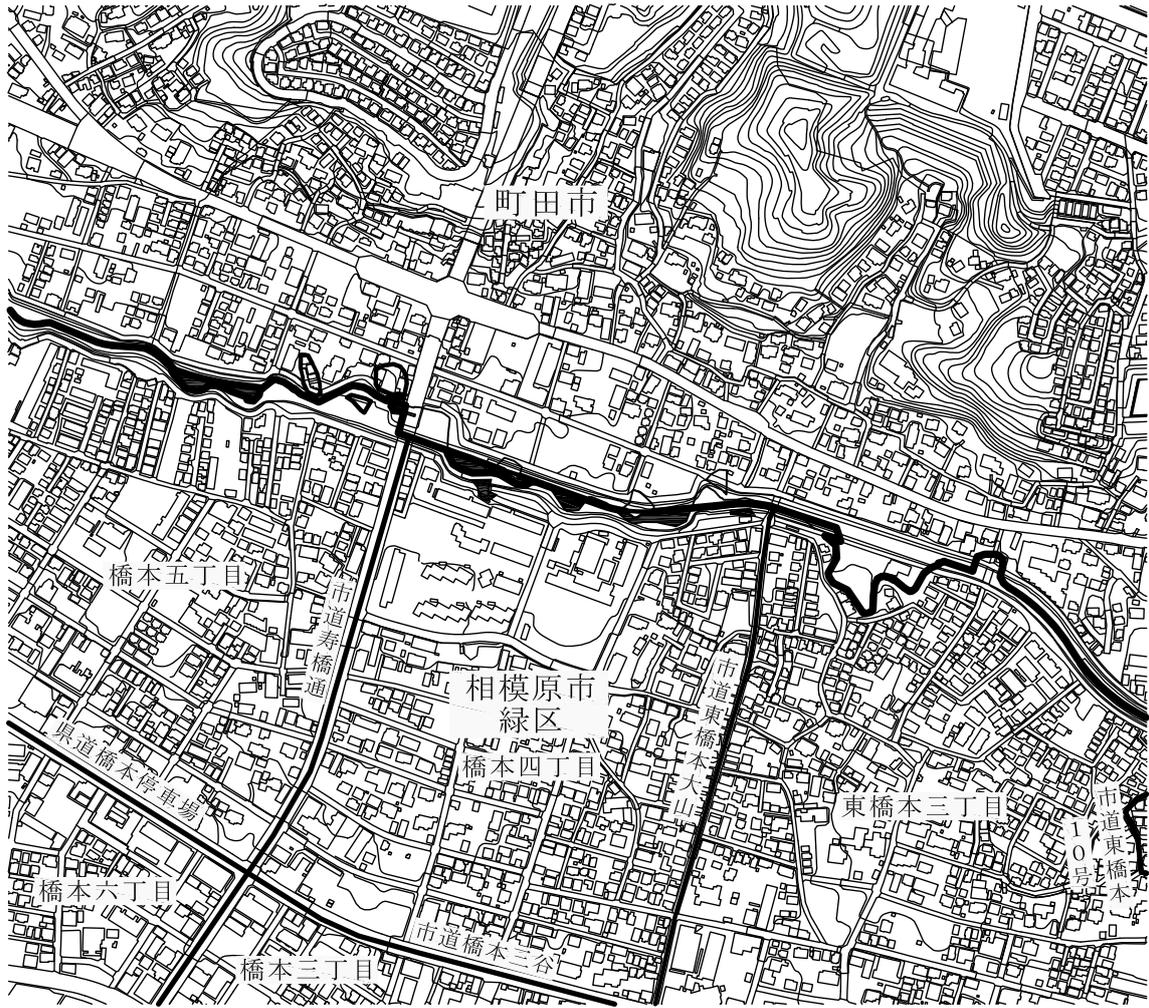
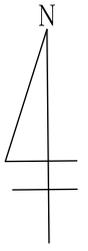


## 凡 例

-  市街地区域
-  町界

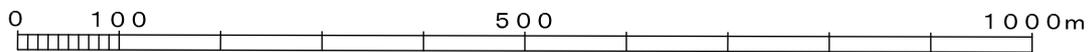


# 別 図 2

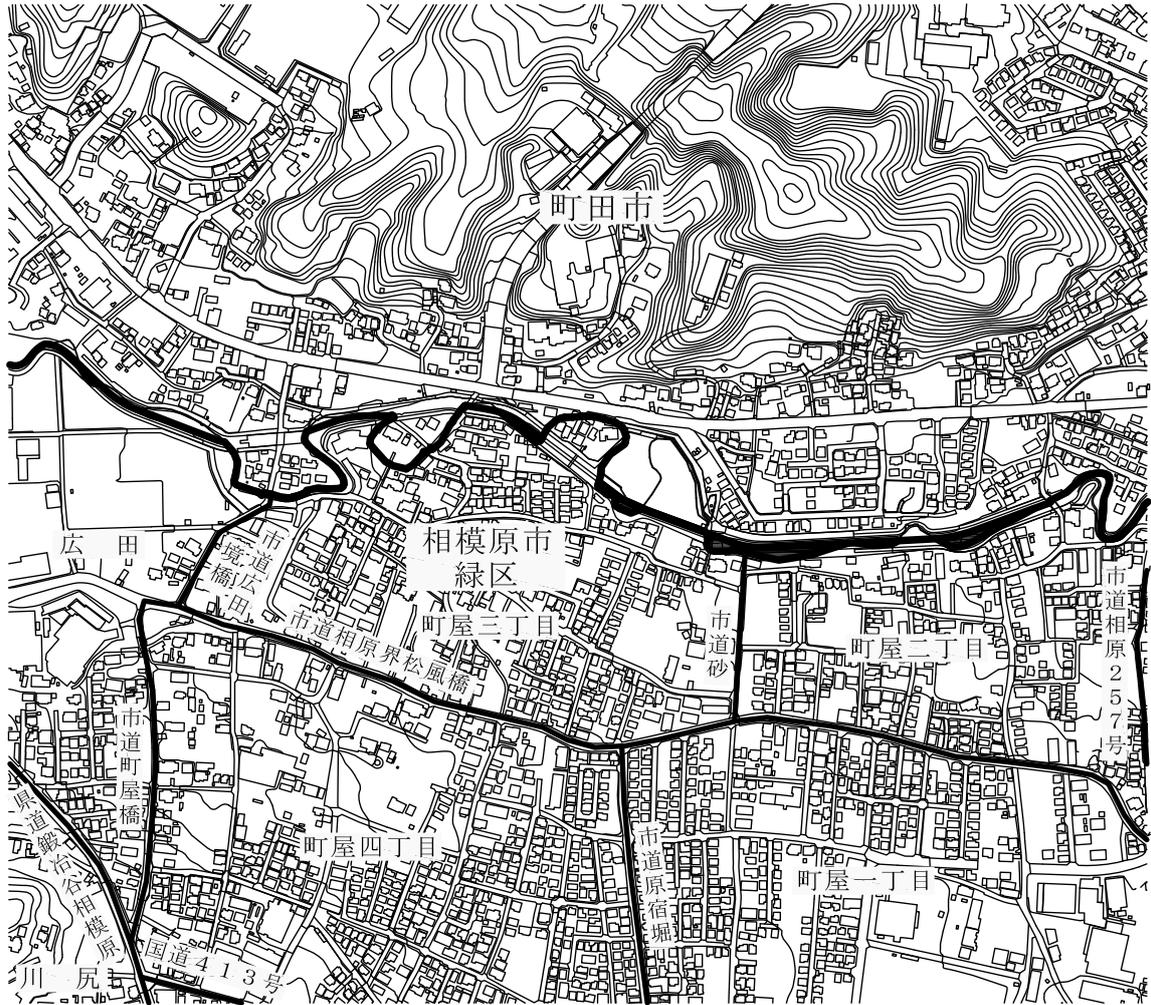
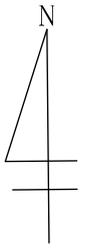


## 凡 例

-  市街地区域
-  町界

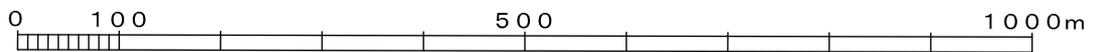


# 別 図 3



## 凡 例

-  市街地区域
-  町界



町の区域の変更について  
本市の町の区域を別表のとおり変更する。  
なお、変更の日は、相模原市と町田市との境界変更の日とする。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

提案の理由

相模原市と町田市との境界変更に伴い、町の区域を変更いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により提案するものである。

別表

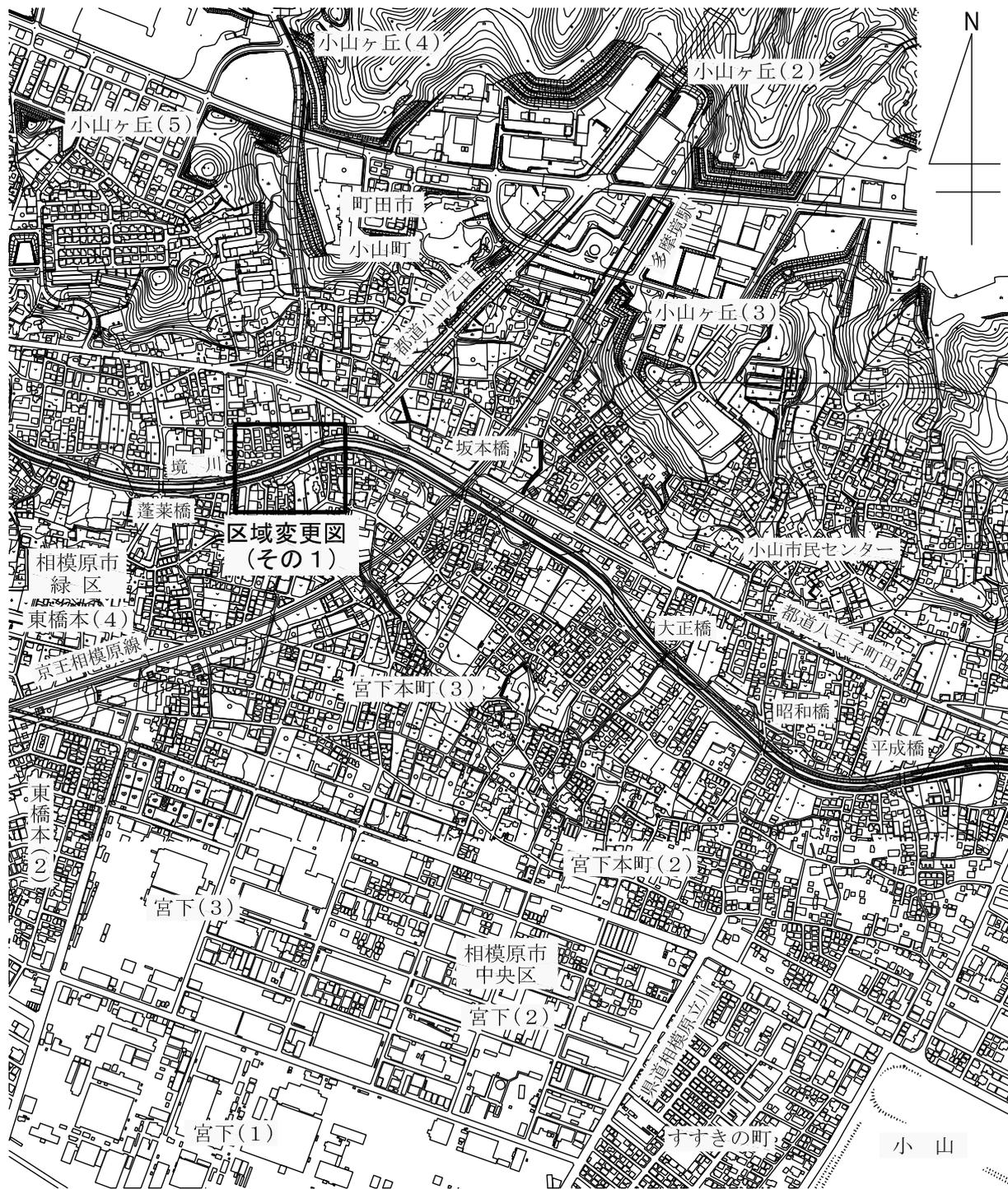
町の区域の変更調書		
区域を変更する町名	左の区域に編入される区域	
	大字名及び字名	地番
相模原市中央区宮下本町三丁目	町田市小山町字三十八号	4 2 7 2 の 2
		4 2 7 2 の 3 の一部 上記の区域に隣接する水路である国有地の一部
相模原市緑区東橋本四丁目	町田市小山町字二十九号	3 1 8 4 の 1
		3 1 8 4 の 2
相模原市緑区東橋本四丁目	町田市小山町字三十八号	4 2 7 3 の 2 の一部
		4 2 7 3 の 3 4 2 7 4 の 2 4 2 7 4 の 3 の一部 4 2 7 4 の 4 4 2 8 5 の 2 の一部 上記の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部
相模原市緑区橋本四丁目	町田市小山町字三十四号	3 6 7 1
	町田市小山町字三十七号	4 2 0 4 の 1 4 2 0 4 の 2 4 2 0 4 の 3
	町田市小山町字三十九号	4 3 4 0 の 2 の一部 4 3 4 0 の 4 の一部 4 3 6 2 の 2 の一部 4 3 6 3 の 2 の一部 4 3 7 8 の 2 の一部 4 3 7 9 の一部 4 3 8 4 の 2 の一部 上記の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

	<p>地の一部</p> <p>町田市小山町字三十九号4340の1、4340の5、4341の1から4341の3まで、4342、4361の1、4361の3、4364の2、4364の3、4377の1、4377の2、4384の1、4384の3の地先の道路、水路である国有地の一部</p>	
相模原市緑区橋本五丁目	<p>町田市小山町字三十九号</p>	<p>4432の2の一部</p> <p>4433の2の一部</p> <p>上記の区域に隣接する道路、水路である国有地の一部</p> <p>町田市小山町字三十九号4430の2から4430の4まで、4431の2の地先の道路、水路である国有地の一部</p>
相模原市緑区町屋二丁目	<p>町田市相原町字根岸</p>	<p>2871の1の一部</p> <p>2871の2の一部</p> <p>2871の3の一部</p> <p>2874の2の一部</p> <p>2900の一部</p> <p>2905の1の一部</p> <p>2905の2の一部</p> <p>2915の2の一部</p> <p>2916の一部</p> <p>上記の区域に隣接する水路である国有地の一部</p> <p>町田市相原町字根岸2856の10、2856の11、2875の2、2901の2、2905の1の地先の水路である国有地の一部</p>
相模原市緑区町屋三丁目	<p>町田市相原町字根岸</p>	<p>3096の4の一部</p> <p>3097の2の一部</p> <p>上記の区域に隣接する道路、水路である国有地の一部</p>

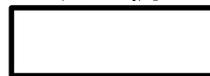
	町田市相原町字根岸 3 1 0 8、3 1 1 0、 3 1 1 1、3 1 1 4 の 1 1、3 1 1 4 の 1 3、 3 1 1 4 の 1 9、3 1 1 5 の 1 2、3 1 1 5 の 1 3、3 4 2 4 の 5 の地先の道路、水路である国有 地の一部
相模原市緑区広田	町田市相原町字川島 3 2 4 0 の 2、3 2 4 2 の 2 の地先の水路である国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、令和元年 1 0 月 1 日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

# 案内図(その1)

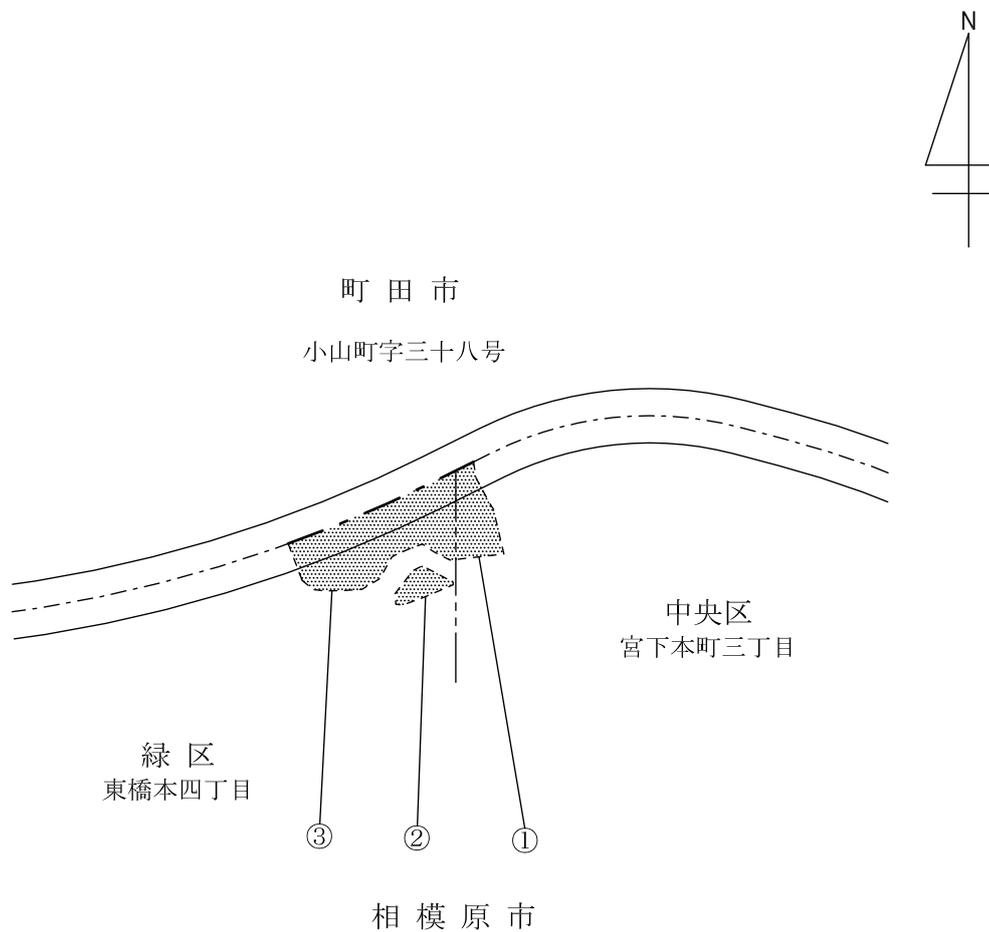


## 凡例



変更区域

# 区域変更図（その1）

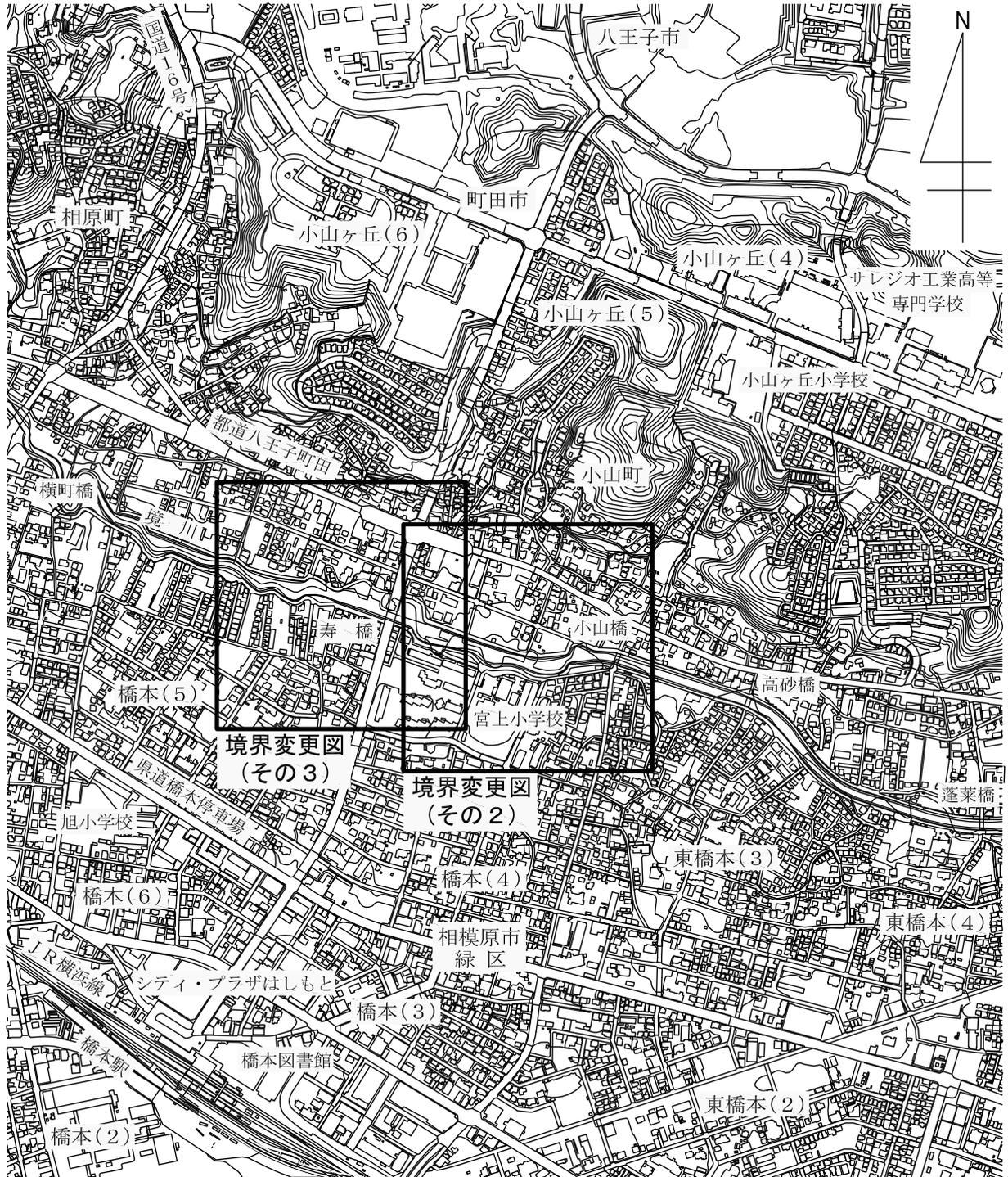


## 凡例

— — — — —	新市境界
- - - - -	旧市境界
— — — — —	市境界
— — — — —	町界
■	町の区域変更部分

- ① 町田市小山町字三十八号から相模原市中央区宮下本町三丁目に変更する区域
- ② 町田市小山町字二十九号から相模原市緑区東橋本四丁目に変更する区域
- ③ 町田市小山町字三十八号から相模原市緑区東橋本四丁目に変更する区域

# 案内図(その2)



境界変更図  
(その3)

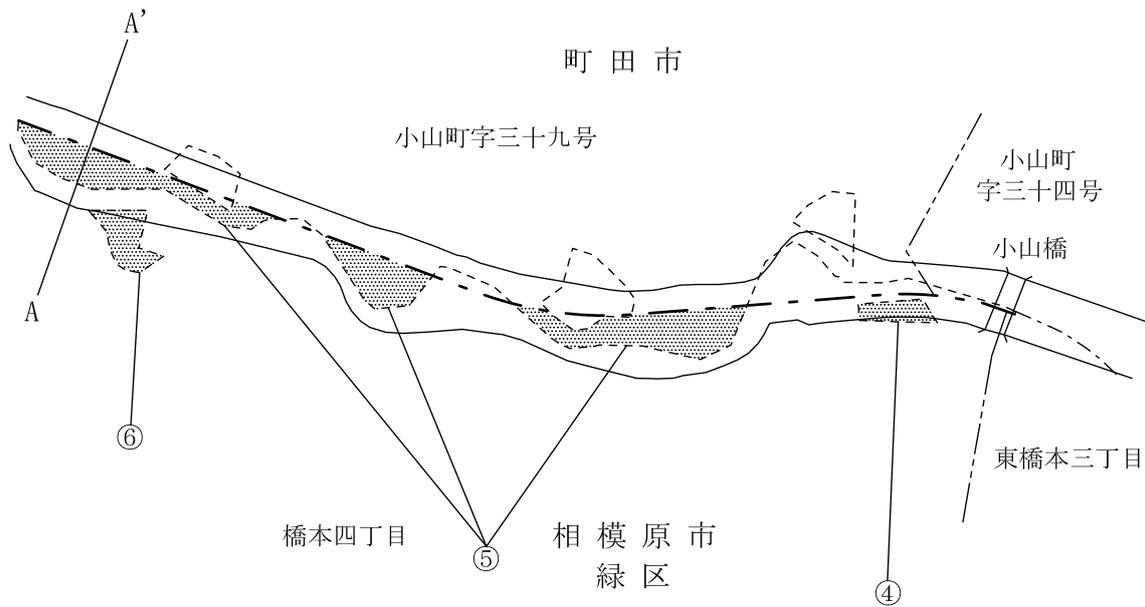
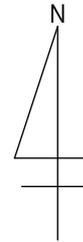
境界変更図  
(その2)

凡例



変更区域

# 区域変更図（その2）

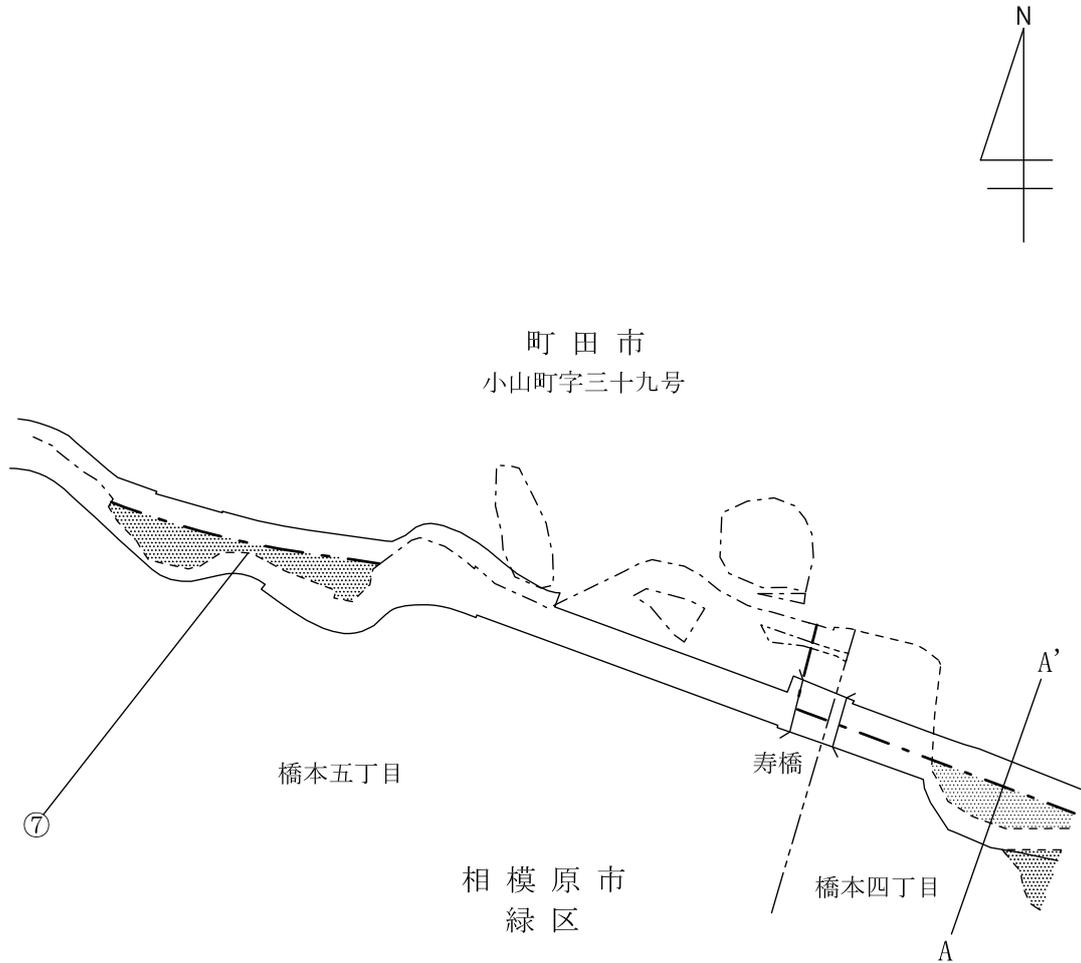


## 凡例

-----	新市境界
-----	旧市境界
-----	市境界
-----	町界・字界
▨	町の区域変更部分

- ④ 町田市小山町字三十四号から相模原市緑区橋本四丁目に変更する区域
- ⑤ 町田市小山町字三十九号から相模原市緑区橋本四丁目に変更する区域
- ⑥ 町田市小山町字三十七号から相模原市緑区橋本四丁目に変更する区域

# 区域変更図（その3）

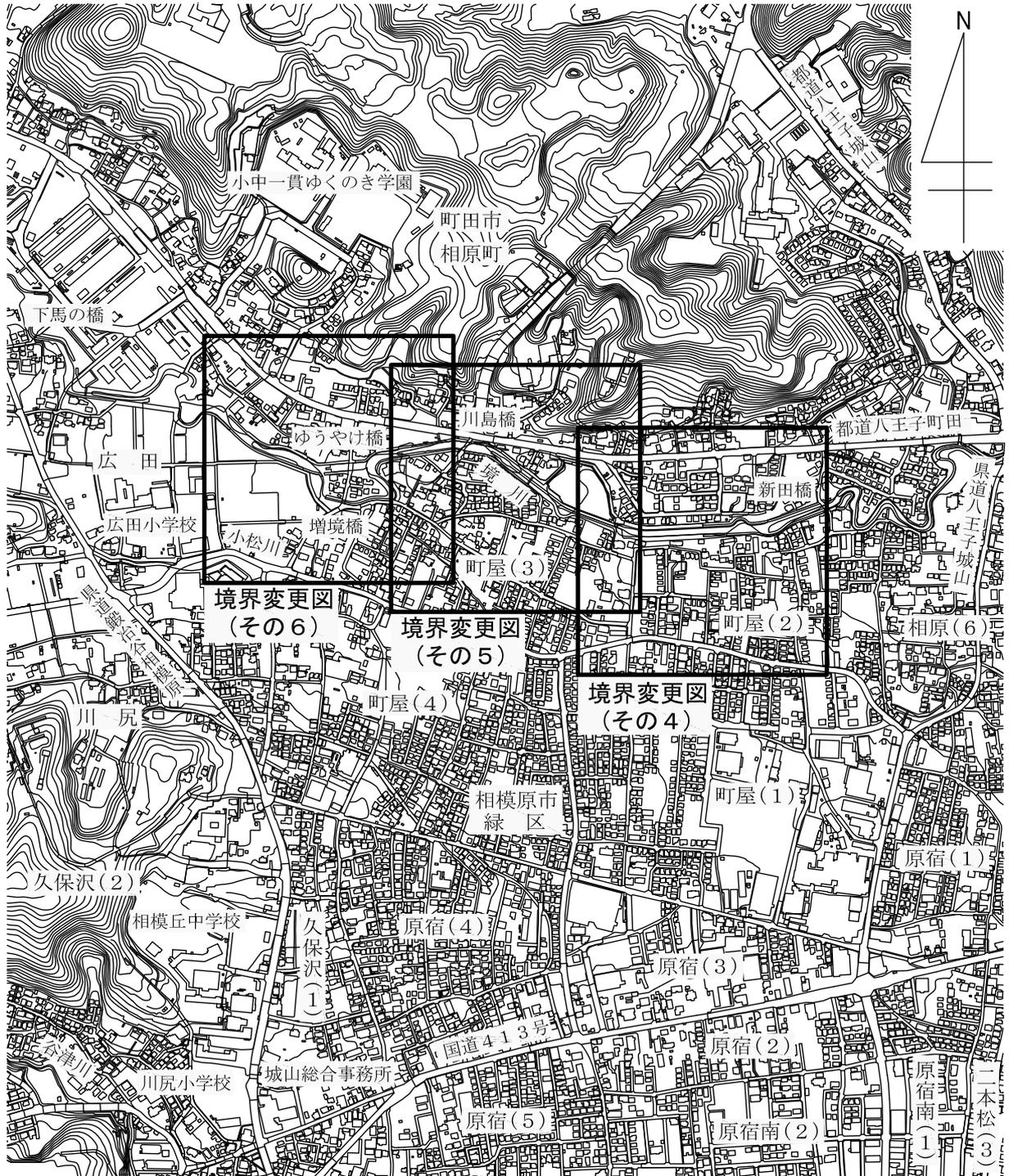


## 凡例

-----	新市境界
-----	旧市境界
-----	市境界
-----	町界
▨	町の区域変更部分

⑦ 町田市小山町字三十九号から相模原市緑区橋本五丁目に変更する区域

# 案内図(その3)

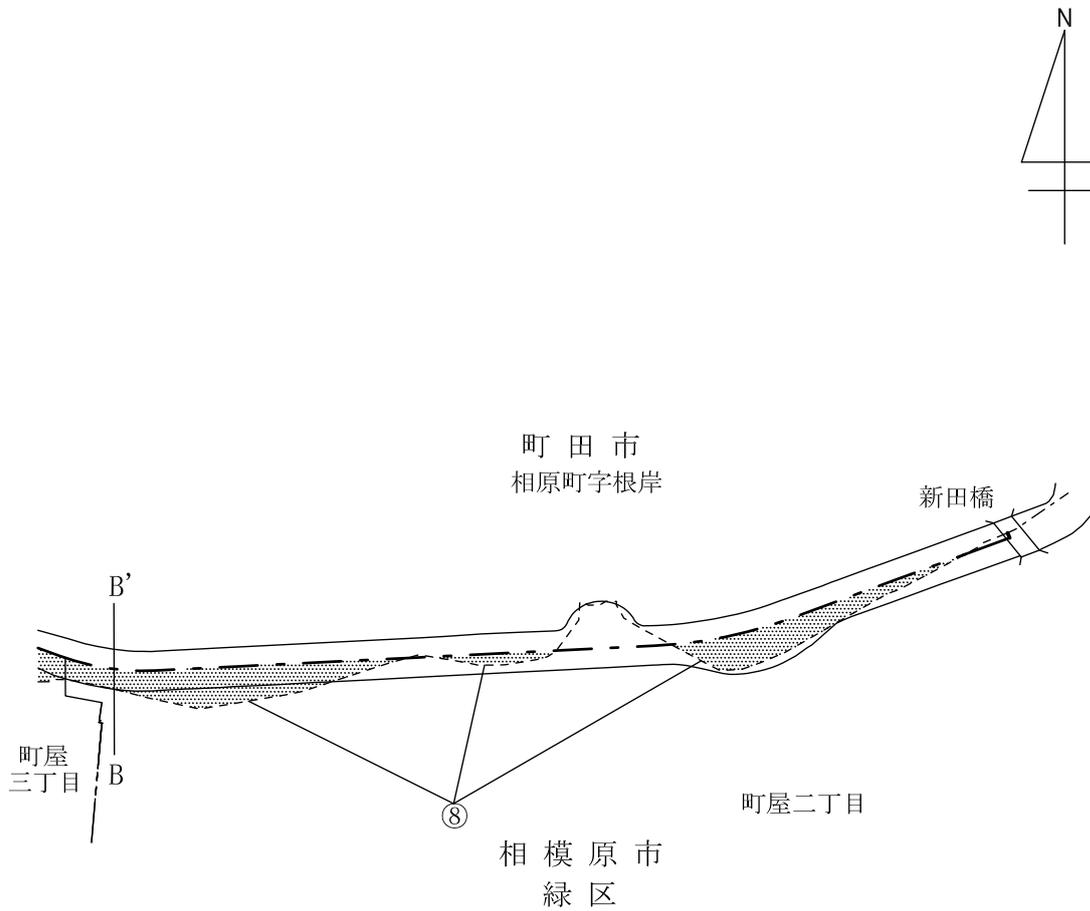


## 凡例



変更区域

# 区域変更図（その4）

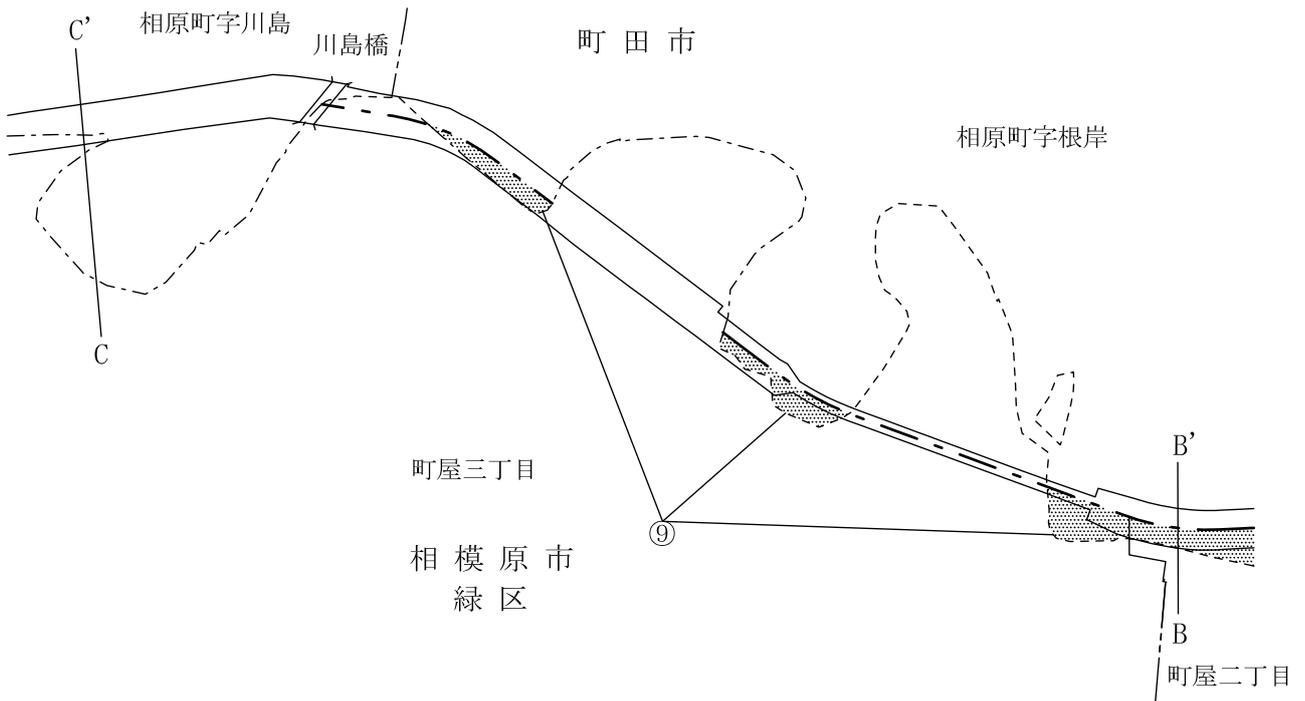
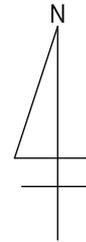


## 凡 例

— — — — —	新 市 境 界
-----	旧 市 境 界
-----	市 境 界
-----	町 界
	町の区域変更部分

⑧ 町田市相原町字根岸から相模原市緑区町屋二丁目に変更する区域

# 区域変更図（その5）

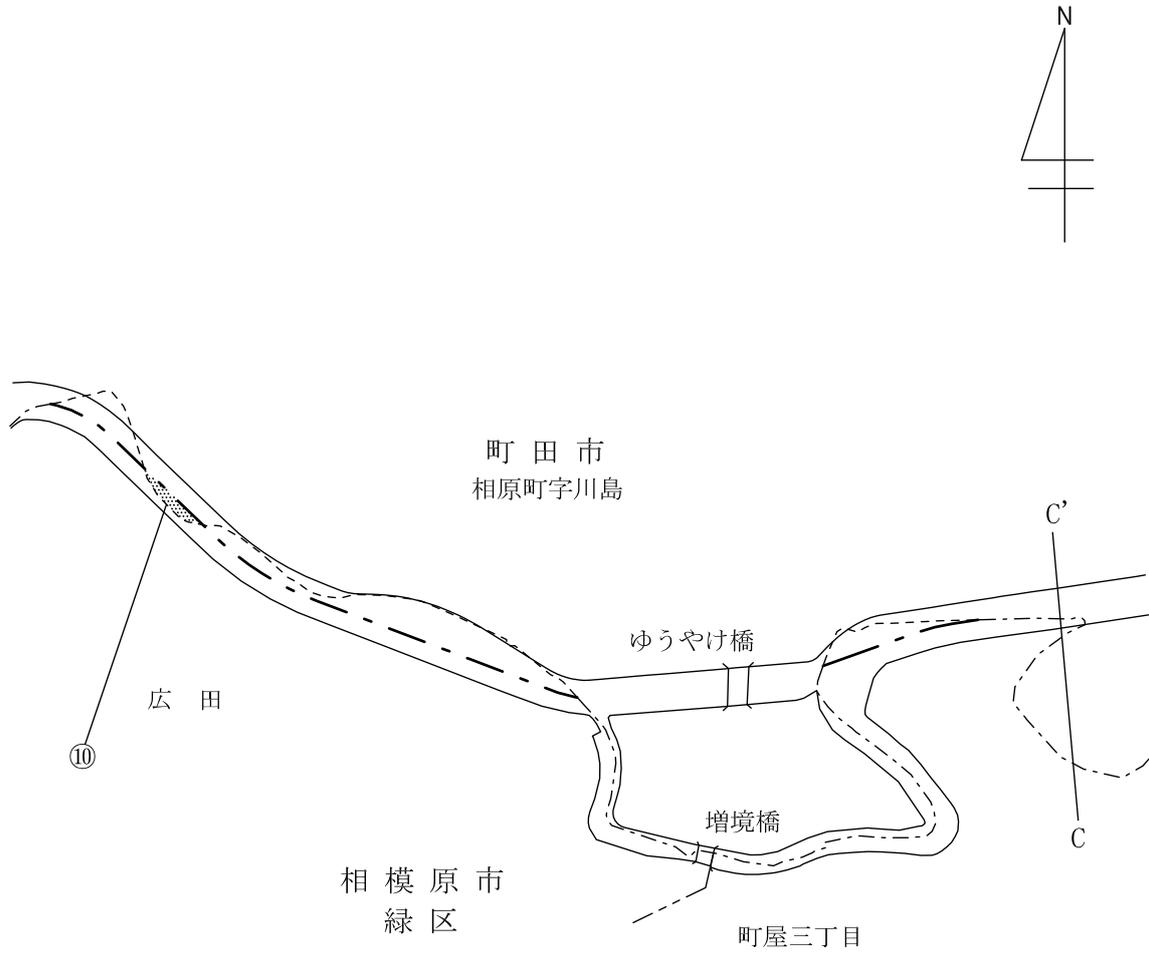


## 凡例

-----	新市境界
-----	旧市境界
-----	市境界
-----	町界・字界
▨	町の区域変更部分

⑨ 町田市相原町字根岸から相模原市緑区町屋三丁目に変更する区域

# 区域変更図（その6）



## 凡例

— — — — —	新市境界
-----	旧市境界
- - - - -	市境界
-----	町界
▨	町の区域変更部分

⑩ 町田市相原町字川島から相模原市緑区広田に変更する区域

指定管理者の指定について(橋本駅北口第 1 自転車駐車場他 1 3 施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和元年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 管理を行わせる施設の名称

橋本駅北口第 1 自転車駐車場、橋本駅北口第 2 自転車駐車場、橋本駅南口第 1 自転車駐車場、橋本駅南口第 2 自転車駐車場、相模原駅北口自転車駐車場、相模原駅南口自転車駐車場、矢部駅北口自転車駐車場、淵野辺駅南口第 1 自転車駐車場、淵野辺駅南口第 2 自転車駐車場、相模大野駅北口自転車駐車場、谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場、相模大野駅西側自転車駐車場及び相武台前駅北口自転車駐車場

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

名 称 相模原市まち・みどり公社、N C D 運営共同事業体

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

橋本駅北口第 1 自転車駐車場、橋本駅北口第 2 自転車駐車場、橋本駅南口第 1 自転車駐車場、橋本駅南口第 2 自転車駐車場、相模原駅北口自転車駐車場、相模原駅南口自転車駐車場、矢部駅北口自転車駐車場、淵野辺駅南口第 1 自転車駐車場、淵野辺駅南口第 2 自転車駐車場、相模大野駅北口自転車駐車場、谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場、相模大野駅西側自転車駐車場及び相武台前駅北口自転車駐車場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 4 4 号関係資料(その 1)

相模原市まち・みどり公社、NCD運営共同事業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号  
 公益財団法人相模原市まち・みどり公社  
 東京都品川区西五反田 4 丁目 3 2 番 1 号  
 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から 財団法人相模原市都市整備公社 に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
	平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの 協会と合併し、公益財団法人相 模原市都市整備公社から公益財 団法人相模原市まち・みどり公 社に改称
日本コンピュータ・ ダイナミクス株式会 社	昭和 4 2 年 3 月 1 6 日 設立

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 1 3 名	基本財産 2 0 6 , 5 7 8 千円
	職員 1 1 2 名	
日本コンピュータ・ ダイナミクス株式会	役員 1 1 名	資本金 4 3 8 , 7 5 0 千円
	従業員 1 , 0 4 0 名	

社		
---	--	--

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	<p>ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業</p> <p>イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業</p> <p>ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業</p> <p>エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業</p> <p>オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業</p> <p>カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	<p>ア コンピュータシステムの導入、設計及び製造に関するコンサルティング</p> <p>イ コンピュータシステムの開発、メンテナンス及び運用管理</p> <p>ウ コンピュータソフトウェアパッケージの開発及び販売</p> <p>エ コンピュータ及びその周辺機器の販売</p> <p>オ コンピュータの利用に関する技術支援サービス</p> <p>カ インターネットを利用した各種情報処理提供サービス業及び広告代理店業</p> <p>キ 自転車駐車場の経営並びに設備機器及び関連システムの開発、販売及び運用</p> <p>ク 自転車並びにそれらの部品及び関連商品の販売及び修理</p> <p>ケ アからクまでに付随する飲食店、コインランドリー、各種遊戯施設等の経営</p> <p>コ 建築工事及び土木工事の請負</p> <p>サ 古物営業法(昭和24年法律第108号)に基づく古物の売買</p>

	シ 労働者派遣事業 ス アからシまでに関連する一切の業務
--	---------------------------------

( 2 ) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	<p>ア 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場並びに谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場及び相模大野駅西側自転車駐車場を除く有料自転車駐車場 11 施設の指定管理者(平成 18 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>イ 谷口北口自転車駐車場及び谷口南口自転車駐車場の指定管理者(平成 23 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模大野駅西側自転車駐車場の指定管理者(平成 23 年 10 月から現在に至る。)</p> <p>エ 相模原市営自動車駐車場のうち、小田急相模原駅自動車駐車場及び相模大野駅西側自動車駐車場を除く 4 施設の指定管理者(平成 18 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>オ 小田急相模原駅自動車駐車場の指定管理者(平成 19 年 12 月から現在に至る。)</p> <p>カ 相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者(平成 25 年 3 月から現在に至る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者(アからオまでについては、平成 24 年 4 月から)</p>
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社	<p>ア 川崎市営自転車等駐車場 104 施設の指定管理者(平成 28 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>イ 品川区営自転車等駐車場 26 施設の指定管理者(平成 29 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>ウ 江東区立自転車駐車場 8 施設の指定管理者(平成 31 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>エ 港区立自転車等駐車場 11 施設の指定管理者(平成 31 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>ア及びエについては、共同企業体の構成員としての</p>

指定管理者

## 議案第144号関係資料(その2)

### 橋本駅北口第1自転車駐車場他13施設の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

相模原市まち・みどり公社、NCD運営共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和元年7月1日から同月31日まで

イ 説明会 令和元年7月24日(参加数 7団体)

ウ 現地見学会 令和元年7月24日及び同月25日(参加数 5団体)

エ 申請の受付 令和元年8月9日から同年9月9日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

令和元年10月1日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された橋本駅北口第1自転車駐車場他13施設に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(大学副学長1名、社会保険労務士1名、市職員1名) 計4名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	16
	管理運営方針	20	14
	地域活性化	20	16
	計画事業(自主事業を除く。)	20	14
	自主事業	60	42
	利用者ニーズ	40	34
	維持管理計画	20	15
	人員配置	20	13
	安全管理及び緊急時の対応	20	15
	適正な管理・経理	20	14
	小計	260	193
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	15
	指定管理料の削減	40	40
	利益の還元	20	16
	小計	80	71
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	20
	団体の管理能力	20	14
	労働環境の適正性	20	14
	小計	60	48
合計		400	312

備考 事業計画、収支計画・経費的效果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、240点以上とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(400点)を100点満点に換算した場合の得点は、78点である。

指定管理者の指定について(橋本駅北口第1自動車駐車場他5施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

1 管理を行わせる施設の名称

橋本駅北口第1自動車駐車場、橋本駅北口第2自動車駐車場、相模原駅自動車  
駐車場、相模大野立体駐車場、相模大野駅西側自動車駐車場及び小田急相模原駅  
自動車駐車場

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区南橋本1丁目5番1号

名称 ギオン・野村不動産パートナーズ・富士ダイナミクスグループ

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

提案の理由

橋本駅北口第1自動車駐車場、橋本駅北口第2自動車駐車場、相模原駅自動車  
駐車場、相模大野立体駐車場、相模大野駅西側自動車駐車場及び小田急相模原駅  
自動車駐車場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第  
67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第145号関係資料(その1)

ギオン・野村不動産パートナーズ・富士ダイナミクス グループの概要

1 構成員

相模原市中央区南橋本1丁目5番1号  
株式会社ギオン

東京都新宿区西新宿1丁目26番2号  
野村不動産パートナーズ株式会社

東京都目黒区青葉台1丁目28番9号  
株式会社富士ダイナミクス

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社ギオン	昭和47年5月20日 設立 平成13年1月5日 祇園興業株式会社から株式会社ギオンに改称
野村不動産パートナーズ株式会社	昭和52年4月1日 設立 平成30年8月1日 野村不動産リフォーム株式会社と合併
株式会社富士ダイナミクス	昭和35年10月17日 設立

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
株式会社ギオン	役員 6名 従業員 2,098名	46,720千円
野村不動産パートナーズ株式会社	役員 11名 従業員 5,170名	200,000千円
株式会社富士ダイナミクス	役員 5名 従業員 218名	20,000千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
株式会社ギオン	<p>ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。)</p> <p>イ 貨物利用運送事業</p> <p>ウ 倉庫業及び配送センター管理運営業</p> <p>エ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業</p> <p>オ 一般廃棄物の収集及び運搬業</p> <p>カ 自動車部品及び自動車用品の販売</p> <p>キ 公共施設の維持・管理に関する事業の受託</p> <p>ク スポーツ施設の運営及び管理業務</p> <p>ケ 警備業</p> <p>コ 清掃業</p>
野村不動産パートナーズ株式会社	<p>ア 不動産の総合管理及び運営業務</p> <p>イ 不動産の管理等に関するコンサルタント業務</p> <p>ウ 建物、建物附属設備、施設等の建築、修繕更新等に係る工事の請負・設計・施工及びこれらのあっせん・助言</p> <p>エ 植栽等の造園工事の請負並びに監理及び施工</p> <p>オ 建物及び建物附属設備の管理業務における要員等の派遣</p> <p>カ 労働者派遣事業</p> <p>キ 建物内外の総合警備業</p> <p>ク 建物内外の清掃業務</p> <p>ケ 不動産の賃貸借、売買、仲介及びあっせん</p> <p>コ ハウスクリーニング等マンション専有部分に係るサービス業務</p>
株式会社富士ダイ	<p>ア 電気及び電子機械器具部品の販売</p> <p>イ 鋳造機械、印刷機械及び工作機械の販売</p> <p>ウ ア及びイに関する輸出入業務</p> <p>エ 電気、電気通信、機械器具設置の施設工事の施工・</p>

ナミクス	請負及び保守 オ 労働者派遣事業 カ 警備業 キ アからカまでに附帯する一切の業務
------	--

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社ギオン	<p>ア 相模原市営自動車駐車場のうち、相模大野駅西側自動車駐車場を除く5施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場を除く有料自転車駐車場14施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
野村不動産パートナーズ株式会社	<p>ア 相模大野立体駐車場及び小田急相模原駅自動車駐車場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模大野駅北口自転車駐車場、谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場、相模大野駅西側自転車駐車場及び相武台前駅北口自転車駐車場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 橋本駅北口第1自動車駐車場他5施設の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

ギオン・野村不動産パートナーズ・富士ダイナミクス グループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 令和元年7月1日から同月31日まで

イ 説明会 令和元年7月23日(参加数 6団体)

ウ 現地見学会 令和元年7月23日(参加数 5団体)

エ 申請の受付 令和元年8月9日から同年9月9日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

令和元年10月1日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された橋本駅北口第1自動車駐車場他5施設に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(大学副学長1名、社会保険労務士1名、市職員1名) 計4名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	指定管理者の適性	20	17
	管理運営方針	20	16
	地域活性化	20	14
	計画事業(自主事業を除く。)	20	16
	自主事業	60	54
	利用者ニーズ	40	36
	維持管理計画	20	17
	人員配置	20	18
	安全管理及び緊急時の対応	20	15
	適正な管理・経理	20	16
	小計	260	219
収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	20	15
	指定管理料の削減	40	40
	利益の還元	20	16
	小計	80	71
管理能力			
内 訳	団体の経営状況	20	20
	団体の管理能力	20	15
	労働環境の適正性	20	13
	小計	60	48
合計		400	338

備考 事業計画、収支計画・経費的効果及び管理能力に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、240点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(400点)を100点満点に換算した場合の得点は、84.5点である。

当せん金付証券の発売限度額について

当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、令和2年度における当せん金付証券の発売限度額について次のとおり定める。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和2年度の発売限度額 4,500,000,000円

提案の理由

令和2年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証券を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により提案するものである。

工事請負契約の変更について(国道 413 号(仮称)横山トンネル道路改良工事)

平成 29 年 9 月 29 日相模原市議会定例会 9 月定例会議において議案第 79 号として議決を経て契約し、平成 30 年 8 月 3 日及び令和元年 8 月 2 日地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項として契約変更の専決処分を行った工事請負契約(国道 413 号(仮称)横山トンネル道路改良工事)について、履行期限「本契約締結の日から 800 日以内」を「本契約締結の日から 914 日以内」に変更する。

令和元年 11 月 19 日提出

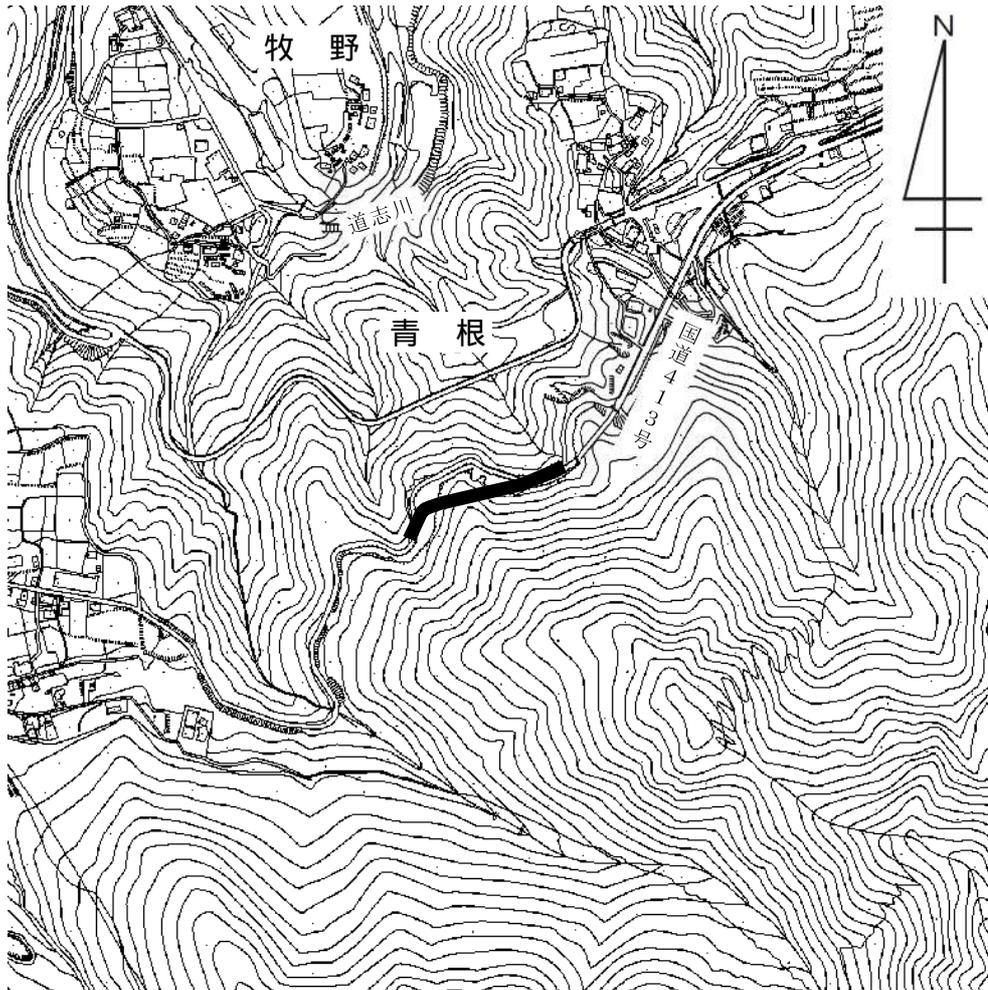
相模原市長 本村 賢太郎

提案の理由

令和元年台風第 19 号により、本工事の場所へ通じる国道 413 号の複数箇所において道路崩落が発生し、工事関係車両の進入が不能となったこと並びに本工事の場所において法面崩壊が発生したことにより、当該崩壊に係る災害復旧工事と作業工程の調整を行う必要が生じたこと及び当該崩壊により損壊した既施工箇所の復旧工事をする必要が生じたことから工事期間の延長が必要となった。

このため、履行期限の延長をいたしたく提案するものである。

# 案内図



## 凡例

—— 工事場所

議案第 1 4 7 号関係資料(その 2)

国道 4 1 3 号(仮称)横山トンネル道路改良工事請負契約の概要

工事の場所	相模原市緑区青根 7 0 7 番 6 7 地先から青根 6 8 7 番 9 地先まで	
契約の相手方	相模原市中央区小山 2 丁目 7 番 2 2 号 入江建設・防長土建共同企業体 代表者 株式会社入江建設 代表取締役 入江 功	
本契約締結年月日	平成 2 9 年 9 月 2 9 日	
契約金額	6 6 8 , 3 7 9 , 1 2 0 円	
	変更前の履行期限	変更後の履行期限
	本契約締結の日から 8 0 0 日以内 (令和元年 1 1 月 2 9 日)	本契約締結の日から 9 1 4 日以内 (令和 2 年 3 月 3 1 日)

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

「

円	円
140,600	190,400
141,700	192,200
142,900	193,900
144,000	195,700
145,100	197,300
146,200	199,000
147,300	200,800
148,400	202,600
149,500	204,000
150,900	205,800
152,200	207,600
153,500	209,400
154,800	210,600

「

円	円
142,600	191,900
143,700	193,600
144,900	195,200
146,000	197,000
147,100	198,600
148,200	200,200
149,300	202,000
150,400	203,700
151,500	205,100
152,900	206,800
154,200	208,600
155,500	210,300
156,700	211,500

別表第 1 中

156,300	212,400
157,800	214,100
159,400	215,900
160,600	217,500
162,100	219,200
163,600	220,900
165,100	222,500
166,500	224,000
169,200	225,700
171,800	227,400
174,400	229,000
177,000	230,500
178,700	232,100
180,400	233,600
182,100	235,000
183,600	236,300
185,300	237,500
187,100	238,700
188,900	240,000
190,400	241,300
191,900	242,600
193,300	243,900
194,800	245,200
196,100	246,100
197,300	247,600
198,600	249,100
199,900	250,600
201,000	252,000
202,300	253,400
203,600	254,800
204,900	256,100

を

158,200	213,200
159,700	214,900
161,300	216,600
162,400	218,200
163,900	219,800
165,400	221,500
166,900	223,000
168,200	224,500
170,900	226,100
173,500	227,800
176,100	229,300
178,600	230,800
180,300	232,300
182,000	233,800
183,700	235,200
185,100	236,300
186,800	237,500
188,600	238,700
190,300	240,000
191,800	241,300
193,300	242,600
194,600	243,900
196,100	245,200
197,400	246,100
198,500	247,600
199,800	249,100
201,000	250,600
202,100	252,000
203,300	253,400
204,600	254,800
205,800	256,100

に改める。

205,900	257,200	206,800	257,200
207,200	258,500	208,000	258,500
208,500	259,900	209,300	259,900
209,800	261,200	210,500	261,200
210,800	262,500	211,500	262,500
211,900	263,600	212,500	263,600
213,000	264,900	213,600	264,900
214,100	266,200	214,600	266,200
215,100	267,200	215,600	267,200
216,100	268,300	216,500	268,300
217,100	269,600	217,500	269,600
218,100	270,900	218,400	270,900
218,900	271,900	219,200	271,900
219,900	272,900	220,100	272,900
220,800	273,900	221,000	273,900
221,800	275,000	222,000	275,000

」

」

「

「

円	円
126,600	177,400
127,500	178,900
128,500	180,400
129,400	181,800
130,400	183,100
131,400	184,600
132,400	186,000
133,400	187,400
134,200	188,600
135,200	189,800
136,200	191,100
137,300	192,300

円	円
128,500	178,500
129,400	180,000
130,400	181,500
131,300	182,900
132,300	184,100
133,200	185,600
134,200	187,000
135,200	188,300
136,000	189,500
137,000	190,700
137,900	191,900
139,000	193,100

別表第 2 中

138,100	193,400	139,800	194,200
139,100	194,500	140,800	195,200
140,100	195,600	141,800	196,300
141,100	196,700	142,700	197,400
142,200	197,700	143,800	198,300
143,300	198,800	144,900	199,400
144,500	199,800	146,100	200,400
145,700	200,800	147,300	201,400
146,800	201,700	148,300	202,200
148,000	202,800	149,500	203,300
149,200	203,900	150,700	204,400
150,400	204,900	151,900	205,400
151,600	205,800	153,000	206,200
153,100	206,700	154,500	207,100
154,600	207,400	156,000	207,800
156,100	208,300	157,500	208,700
157,400	209,200	158,700	209,500
158,900	210,400	160,200	210,700
160,400	211,500	161,700	211,800
161,900	212,400	163,200	212,700
163,400	212,900	164,600	213,100
165,200	214,200	166,400	214,400
167,000	215,400	168,200	215,600
168,800	216,600	170,000	216,800
170,400	217,500	171,500	217,700
172,100	218,800	173,200	218,900
173,800	220,100	174,900	220,200
175,400	221,200	176,500	221,200
177,000	222,300	178,000	222,300
178,400	223,500	179,400	223,500
179,800	224,600	180,800	224,600

を

に

181,200	225,800	182,100	225,800
182,600	226,900	183,500	226,900
184,000	228,100	184,900	228,100
185,400	229,300	186,200	229,300
186,800	230,400	187,600	230,400
188,100	231,400	188,900	231,400
189,300	232,600	190,000	232,600
190,300	233,800	191,000	233,800
191,500	234,900	192,200	234,900
192,500	235,900	193,100	235,900
193,600	236,900	194,200	236,900
194,700	237,900	195,300	237,900
195,800	238,900	196,400	238,900
196,800	239,900	197,300	239,900
197,800	240,900	198,300	240,900
198,900	241,900	199,400	241,900
199,900	242,800	200,400	242,800
200,900	243,700	201,300	243,700
201,800	244,600	202,200	244,600
202,700	245,500	203,100	245,500
203,600	246,400	204,000	246,400
204,200	247,300	204,500	247,300
205,000	248,100	205,300	248,100
205,800	248,900	206,100	248,900
206,600	249,600	206,900	249,600
207,000	250,300	207,200	250,300
207,600	250,900	207,800	250,900
208,000	251,400	208,200	251,400
208,600	251,900	208,800	251,900
209,000	252,200	209,200	252,200
209,700	252,600	209,800	252,600

210,400	253,100	210,500	253,100
---------	---------	---------	---------

改める。

円	円	円	円	円	円
161,900	177,400	203,800	163,900	179,300	205,400
163,600	179,200	205,800	165,600	181,100	207,400
165,300	181,000	207,800	167,300	182,900	209,400
167,000	182,800	209,800	169,000	184,700	211,400
168,500	184,600	211,800	170,500	186,400	213,300
170,400	186,900	213,700	172,400	188,700	215,200
172,200	189,200	215,700	174,200	191,000	217,200
174,100	191,500	217,700	176,100	193,300	219,100
175,800	193,700	219,700	177,700	195,400	221,100
177,500	196,300	221,500	179,400	198,000	222,900
179,200	198,800	223,200	181,100	200,500	224,500
180,900	201,300	225,000	182,800	203,000	226,300
182,700	203,600	226,900	184,500	205,200	228,200
184,800	205,400	228,700	186,600	207,000	229,900
186,900	207,200	230,600	188,700	208,800	231,800
189,000	209,000	232,500	190,800	210,600	233,600
191,200	210,900	233,700	192,900	212,400	234,800
193,600	212,700	235,500	195,300	214,200	236,500
196,000	214,600	237,100	197,700	216,100	238,100
198,400	216,500	238,900	200,100	217,900	239,800
200,800	218,100	240,400	202,400	219,500	241,300
202,600	219,900	241,900	204,200	221,300	242,700
204,400	221,600	243,400	206,000	222,900	244,200
206,200	223,400	244,900	207,800	224,700	245,600
208,100	225,100	246,100	209,600	226,400	246,800
209,800	226,700	247,300	211,300	227,900	247,900

別表第3中

211,600	228,400	248,600		213,100	229,600	249,200
213,400	230,100	250,100	を	214,800	231,200	250,600
215,200	231,400	251,300		216,600	232,500	251,800
217,000	233,200	252,400		218,400	234,200	252,800
218,700	235,000	253,600		220,000	236,000	254,000
220,500	236,800	254,900		221,800	237,700	255,200
222,200	238,000	256,000		223,500	238,900	256,000
223,800	239,500	257,100		225,000	240,300	257,100
225,500	240,800	258,300		226,700	241,600	258,300
227,200	242,300	259,500		228,300	243,000	259,500
228,600	243,500	260,500		229,700	244,200	260,500
230,400	244,800	261,600		231,400	245,400	261,600
232,200	246,100	262,700		233,200	246,700	262,700
234,000	247,200	263,800		234,900	247,700	263,800
235,400	248,500	265,000		236,300	249,000	265,000
236,900	249,700	266,600		237,700	250,100	266,600
238,400	251,000	268,000		239,200	251,400	268,000
239,900	252,200	269,400		240,600	252,500	269,400
241,200	253,400	270,700		241,900	253,700	270,700
242,500	254,700	272,300		243,100	254,900	272,300
243,800	255,800	274,000		244,400	256,000	274,000
245,100	256,900	275,600		245,600	257,100	275,600
246,000	257,900	277,400		246,500	257,900	277,400
247,400	259,200	279,100		247,800	259,200	279,100
248,900	260,500	280,700		249,300	260,500	280,700
250,400	261,800	282,400		250,700	261,800	282,400
251,500	263,000	283,800		251,800	263,000	283,800
253,000	264,400	285,600		253,200	264,400	285,600
254,400	265,800	287,400		254,600	265,800	287,400
255,900	267,200	289,100		256,100	267,200	289,100

に

改める。

「

円	円	円
247,900	333,100	397,900
250,400	336,100	400,800
252,900	339,000	403,700
255,400	342,000	406,500
257,600	344,700	409,100
261,400	348,000	411,800
265,200	351,100	414,600
269,000	354,200	417,300
272,600	357,000	419,500
276,600	359,900	422,200
280,600	363,000	424,800
284,600	366,200	427,500
288,400	369,100	429,900
292,400	372,700	432,400
296,300	375,900	434,800
300,200	379,600	437,300
303,900	383,200	439,300
307,500	385,900	441,700
311,000	388,700	444,000
314,600	391,400	446,400
318,200	394,200	447,900
321,900	396,800	450,300
325,400	399,400	452,600
328,900	401,800	454,900
332,400	403,800	456,900
335,200	406,100	459,200
337,800	408,300	461,400
340,400	410,600	463,700

別表第 4 中

を

343,200	412,900	465,800
345,300	415,000	468,100
347,500	417,000	470,400
349,900	419,100	472,600
352,100	421,000	474,600
354,500	422,800	476,700
356,700	424,600	478,800
359,200	426,600	480,900
361,400	428,500	483,000
363,800	430,500	484,800
366,200	432,400	486,600
368,400	434,400	488,400
370,700	436,200	490,100
372,100	438,000	491,900
373,600	439,700	493,700

「

」

円	円	円
249,800	335,000	399,000
252,300	338,000	401,900
254,800	340,900	404,500
257,300	343,800	407,200
259,500	346,500	409,800
263,300	349,700	412,200
267,100	352,800	414,900
270,900	355,900	417,300
274,500	358,700	419,500
278,500	361,400	422,200
282,500	364,500	424,800
286,500	367,700	427,500
290,300	370,600	429,900

294,300	374,100	432,400
298,200	377,100	434,800
302,100	380,700	437,300
305,800	384,300	439,300
309,400	387,000	441,700
312,900	389,500	444,000
316,500	392,100	446,400
320,100	394,900	447,900
323,800	397,200	450,300
327,300	399,700	452,600
330,600	401,800	454,900
334,100	403,800	456,900
336,800	406,100	459,200
339,400	408,300	461,400
342,000	410,600	463,700
344,800	412,900	465,800
346,700	415,000	468,100
348,900	417,000	470,400
351,300	419,100	472,600
353,500	421,000	474,600
355,800	422,800	476,700
357,900	424,600	478,800
360,200	426,600	480,900
362,400	428,500	483,000
364,800	430,500	484,800
367,000	432,400	486,600
369,000	434,400	488,400
371,300	436,200	490,100
372,500	438,000	491,900
373,900	439,700	493,700

に改める。

第2条 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項を削り、同条第5項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」に、「任期付職員条例」を「相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による」を「その者に適用される給料表の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第3条の2第1項中「前条第6項」を「前条第5項」に改め、同条第10項中「及び任期付職員」を削る。

第3条の3中「第4項並びに」を削る。

第14条の7第2項第1号中「任期付職員」を「任期付短時間勤務職員」に、「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改め、同項第3号中「任期付職員」を「任期付短時間勤務職員」に、「100分の80」を「100分の95」に、「100分の100」を「100分の115」に改める。

別表第1中「及び任期付職員」を削り、任期付職員の項を削る。

別表第2中「及び任期付職員」を削り、任期付職員の項を削る。

別表第3中「及び任期付職員」を削り、任期付職員の項を削る。

別表第4中「及び任期付職員」を削り、任期付職員の項を削る。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

「

「

円	円	円	円
156,700	172,600	158,700	174,500
158,200	174,700	160,200	176,600
159,700	176,800	161,700	178,700
161,200	179,000	163,200	180,900
162,900	181,000	164,900	182,800
164,800	183,200	166,800	185,000
166,600	185,400	168,600	187,200
168,400	187,600	170,400	189,400
170,200	189,900	172,100	191,600
172,300	192,700	174,200	194,400
174,300	195,400	176,200	197,100
176,300	198,100	178,200	199,800
178,300	201,000	180,100	202,600
180,500	202,700	182,300	204,300
182,700	204,400	184,500	206,000
184,900	206,100	186,700	207,700
187,200	207,900	188,900	209,400
189,800	209,500	191,500	211,000
192,300	211,200	194,000	212,700
194,800	212,800	196,500	214,200
197,300	214,500	198,900	215,900
199,000	216,400	200,600	217,800
200,700	218,200	202,300	219,500
202,400	220,100	204,000	221,400
203,900	221,800	205,400	223,100
205,500	223,700	207,000	224,900
207,200	225,700	208,700	226,900
208,800	227,700	210,200	228,800
210,200	229,500	211,600	230,600
211,900	232,200	213,300	233,200

別表第 1 中

を

に

213,500	234,900	214,800	235,900
215,200	237,600	216,500	238,500
216,800	240,100	218,100	241,000
218,500	242,900	219,700	243,700
220,300	245,500	221,500	246,300
222,100	248,200	223,200	248,900
223,600	250,600	224,700	251,300
225,400	253,100	226,400	253,700
227,200	255,600	228,200	256,200
229,000	257,900	229,900	258,400
230,600	260,500	231,500	261,000
232,300	262,900	233,100	263,300
233,900	265,100	234,700	265,500
235,500	267,300	236,200	267,600
237,000	269,500	237,700	269,800
238,400	271,700	239,000	271,900
239,700	273,900	240,300	274,100
240,900	275,900	241,400	276,100
242,300	278,100	242,800	278,100
243,800	280,100	244,200	280,100
245,000	282,000	245,400	282,000
246,500	284,000	246,800	284,000
247,700	285,800	248,000	285,800
248,900	288,200	249,100	288,200
250,300	290,500	250,500	290,500
251,400	293,000	251,600	293,000

」

」

改める。

「

円	円
140,600	190,400

「

円	円
142,600	191,900

別表第 2 中

141,700	192,200	143,700	193,600
142,900	193,900	144,900	195,200
144,000	195,700	146,000	197,000
145,100	197,300	147,100	198,600
146,200	199,000	148,200	200,200
147,300	200,800	149,300	202,000
148,400	202,600	150,400	203,700
149,500	204,000	151,500	205,100
150,900	205,800	152,900	206,800
152,200	207,600	154,200	208,600
153,500	209,400	155,500	210,300
154,800	210,600	156,700	211,500
156,300	212,400	158,200	213,200
157,800	214,100	159,700	214,900
159,400	215,900	161,300	216,600
160,600	217,500	162,400	218,200
162,100	219,200	163,900	219,800
163,600	220,900	165,400	221,500
165,100	222,500	166,900	223,000
166,500	224,000	168,200	224,500
169,200	225,700	170,900	226,100
171,800	227,400	173,500	227,800
174,400	229,000	176,100	229,300
177,000	230,500	178,600	230,800
178,700	232,100	180,300	232,300
180,400	233,600	182,000	233,800
182,100	235,000	183,700	235,200
183,600	236,300	185,100	236,300
185,300	237,500	186,800	237,500
187,100	238,700	188,600	238,700
188,900	240,000	190,300	240,000

を

に

190,400	241,300	191,800	241,300
191,900	242,600	193,300	242,600
193,300	243,900	194,600	243,900
194,800	245,200	196,100	245,200
196,100	246,100	197,400	246,100
197,300	247,600	198,500	247,600
198,600	249,100	199,800	249,100
199,900	250,600	201,000	250,600
201,000	252,000	202,100	252,000
202,300	253,400	203,300	253,400
203,600	254,800	204,600	254,800
204,900	256,100	205,800	256,100
205,900	257,200	206,800	257,200
207,200	258,500	208,000	258,500
208,500	259,900	209,300	259,900
209,800	261,200	210,500	261,200
210,800	262,500	211,500	262,500
211,900	263,600	212,500	263,600
213,000	264,900	213,600	264,900
214,100	266,200	214,600	266,200
215,100	267,200	215,600	267,200
216,100	268,300	216,500	268,300
217,100	269,600	217,500	269,600
218,100	270,900	218,400	270,900
218,900	271,900	219,200	271,900
219,900	272,900	220,100	272,900
220,800	273,900	221,000	273,900
221,800	275,000	222,000	275,000

」

」

改める。

第6条 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条第5項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」に、「任期付職員条例」を「相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による」を「その者に適用される給料表の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第5条第1項中「前条第6項」を「前条第5項」に改め、同条第10項中「及び任期付職員」を削る。

第6条中「第4項並びに」を削る。

第14条第2項中「及び任期付職員」を削る。

別表第1中「及び任期付職員」を削り、任期付職員の項を削る。

別表第2中「及び任期付職員」を削り、任期付職員の項を削る。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条並びに附則第4項及び附則第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(相模原市一般職の給与に関する条例第14条の7の改正規定を除く。)による改正後の相模原市一般職の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)及び第5条の規定による改正後の相模原市学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の学校職員給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例又は改正後の学校職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の相模原市一般職の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の相模原市学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の学校職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。  
(任期付職員の号給の決定)
- 4 第2条の規定の施行の日(以下「切替日」という。)の前日において、同条の規定による改正前の相模原市一般職の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給

料表の任期付職員の項に掲げる給料月額の適用を受けていた者であって、その任期の末日が切替日以後であるもの(以下「継続任期付職員」という。)の切替日の号給は、人事委員会規則で定めるところにより決定するものとする。

(任期付職員の昇給に関する経過措置)

- 5 切替日以後の継続任期付職員の昇給は、相模原市一般職の給与に関する条例第3条の2第4項から第6項までの規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより行うものとする。

#### 提案の理由

相模原市人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の給料、期末手当及び勤勉手当並びに任期付職員の給与に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 1 4 8 号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

( 1 ) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第 1 条及び第 2 条関係)

ア 給料の改定

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
行政職給料表( 1 ) (別表第 1 )	305,828 円	306,083 円	255 円	0.08 %
行政職給料表( 2 ) (別表第 2 )	318,563	318,588	25	0.01
消防職給料表 (別表第 3 )	317,355	317,683	328	0.10
医療職給料表 (別表第 4 )	480,333	481,333	1,000	0.21
全体	309,006	309,258	252	0.08

備考 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、平成 3 1 年 4 月 1 日現在の額

イ 勤勉手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	0.925	0.925	1.85	0.925	0.975	1.9
				0.95	0.95	1.9
特定幹部職員	1.125	1.125	2.25	1.125	1.175	2.3
				1.15	1.15	2.3

備考 改定後の各区分の欄の上段は令和元年度の支給割合、下段は令和 2 年度以降の支給割合

ウ 任期付職員の給与水準の見直し

(ア) 各給料表において単一の号給が適用されていた任期付職員について、人事委員会規則で定める基準に従い号給を決定し、及び昇給を行うこととするもの

(イ) 任期付職員としての上限を設けていた勤勉手当の支給総額について、再任用職員を除く他の職員と同様とするもの

(2) 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条及び第4条関係)

期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
特定任期付職員	1.675	1.675	3.35	1.675	1.725	3.4
				1.7	1.7	3.4

備考 改定後の欄の上段は令和元年度の支給割合、下段は令和2年度以降の支給割合

(3) 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正(第5条及び第6条関係)

ア 給料の改定

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
教育職給料表 (別表第1)	円 329,296	円 329,516	円 220	% 0.07
学校事務職給料表(別表第2)	273,901	274,233	332	0.12
全体	327,494	327,718	224	0.07

備考 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、平成31年4月1日現在の額

イ 任期付職員の給与水準の見直し

(1) ウと同様の改正を行うとともに、職務の級に応じて支給していた義務教育等教員特別手当を職務の級及び号給に応じて支給することとするもの

## 2 施行期日等

令和元年12月1日。ただし、1(1)イ及び(2)のうち令和2年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに(1)ウ及び(3)イに係る規定は、令和2年4月1日から施行し、1(1)ア及び(3)アに係る規定は、平成31年4月1日から適用

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例について  
相模原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 11 月 19 日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例  
相模原市介護保険条例(平成 12 年相模原市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条に次の 1 号を加える。

- (4) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 2 条に規定する災害により被害を受けた場合で、必要があると認められるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 14 条第 4 号の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料であって、普通徴収の方法によって徴収する納期が令和元年 10 月 1 日以後であるもの及び特別徴収の方法によって同日以後に徴収するものの減額又は免除について適用する。

提案の理由

令和元年台風第 19 号による被害を踏まえ、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に規定する災害により被害を受けた納付義務者に対する介護保険の保険料の減額又は免除に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

令和元年度相模原市一般会計補正予算(第3号)

令和元年度相模原市の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額303,625,000千円に歳入歳出それぞれ4,398,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ308,023,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
40 地方交付税		13,900,000	98,880	13,998,880
	5 地方交付税	13,900,000	98,880	13,998,880
55 国庫支出金		60,666,936	863,116	61,530,052
	5 国庫負担金	51,741,883	706,916	52,448,799
	10 国庫補助金	8,628,968	156,200	8,785,168
60 県支出金		16,698,617	15,715	16,714,332
	5 県負担金	11,643,405	15,000	11,658,405
	10 県補助金	3,571,222	715	3,571,937
70 寄附金		78,915	5,000	83,915
	5 寄附金	78,915	5,000	83,915
75 繰入金		6,362,761	146,916	6,509,677
	10 基金繰入金	6,298,948	146,916	6,445,864
80 繰越金		1,942,698	804,273	2,746,971
	5 繰越金	1,942,698	804,273	2,746,971
90 市債		29,414,100	2,464,100	31,878,200
	5 市債	29,414,100	2,464,100	31,878,200
歳入合計		303,625,000	4,398,000	308,023,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		23,952,501	226,800	24,179,301
	5 総務管理費	13,942,174	220,300	14,162,474
	20 統計調査費	106,305	6,500	112,805
15 民生費		127,996,155	787,618	128,783,773
	5 社会福祉費	52,149,976	120,000	52,269,976
	10 児童福祉費	52,076,284	11,100	52,087,384
	30 災害救助費	0	656,518	656,518
20 衛生費		26,380,533	△41,800	26,338,733
	10 清掃費	12,924,576	△41,800	12,882,776
30 農林水産業費		760,242	2,401	762,643
	5 農業費	687,401	2,401	689,802
40 土木費		26,190,847	33,500	26,224,347
	5 道路橋りょう費	10,205,251	4,700	10,209,951
	15 都市計画費	12,994,695	20,300	13,014,995
	20 公園費	1,679,738	8,500	1,688,238
45 消防費		7,941,036	168,281	8,109,317
	5 消防費	7,941,036	168,281	8,109,317
50 教育費		49,607,680	104,200	49,711,880
	5 教育総務費	7,550,635	13,000	7,563,635
	10 小学校費	22,542,022	95,200	22,637,222
	15 中学校費	13,856,382	△4,000	13,852,382
55 災害復旧費		1,205,999	3,017,000	4,222,999
	2 災害復旧費	1,205,999	3,017,000	4,222,999
70 予備費		100,000	100,000	200,000
	5 予備費	100,000	100,000	200,000
歳 出	合 計	303,625,000	4,398,000	308,023,000

## 第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
			千円
30 農林水産業費	5 農業費	農業後継者・担い手確保対策事業	1,001
55 災害復旧費	2 災害復旧費	農林水産施設災害復旧費（青根上青根水田・畑地災害復旧事業ほか1）	35,000
		公共土木施設災害復旧費（国道413号災害復旧事業ほか）	1,300,000

### 第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(国の予算等貸付金債) 災害援護事業費	千円  67,600	借入先 ・内閣府  借入方法 ・普通貸借  借入時期 令和元年度とする。	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に定めるところによる。
計	67,600			

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
(災害復旧債) 災害復旧費	千円  920,800	千円  2,396,500	千円  3,317,300
計	29,414,100	2,396,500	31,810,600

令和元年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

令和元年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額3,002,000千円に歳入歳出それぞれ14,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,016,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(元号の表示)

第2条 令和元年度相模原市の麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の予算における当該年度以降の年度の元号の表示は、当該年度全体を通じて「令和」とする。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		千円 700,259	千円 14,000	千円 714,259
	5 繰入金	700,259	14,000	714,259
歳入合計		3,002,000	14,000	3,016,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費		千円 2,981,372	千円 14,000	千円 2,995,372
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費	2,981,372	14,000	2,995,372
歳 出	合 計	3,002,000	14,000	3,016,000

令和元年度相模原市一般会計補正予算(第4号)

令和元年度相模原市の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額308,023,000千円に歳入歳出それぞれ1,017,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ309,040,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		千円 61,530,052	千円 627,132	千円 62,157,184
	5 国庫負担金	52,448,799	374,098	52,822,897
	10 国庫補助金	8,785,168	245,724	9,030,892
	15 国庫委託金	296,085	7,310	303,395
60 県支出金		16,714,332	118,617	16,832,949
	5 県負担金	11,658,405	118,617	11,777,022
80 繰越金		2,746,971	445,551	3,192,522
	5 繰越金	2,746,971	445,551	3,192,522
90 市債		31,878,200	△174,300	31,703,900
	5 市債	31,878,200	△174,300	31,703,900
歳入合計		308,023,000	1,017,000	309,040,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		24,179,301	13,800	24,193,101
	13 市民生活費	6,408,448	13,800	6,422,248
15 民生費		128,783,773	616,514	129,400,287
	5 社会福祉費	52,269,976	122,316	52,392,292
	10 児童福祉費	52,087,384	494,198	52,581,582
20 衛生費		26,338,733	396,172	26,734,905
	5 保健衛生費	12,854,914	396,172	13,251,086
50 教育費		49,711,880	△9,486	49,702,394
	10 小学校費	22,637,222	81,552	22,718,774
	15 中学校費	13,852,382	△91,038	13,761,344
歳 出	合 計	308,023,000	1,017,000	309,040,000

## 第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
			千円
15 民 生 費	5 社会福祉費	障害者支援センター松が丘園施設管理運営費	70,695
20 衛 生 費	5 保健衛生費	母子保健事業	3,108
40 土 木 費	5 道路橋りょう費	道路維持管理計画事業(国道413号道路災害防除事業)	39,000
50 教 育 費	10 小学校費	小学校校舎等整備事業(トイレ整備事業ほか1)	552,052
	15 中学校費	中学校校舎等整備事業(トイレ整備事業ほか1)	148,662

### 第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
道路維持管理計画事業 (市道雨降)	令和元年度	0
	令和2年度	15,015
道路維持管理計画事業 (市道鮎釣街道)	令和元年度	0
	令和2年度	7,128
道路維持管理計画事業 (市道小松西5号)	令和元年度	0
	令和2年度	8,976
道路維持管理計画事業 (市道小松若葉台)	令和元年度	0
	令和2年度	7,392
道路維持管理計画事業 (県道508号)	令和元年度	0
	令和2年度	9,317
道路維持管理計画事業 (市道都井沢三工区)	令和元年度	0
	令和2年度	5,082
道路維持管理計画事業 (市道風戸橋)	令和元年度	0
	令和2年度	4,620
道路維持管理計画事業 (国道413号)	令和元年度	0
	令和2年度	13,600
道路維持管理計画事業 (市道関口道志)	令和元年度	0
	令和2年度	9,900
道路維持管理計画事業 (道路情報提供装置更新)	令和元年度	0
	令和2年度	60,500
道路維持管理計画事業 (市道相模富士見町)	令和元年度	0
	令和2年度	85,756

事 項	期 間	限 度 額
道路維持管理計画事業 (市道キャタピラー三菱外周)	令和元年度	0
	令和2年度	11,088
道路維持管理計画事業 (市道東芝)	令和元年度	0
	令和2年度	13,200
道路維持管理計画事業 (市道新磯野22号)	令和元年度	0
	令和2年度	6,000
道路維持管理計画事業 (市道慰霊塔参道)	令和元年度	0
	令和2年度	9,000
道路維持管理計画事業 (市道麻溝台100号ほか1)	令和元年度	0
	令和2年度	23,683
道路維持管理計画事業 (市道大沼59号)	令和元年度	0
	令和2年度	13,244
公園施設長寿命化実施事業	令和元年度	0
	令和2年度	25,672
自転車駐車場 指定管理経費	令和元年度から 令和4年度まで	1,201,968

千円

## 第4表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(民生債) 障害者福祉施設整備費	0	56,500	56,500
(教育債)			
小学校整備費	1,973,100	△ 90,400	1,882,700
中学校整備費	2,095,200	△ 140,400	1,954,800
計	31,878,200	△ 174,300	31,703,900

令和元年度相模原市自動車駐車場事業特別会計補正予算(第2号)

令和元年度相模原市自動車駐車場事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和元年11月19日提出

相模原市長 本村賢太郎

## 第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自 指 動 定 車 管 駐 理 車 経 場 費	令和元年度から 令和4年度まで	1,078,394

千円

相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例及び附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例及び附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 11 月 22 日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例及び附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
(相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例(昭和 62 年相模原市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「関し」を「ついて」に改める。

第 4 条第 1 項第 3 号に次のただし書を加える。

ただし、旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号)第 4 条の 3 に規定する基準に適合する設備を玄関から容易に見える場所で、かつ、ロビー等と一体である場所に有する場合は、この限りでない。

第 4 条第 1 項中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「前項第 2 号から第 5 号まで及び第 7 号」を「前項第 2 号、第 3 号及び第 5 号」に改める。

第 16 条中「関し」を「ついて」に改める。

第 2 条 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「。以下「法」という。」を削り、「及び第 3 項に規定する旅館・ホテル営業又は」を「に規定する旅館・ホテル営業及び同条第 3 項に規定する」に改め、「簡易宿所営業」の次に「(以下「ホテル等営業」という。)」を、「施設」の次に「である建築物(当該建築物の一部にホテル等営業の用に供する部分以外の部分を有する場合は、当該ホテル等営業の用に供する部分)」を加え、

同条に次の 1 号を加える。

( 3 ) 建築物 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

第 4 条の見出し中「構造等」を「ホテル等」に改め、同条第 1 項ただし書を削り、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

( 1 ) 玄関(建築物(門及び塀を除く。)の外部から内部に通ずる出入口(従業員その他の関係者のみが利用するものを除く。)をいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 道路、歩道状空地、公園、広場その他これらに類する空地(以下「道路等」という。)から玄関の内部を見通すことができるものであつて、規則で定める寸法を有するものであること。ただし、敷地の形態、周辺の地形等によりこれにより難い場合であつて、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

イ 客が営業時間中に必ず通過し、自由に入出入りすることができるものであること。

ウ 客室へ直接通ずるものでないこと。ただし、当該客室を有する建築物が他の客室を有する建築物及びフロント等を有する建築物とそれぞれ別の建築物である場合は、この限りでない。

( 2 ) 次に掲げる要件を満たすロビー又は応接室若しくは談話室(以下「ロビー等」という。)を有すること。

ア ホテル等の出入口(ホテル等の出入口のある階とフロント、帳場又は旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号)第 4 条の 3 に規定する基準に適合する設備(以下「フロント等」という。)を有する階とが異なる場合は、フロント等を有する階の出入口をいう。以下同じ。)と近接し、客が自由に利用できるものであること。

イ 待ち合わせ又は談話ができる椅子、テーブル等の設備を有すること。ただし、ホテル等の収容人員が 10 人以下の場合は、この限りでない。

ウ 収容人員に応じ、規則で定める規模のものであること。

第 4 条第 1 項第 3 号中「ロビー等と一体で、開放的に客等と応接できる」を「次に掲げる要件を満たす」に改め、同号ただし書中「(昭和 23 年厚生省令第 28 号)」を削り、「玄関」を「ホテル等の出入口」に改め、同号に次のように加える。

ア ホテル等の出入口から容易に見える場所にあり、かつ、ロビー等と一体であること。

イ 客と従業員が対面して面接することができる遮蔽物のない構造であること。

ウ 客室の鍵を保管する設備を有すること。

第4条第1項第5号を削り、同項第4号ただし書中「法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設」を「ホテル等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 客室は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 客室の出入口は、フロント等に通ずる共用の廊下に面した構造であること。ただし、客室を有する建築物が他の客室を有する建築物及びフロント等を有する建築物とそれぞれ別の建築物であつて、フロント等から客室の出入口までの経路が共用のものである場合は、この限りでない。

イ 内装は、天井及び壁面に横臥<sup>が</sup>している人の姿態を映す鏡又はこれに類するものを備えないものとし、かつ、客の性的好奇心を刺激しない清そなものとする。

ウ 浴室の内部が当該浴室の外から容易に見える構造でないこと。

第4条第1項第6号中「建築物、広告物及び広告物を掲出する物件」を「ホテル等及び屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)」に、「住環境」を「生活環境」に、「都市景観上の」を「良好な景観の形成に」に改め、同項中第7号を第12号とし、第6号の次に次の5号を加える。

(7) ホテル等を照らすこと以外の用に供するための投光器その他これに類する照明装置を設置しないこと。

(8) 屋外広告物に使用する照明装置及び電光表示装置は、規則に定める基準に適合したものであること。

(9) ホテル等の外部に休憩料金及び空室の状況を表示しないこと。

(10) 道路等に面する塀その他これに類する工作物及び樹木は、規則で定める高さを超えないものであること。ただし、樹木のうち樹種やその配置により道路等から玄関及び駐車場までの空間の見通しを妨げるおそれがないと市長が認めたものは、この限りでない。

( 1 1 ) 道路等から玄関及び駐車場までの空間の見通しを妨げるのれん等の遮蔽物を設けないこと。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、青少年の健全な育成及び快適で良好な生活環境の実現に反するおそれがないと相模原市ホテル等建築審議会(以下「審議会」という。)の同意を得て市長が認めるものにあつては、前項各号の全部又は一部の規定を適用しないことができる。

第 8 条を削る。

第 7 条の見出し中「同意」を「承認」に改め、同条中「届出」を「申請」に、「第 4 条に規定する構造等の」を「第 4 条第 1 項各号に掲げる」に、「当該ホテル等の建築について同意を行う」を「前条第 1 項の承認をする」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の見出しを「(ホテル等の建築の申請)」に改め、同条第 1 項中「者は、規則で定めるところにより届出を行い、市長の同意」を「建築主は、ホテル等の建築に係る計画について市長に申請し、その承認」に改め、同条第 2 項中「同意を行う」を「承認をする」に、「相模原市ホテル等建築審議会」を「審議会」に改め、同条に次の 2 項を加え、同条を第 7 条とする。

3 前条及び前 2 項の規定は、ホテル等の建築に係る計画の変更について準用する。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 建築主は、前項ただし書の軽微な変更をするときは、市長に届け出なければならない。

第 5 条第 1 項中「ホテル等を建築しようとする者(以下「建築主」という。)」を「建築主」に改め、「規則で定めるところにより」を削り、同条第 2 項中「規定による」を削り、同条第 3 項中「事前相談書の内容を確認し、規則で定める事項を満たしている」を「事前相談が終了した」に、「事前相談が終了した」を「その」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(緑化)

第 5 条 ホテル等を建築しようとする者(以下「建築主」という。)は、当該ホテル等の敷地に占める樹木等の植栽地(以下「緑化施設」という。)の面積の割合を 10 パーセント以上とするよう努めるものとする。

2 緑化施設の面積は、規則で定めるところにより算定するものとする。

第9条第1項中「規則で定めるところにより、当該建築物」を「第7条第1項の規定による申請に係るホテル等」に、「当該建築の」を「当該ホテル等の建築の」に改め、同条第2項中「当該建築」を「ホテル等の建築」に、「当該敷地」を「当該ホテル等の敷地」に改め、同条に次の1項を加える。

3 建築主は、第1項の規定により標識を設置したときは、市長に届け出なければならない。

第10条を次のように改める。

(完了検査)

第10条 建築主は、ホテル等の建築工事が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに当該ホテル等が第4条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

3 市長は、前項の規定による検査をした場合において、当該検査に係るホテル等が第4条第1項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とする。

第14条第1項中「第10条」を「第12条第1項及び第2項」に改め、同条第2項中「前条」を「第14条第1項」に、「立入調査」を「立入検査」に改め、同条を第16条とする。

第13条の見出しを「(立入検査)」に改め、同条第1項中「当該建築物、建築物」を「ホテル等、ホテル等」に、「調査を行わせる」を「検査を行わせ、又は関係者に質問させる」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「、立入調査」を「立入検査」に改め、同条第3項中「立入調査」を「立入検査」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(維持管理等)

第15条 ホテル等の所有者等は、当該ホテル等が、第4条第1項各号に掲げる基準に適合するよう維持管理をしなければならない。

2 ホテル等の所有者等は、当該ホテル等の敷地に占める緑化施設の面積の割合を10パーセント以上とするよう努めるものとする。

第12条を削る。

第11条中「前条」を「前条第1項及び第2項」に改め、同条に次の1項を加

える。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(勧告)

第11条 市長は、第7条第1項の規定に違反し、又は虚偽の申請をした建築主に対し、ホテル等の建築の中止その他必要な勧告をすることができる。

2 市長は、ホテル等の建築後に当該ホテル等が第4条第1項各号に掲げる基準に適合しないことを知つたときは、当該ホテル等の所有者、管理者又は営業者(以下「所有者等」という。)に対し、原状回復その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 前項の規定による勧告を受けた者は、これに基づき講じた措置について、市長に報告するものとする。

(中止命令等)

第12条 市長は、前条第1項の勧告を受けた者であつて、正当な理由なくその勧告に係る措置を行わないものに対し、ホテル等の建築の中止を命じ、又は相当の期間を定めて必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項の勧告を受けた者であつて、正当な理由なくその勧告に係る措置を行わないものに対し、相当の期間を定めてその原状回復その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 前項の規定により原状回復その他必要な措置を講ずることを命ぜられた者は、これに基づき講じた措置について、市長に報告するものとする。

附則第3項中「構造等」を「ホテル等」に、「当該規定」を「同条、第11条第2項及び第15条第1項の規定」に改める。

附則中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、同項の規定により第4条、第11条第2項及び第15条第1項の規定を適用しないこととされるホテル等の所有者等は、当該ホテル等が第4条第1項各号に掲げる基準に適合するよう努めるものとする。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第3条 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を

次のように改正する。

別表市長の部相模原市ホテル等建築審議会の項中「第6条第2項の規定により、ホテル等建築の届出」を「第7条第1項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定によるホテル等の建築の申請」に、「同意」を「承認その他ホテル等の建築の適正化」に、「答申する」を「答申し、又は意見を建議する」に改め、「2年」の次に「(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。  
(相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例(昭和62年相模原市条例第22号。以下「条例」という。)第4条から第10条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に第2条の規定による改正後の条例第7条第1項の規定によりその計画について申請するホテル等の建築について適用し、施行日前に第2条の規定による改正前の条例第6条第1項の規定による届出をしたホテル等の建築については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に第2条の規定による改正前の条例第6条第1項の規定によりその建築について届出をしたホテル等に係る第2条の規定による改正後の条例第11条第2項及び第15条第1項の規定の適用については、これらの規定中「第4条第1項各号」とあるのは、「相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例及び附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(令和元年相模原市条例第 号)第2条の規定による改正前の第4条第1項各号」とする。
- 4 施行日前に第2条の規定による改正前の条例第6条第1項の規定によりその建築について届出をしたホテル等の所有者、管理者又は営業者は、当該ホテル等が第2条の規定による改正後の条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合するよう努めるものとする。
- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案の理由

旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)による旅館業法(昭和23年法律第138号)の改正等を踏まえ、ホテル等の基準に係る規定の改正、計画の変更に係る規定の追加、完了検査に係る規定の追加、勧告、中止命令等及び公表に係る規定の改正、維持管理等に係る規定の追加、経過措置に係る規定の改正、相模原市ホテル等建築審議会の設置目的にホテル等の建築の適正化に関し必要な事項を加えるための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第154号関係資料

### 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例及び附属機関の設置に関する条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### (1) 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部改正(第1条関係)

ホテル等(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設である建築物をいう。以下同じ。)の基準に係る規定の改正

##### ア フロント又は帳場

旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の3に規定する基準に適合する設備をフロント又は帳場に代替する機能を有する設備として認めることとするもの

##### イ 食堂、会議に使用することのできる施設等

食堂、会議に使用することのできる施設等を有することとする規定を廃止するもの

##### (2) 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部改正(第2条関係)

##### ア ホテル等の基準に係る規定の改正

##### (ア) 玄関

道路、歩道状空地、公園等(以下「道路等」という。)から玄関の内部を見通すことができることを原則とし、山間部など敷地の形態や周辺の地形等によってこれにより難しい場合で、市長が特に認めたものについては、これによらないことができることとするもの

##### (イ) 屋外広告物に使用する照明等

屋外広告物に使用する照明装置及び電光表示装置は、規則に定める基準に適合したものであることとするもの

##### (ウ) 樹木の高さ

道路等に面する塀、樹木等について、規則で定める高さを超えないものであることを原則とし、樹木のうち樹種及び配置により道路等から玄関及び駐車場までの空間の見通しを妨げるおそれがないと市長が認めた場

合には、これによらないことができることとするもの

(エ) ホテル等の基準(以下「基準」という。)の適用除外

この条例の目的に反するおそれがないと相模原市ホテル等建築審議会(以下「審議会」という。)の同意を得た上で市長が認めるものには、基準の全部又は一部を適用しないことができることとするもの

イ 計画の変更に係る規定の追加

ホテル等の建築に係る計画の変更をしようとする場合には、当該計画について、事前相談を終了した上で市長に申請し、その承認を得なければならないこととするもの

ウ 完了検査に係る規定の追加

ホテル等を建築しようとする者(以下「建築主」という。)は、工事完了時には速やかに市長へ届け出なければならないこととし、市長は、完了検査の結果、建築物が基準に適合していると認めるときは検査済証を交付することとするもの

エ 勧告、中止命令等及び公表に係る規定の改正

(ア) 市長は、ホテル等の建築に係る計画の申請をせず、若しくは当該申請の承認を得ず、又は虚偽の申請をした建築主に対し、ホテル等の建築の中止その他必要な勧告をすることができることとするもの

(イ) 市長は、ホテル等がその建築後に基準に適合しない構造等へ変更された場合に、当該ホテル等の所有者、管理者又は営業者(以下「所有者等」という。)に対し、原状回復その他必要な措置を講ずることを勧告することができることとするもの

(ウ) 市長は、勧告を受けた者であって、正当な理由なくその勧告に係る措置を行わないものに対し、建築の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができることとするもの

(エ) 勧告又は命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づき講じた措置について、市長に報告することとするもの

(オ) 市長は、市長の命令に従わない者があるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、当該事実の公表を行うことができることとするもの

オ 維持管理等に係る規定の追加

ホテル等の所有者等は、当該ホテル等が基準に適合するよう維持管理しな

ければならないこととするもの

カ 経過措置に係る規定の改正

(ア) 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例(昭和62年相模原市条例第22号。以下「ホテル条例」という。)の施行の際現に存するホテル等が改正後の基準に適合せず、又は適合しない部分を有する場合において、改正後のホテル条例第4条の規定に加えて、エ(イ)及びオの規定を適用しないこととするもの

(イ) (ア)の規定にかかわらず、当該規定により改正後のホテル条例第4条、エ(イ)及びオの規定を適用されないこととされるホテル等の所有者等は、当該ホテル等が改正後の基準に適合することとなるよう努めることとするもの

(3) 附属機関の設置に関する条例の一部改正(第3条関係)

審議会がホテル等の建築の適正化について調査審議等を行うこととするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日(以下「施行日」という。)。ただし、1(1)に係る規定は、公布の日

(2) 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部改正に伴う経過措置

ア 1(2)による改正後のホテル条例第4条から第10条までの規定は、施行日以後に1(2)による改正後のホテル条例の規定によりその計画について申請するホテル等の建築について適用し、施行日前に1(2)による改正前のホテル条例の規定による届出をしたホテル等の建築については、なお従前の例によることとするもの

イ 施行日前に1(2)による改正前のホテル条例の規定による届出をしたホテル等に係る1(2)エ(イ)及び1(2)オの適用については、1(2)による改正前のホテル等の基準によることとするもの

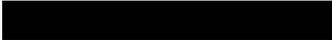
ウ イの規定により1(2)による改正前のホテル等の基準によることとされたホテル等の所有者等は、当該ホテル等が1(2)の規定による改正後のホテル等の基準に適合するよう努めることとするもの

エ 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするもの

人事委員会の委員の選任について  
次の者を、本市人事委員会の委員に選任したいので同意されたい。

令和元年11月22日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	山 本 雅 子	

提案の理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項の規定により、議会の同意を得る必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和元年11月22日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	三 代 宏 次	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和元年11月22日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	内 田 淑 子	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和元年 11 月 22 日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	大 貫 薫	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和元年11月22日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■	奥 山 文 子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和元年11月22日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	山 口 絹 子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和元年11月22日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■	原 啓 子	■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和元年11月22日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■	甲 斐 田 沙 織	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

令和元年度相模原市一般会計補正予算(第5号)

令和元年度相模原市の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額309,040,000千円に歳入歳出それぞれ519,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ309,559,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和元年12月11日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 県支出金		千円 16,832,949	千円 438,927	千円 17,271,876
	5 県負担金	11,777,022	5,625	11,782,647
	10 県補助金	3,571,937	433,302	4,005,239
80 繰越金		3,192,522	80,073	3,272,595
	5 繰越金	3,192,522	80,073	3,272,595
歳入合計		309,040,000	519,000	309,559,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		千円 24,193,101	千円 4,970	千円 24,198,071
	13 市民生活費	6,422,248	4,970	6,427,218
15 民生費		129,400,287	9,600	129,409,887
	5 社会福祉費	52,392,292	9,600	52,401,892
35 商工費		11,622,519	504,430	12,126,949
	5 商工費	11,622,519	504,430	12,126,949
歳	出	合	計	
		309,040,000	519,000	309,559,000

## 第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
35 商 工 費	5 商工費	被災中小企業復旧支援補助金	千円 487,453